

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
91

2022.6

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

- 1 動き出した仲裁法・ADR法の改正とその背景——司法制度改革から20年—— 東京大学名誉教授 青山 善充

外国法制・実務

- 11 ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」の概要と現況
前JICA長期派遣専門家・チーフアドバイザー
(現さいたま地方検察庁検事) 横幕 孝介
- 20 ベトナムの判例についての覚書(3) —刑事判例について—
前JICA長期派遣専門家(現JICA国際協力専門員) 枝川 充志
前国際協力部教官(現東京地方裁判所判事補) 黒木 宏太
- 61 東ティモールにおける土地の権利に関する法制度の概要
国際協力部教官 川野麻衣子

活動報告

【国際研修・共同研究】

- 73 ラオス国立司法研修所との共同セミナー—未遂犯における「社会にとっての危険」— 国際協力部教官 矢尾板 隼
- 78 ラオス留学生のインターンシップ受入れ 国際協力部教官 矢尾板 隼
- 82 インドネシア法整備支援オンラインセミナー(法令の整合性確保のための方策について)
前国際協力部教官(現JICA長期派遣専門家) 及川 裕美
- 85 ウズベキスタン司法省法律家トレーニングセンターとの協力関係の開始
前国際協力部教官(現東京地方裁判所判事補) 黒木 宏太
- 92 ウズベキスタン: 犯罪白書作成と犯罪予防研究に関する支援(フェーズ2)
—犯罪白書作成支援を中心に— 前国際協力部教官(現東京地方裁判所判事補) 黒木 宏太
- 96 ウズベキスタン第2回本邦研修(オンライン)
—契約及び電子契約の諸問題、書証と事実認定について— 前国際協力部教官(現東京地方裁判所判事補) 黒木 宏太
- 114 第4回スリランカ本邦研修(オンライン)
(刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～) 前国際協力部教官(現JICA長期派遣専門家) 及川 裕美
- 120 UNDPとのビジネスと人権に関するオンラインセミナーの開催
前国際協力部教官(現東京地方裁判所判事補) 黒木 宏太

【講義・講演】

- 128 事務官 徳井 靖士

【研修等実施履歴】

- 129 事務官 徳井 靖士

JICA現地事務所スタッフの眼

- 132 日本の法整備支援について JICAベトナム事務所 チャン・グエット・アイン

専門官の眼

- 134 主任国際専門官 中山 卓

各国プロジェクトオフィスから

- 139 ベトナム長期派遣専門家 河野 龍三
カンボジア長期派遣専門家 伊藤みずき
ラオス長期派遣専門家 鈴木 一子
インドネシア長期派遣専門家 及川 裕美

編集後記

- 142 事務官 徳井 靖士

動き出した仲裁法・ADR法の改正とその背景 ——司法制度改革から20年——

東京大学名誉教授

青山善充

第1 はじめに

現行仲裁法（平成15年法律138号）とADR法、すなわち「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律151号）は、周知のように平成の司法制度改革によって誕生した。それから間もなく20年、いま二つの法律は、大きな改正を迎えようとしている。

それは、単に法令の改正という狭い枠内の事柄ではない。この十数年来の仲裁や調停に関する世界的な動向と、国境を越えたIT（情報技術）・AI（人工知能）の飛躍的進化に対応して、仲裁とADRを含む紛争解決制度全体が、大きな躍進を遂げようとしている姿にほかならない。

筆者は、長く仲裁やADRに関与する機会を与えられてきた。その立場から、その現状および今後について、荒削りのスケッチを試みたい。二つの法律の改正は微妙に関係しあっているが、一応、分けて述べる。

なお、本稿は多くの著書・論文・資料に負うところが多いが、出典の引用は省略させていただいたことをお断りしておきたい。

第2 仲裁法の改正動向とその背景

1 現行仲裁法の制定から今回の改正要綱まで

(1) 現行仲裁法の制定

近代日本における最初の仲裁法は、主として国内仲裁を念頭に置いたドイツ民事訴訟法典（1877年）の中の「仲裁」の規定をほぼ直輸入した、明治23年（1890年）制定の民事訴訟法第8編「仲裁手続」であった。これは、平成8年の現行民事訴訟法の制定の際に、法律名が「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」と変更されたが、内容的には当初の古色蒼然たる姿で残り、そのことが日本の仲裁の低調な一因と言われ続けた。

2001年（平成13年）6月、司法制度改革審議会は、「国際的動向を見つつ、仲裁法制（国際商事仲裁を含む。）を早期に整備すべきである。」と提言した。これを受けて、司法制度改革推進本部における「仲裁検討会」の討議を経て、第156回国会において新しい仲裁法が制定され（平成15年法律138号）、平成16年3月1日から施行された。これが現行仲裁法である。

これは、内容的には、UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）作成の「国際商事仲裁モデル法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration）」（1985

年国連で採択)にかなり忠実に準拠しつつ、形式的には、モデル法の定める国際仲裁のみならず、国内仲裁にも同じ規律を導入した単行法である。

新仲裁法は、旧法から一転し、国際標準に合わせる形で登場した。日本は、戦後比較的早い時期に、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(1958年国連で締結)——ニューヨーク条約——を批准している(昭和36年条約10号)から、新仲裁法とニューヨーク条約とが相まってようやく法制面で世界の主要国と肩を並べることになった。しかし、日本における仲裁事件は、新法制定後も、増える傾向を見せなかった。

(2) 仲裁モデル法2006年改訂とそれに対する対応

新仲裁法の制定によって法制面での遅れを取り戻したと思ったのも束の間、その施行から2年後に、UNCITRALは、仲裁廷が発令できる暫定保全措置(interim measures and preliminary orders)(モデル法17条、仲裁法24条)をいくつかの種類に類型化し、それに執行力を与える、等のモデル法改訂を行った(2006年)。そして、モデル法採用国(国内の一部の州が採用している国を含めて、現在80か国余り)の中で、2006年改訂に対応する動きが少しずつ広がってきた(現在、20か国余り)。

これらの情報は、日本商事仲裁協会発行の『JCAジャーナル』や、2004年に設立された仲裁ADR法学会の機関紙『仲裁とADR』などによって、いち早く日本にもたらされたが、これを取り入れて仲裁法を改正しようという機運は、これまで盛り上がりなかった。

ところが、ここへ来て事態は急に動き出した。法制審議会は2020年9月に「仲裁法制部会」(座長山本和彦一橋大学教授)を設置し、約1年の審議を経て、「仲裁法の改正に関する要綱」を法務大臣に答申した(2021年10月21日)。この要綱に基づく仲裁法改正案は、現時点ではまだ国会に上程されておらず、これからの国会の審議についても予断を許されない。ただ、改正の骨格は、要綱によれば、①仲裁廷(仲裁地が国内か否かを問わない)が発する暫定保全措置——係争物に関する仮処分、仮の地位を定める仮処分、仮差押え——について、裁判所の執行決定を得て執行しうるものとする、②仲裁合意の書面性の緩和、③仲裁関係事件の管轄の集中、等である。

いずれも、これが実現すれば、利用者の利便性が増すだけでなく、国際的に見て日本が再び国際標準の仲裁法制を持つことになる。

なお、外国法事務弁護士による国際仲裁・国際調停の代理については、それを拡大・新設する法改正(外弁法7条)が一足早く一昨年実現している(令和2年法律33号)。

2 仲裁法改正動向の背景

(1) 「国際仲裁の活性化」のうねり

それでは、このように法改正が急に動き出した背景は何か。一口に言えば、政治・行政・民間挙げての国際仲裁振興に向けた大きなうねりであり、キーワードは「国際仲裁の活性化」である。ここでいう「国際仲裁」は、国際紛争解決制度と同義であって、あえて

「国際調停」を除外するものではない（国際調停については、後に触れる）。

今日、国際取引紛争の解決のメインストリームは、世界的に見て、国別の裁判所による裁判でなく、仲裁機関による国際仲裁である。仲裁先進国と言われる英米仏には古くから著名な仲裁機関が存在し、多数の仲裁事件を扱っている。アジアでも近年、シンガポール、香港、ソウル、北京、上海、クアラルンプール等の仲裁機関が、仲裁による紛争解決件数を伸ばしている。

（2）日本仲裁低迷の原因

これに対して、日本ではこれまで仲裁が低迷し、仲裁後進国と言われてきた。日本の代表的な仲裁機関である日本商事仲裁協会（JCAA）の扱う仲裁事件は、年間10数件に過ぎない。古臭い仲裁法がその一因とされてきたが、新仲裁法の施行後も、事態は変わらなかった（前述）。

このことは、日本企業またはその海外子会社・関連会社が抱える紛争の仲裁を日本国内で行うことができず、遠い欧米またはアジアの諸国の仲裁機関に委ねざるをえないことを意味する。体力のある大企業にとっては、それでもよい。しかし、中小企業にとっては、海外の仲裁機関に出向くくらいなら、不本意な和解でも応じざるを得ない、ということにもなった。

なぜ、そのような状態が長く続いてきたのか。一口に言えば、紛争解決は裁判所に任せればよい、という固定観念に縛られ、仲裁振興を国策ととらえる視点が欠如していたことである。国際取引はビジネスであり、そこから発生する紛争を解決する国際仲裁は、ビジネスを支える基幹インフラである。民間が行うビジネスを国としてサポートするのは、ビジネスの隆盛が国益に適うからである。その理は、それを支えるインフラである仲裁にも当てはまるはずである。しかし、日本ではこれまで、仲裁をそのようにとらえる視点が著しく欠落していた。

そのことが、結果として仲裁法制の立遅れ、国際事件に対応できる仲裁人や代理人の不足、大型の仲裁事件を審理できる専用の施設・設備の不備をもたらし、それがまた跳ね返って日本仲裁の敬遠という悪循環を招来したのである。

（3）国際仲裁活性化に向けた政官民の動き

ところが、ここ数年、長年の積弊を打破しようとする意識とエネルギーが急激に盛り上がり、政治も行政も民間も、国際仲裁の活性化に向けて一斉に動き出した。

(a) まず、政治である。きっかけは、2017年（平成29年）6月1日、自民党司法制度調査会が「『司法外交』の新基軸——5つの方針と8つの戦略」（最終提言）の中で、「アジアNo. 1の『日本国際仲裁センター（仮称）』を設置する」「仲裁事案をわが国に呼び込む」「世界で活躍する国際司法人材を養成する」等の提言を行ったことである。また、これを受ける形で、同年6月9日の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2017」の中に「スポーツ事案を含めた国際仲裁の活性化に向けた基盤

整備のための取組」が重点施策として盛り込まれたことである。「骨太の方針」は、その後も毎年継続して「国際仲裁の活性化」を挙げている。このように政治が動き出した背景に、日本弁護士連合会や日本仲裁人協会による強力なロビー活動があったことを、忘れてはならない。

(b) 行政も同時に動き出した。2017年（平成29年）9月に、内閣官房に「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」（関係府省局長クラスと関係団体）が設置され、各府省が連携して総合的効果的な取組みを推進していくことになった。同会議は、その下に設けた「連絡会議幹事会」（課長クラスと関係団体）が仲裁機関のヒアリング等を経て作成した「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」（中間とりまとめ）を決定した（2018年（平成30年）4月25日）。

この「中間とりまとめ」は、いわば国際仲裁振興のロードマップであり、きわめて重要な文書である。「国際仲裁を活性化することは、国益に資する」との基本認識の下、日本が取り組んでいくべき事項を、①基盤整備に関する取組み（情報の集約共有、人材育成、関連法制の見直し、施設の整備）、②日本企業を当事者とする国際仲裁の活性化（国内外の意識啓発・広報、利用支援策）、③第三国仲裁の活性化（情報の積極的発信、ターゲットを念頭に置いた働きかけ、わが国の強みの摸索）、④政府と民間との連携・協力等に整理して、それぞれの事項を検討・推進すべき府省名を書き込んである。「連絡会議幹事会」は、年2回程度の会合を開いて、上記の取組みの履行状況をチェックしている。

(c) 最後は、民間の動きである。その中心は、日本に国際仲裁の拠点を作るという国策にタイアップした、一般社団法人「日本国際紛争解決センター」（JIDRC）の設立（2018年2月）とその活動である。私は、設立から本年3月まで、この法人の理事長を務めた。JIDRCの目的は、日本における仲裁、調停その他の裁判外紛争解決手続（仲裁等）の振興である。そのために、①仲裁等の実施に必要な施設の提供、②仲裁等に関する広報や研究、③仲裁等の担い手となる人材育成、等の事業を行っている。誤解のないように断っておくが、JIDRCは、仲裁機関ではない。内外のADR機関に対して審問等の施設を提供すること等を通じて、日本に仲裁事件を呼び込むための拠点であって、それ以上ではない。

JIDRCが施設の提供を事業の柱としたのは、これまで日本には仲裁の審問等のための十分な専用施設がなく、そのことが日本における仲裁不振の一因だった（前述）、からである。現在、東京虎ノ門（虎ノ門ヒルズビジネスセンター、2020年3月から）と大阪中之島（国際会議場グランキューブ大阪、2021年4月から）で、施設提供事業を行っている。折からのコロナ禍で、仲裁人等がフルメンバーで集まる従来型の審問から、全部または一部をオンラインで行う審問方式の採用に伴う機器の整備、証人に対するコーチングの防止等、オンライン審問に伴う新しい問題への対処方針も定めた。

JIDRCの事業は、そのほか、広報活動として、企業向け仲裁の広報、日本の仲裁関係判例の英文による紹介、外国の仲裁機関等との協力協定の締結、人材養成として、模擬仲裁動画の作成、外国の認定仲裁人資格試験の日本における実施、裁判官を対象とする仲

裁の講演、法学部や法科大学院における仲裁の講義、等多彩である。

それらの事業のための資金は、当面、施設提供の対価たる審問室・会議室の利用料収入のほか、法務省を委託元とする2019年から5年間の仲裁振興のための実験的調査研究の受託金（5年間で約7億8千万円）、等があげられている。

3 国際仲裁のさらなる活性化のための課題

日本における国際仲裁の活性化の動きは、緒についたばかりである。それをさらに進展していくための課題を整理しておきたい。

日本に国際仲裁事件を呼び込むためには、外国人（企業・仲裁人・代理人）が、日本——東京や大阪——で仲裁をすることに魅力を感じなければならない。仲裁フレンドリーで国際標準の仲裁法制が整っていること、廉価で機能的な仲裁施設および設備の存在、空港からのアクセスの良さ、経験豊かな仲裁人・代理人候補者が豊富に存在していること、外国語に対応でき、IT機器の運用に習熟した有能なスタッフ、安全で快適に滞在できるホテル、都市としての魅力・市民のホスピタリティ、等々である。

これらは、国または都市の総合政策の問題でもあって、一部の法曹や仲裁関係者の努力だけでは達成できない課題ばかりである。政府として、「骨太の方針」、「中間とりまとめ」で一挙に盛り上がった国際仲裁活性化のうねりを一時のブームで終らせることなく、その熱量を増やしつつ継続的に推進していく必要がある。仲裁人材の育成や専用施設の高度化も、JIDRCを初めとする仲裁業界の自助努力だけでは限界があるから、その財政面の支援も含めて、政府が経済界とも連携して取り組んでほしい。

民間としては、JIDRCと日本商事仲裁協会を初めとする仲裁機関とが連携して、仲裁利用者のために日本仲裁の利便性を向上させ、外国の仲裁機関、仲裁人・代理人のサークルに、日本の仲裁の魅力のアピールし続ける必要がある。

第3 ADR法の改正動向とその背景

1 ADR法の制定から現在まで

(1) ADR法の制定とその特徴

「調停」と言えば「民事調停」「家事調停」と思うほど、日本では裁判所の調停が歴史的に定着し、受理件数も多い（2018年で、民事調停・家事調停合わせて年間20万件弱）。しかし、行政や民間も、ADR法施行以前から、関係する紛争について訴訟以外の方法での解決方法として、調停を行ってきた（「あっせん」「和解の仲介」などの名称も用いられる）。行政が設営するものとして建設工事紛争審査会や公害等調整委員会、民間が行うものとして交通事故紛争処理センター、弁護士会仲裁センター、自動車製造物責任相談センター、などであった。

これに対して、諸外国では、裁判所に附属する調停は例外で、民間ビジネス型の仲裁や調停が発展してきた。とくに、アメリカでは1980年代の訴訟事件の増大に伴う時間と費用の増大が、急速にADR（裁判外紛争解決手続）を拡大させてきた。その頃から日本

でもADRという言葉が使われ始めた。

こうした状況の中で、司法制度改革審議会は「ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきである。」との提言を行い、これを受けて、司法制度改革推進本部における「ADR検討会」の討議を経て、第161回国会で成立したのが、ADR法であった（平成16年法律151号、平成19年4月1日施行）。

その内容は、ADRの一般法としてADRの基本理念、国等の責務を定めるとともに、民間ADRについて法務大臣による認証制度を導入して、ADR事業者およびその事業につき必要な基準を示し、その基準をクリアしたとして認証を受けたものについて時効の完成猶予等の法的効果を与えるものである。その特徴は、諸外国に例のない認証制度を導入したことであるが、認証を受けるADR機関の事務的負担に比べてその享受する法的効果が少ない、等の批判を受けてきたところである（全34条のうち認証に関する条文が20条）。

(2) ADR法施行後の状況——各種ADRの誕生とその連携——

ADR法が施行されると、各地で法務大臣による認証ADR事業（いわゆる「かいけつサポート」）が始まった。その取り扱う紛争は、事業者の専門性に応じ、民事一般、商事紛争、労働関係、下請け、土地の境界、マンション、製造物責任、金融商品、外国人職場環境、留学、事業再生、自転車事故、知的財産、スポーツ、医療、家庭、相続等、多種多様である。認証ADR事業者の数は、現在、全国で160を超え、立法時の予想よりかなり多い。これは、認証を受けることによる知名度・信用力の向上（お墨付き効果）によるところが大きい、と思われる。ただ、年間取扱件数という点では、認証ADR全体として年間1000件から1600件程度で推移し、事業者ごとのばらつきが大きい（年間取扱件数5件以下の事業者の割合が7割を超える）。

2010年（平成22年）10月から、認証ADRとは別の枠組みとして、「金融ADR」が始まった。金融トラブルの増加という背景の下、金商法等の改正（平成21年法律58号）により、個々の金融機関とその顧客とのトラブルを、銀行・生保、損保、証券等の業態ごとに設立し、内閣総理大臣の指定を受けた「指定紛争解決機関」が解決する仕組みである（現在までに8機関が指定されている）。金融ADRの対象はB to Cの紛争であり、事業者側に手続応諾義務、資料提出義務、事業者が特別調停案を受諾しない場合の提訴義務を片面的に課すなど、一般法たるADR法と比べて強い効力が定められている。取扱件数もきわめて多く、和解率も高い。

さらに別の枠組みとして、産業競争力強化法（平成25年法律98号）によって創設された、再建型私的整理ともいうべき「事業再生ADR」にも触れておく。事業再生ADRを主宰するのは、ADR法の認証に加えて経済産業大臣の認定を受けた「特定認証紛争解決事業者」である（この認定を受けているのは、現在、事業再生実務家協会のみ）。この主宰者が、債務者（企業）からの申請を受けて、債権者に対してその権利行使等の「一時

停止」を通知したうえで、債権者会議を開き、事業再生計画案につき全員の同意を得て私的整理を成立させるというスキームである（利用実績は、制度発足から2020年3月までに81件（253社）の利用申請があり、このうち55件（210社）が債権者全員の賛成で成立した、とのことである）。因みに、昨年の法改正で、全員の同意が得られない場合でも、債権額で5分の3以上の賛成が得られたときは、簡易再生（民事再生法211条）へ移行して、計画案を成立させることができることとなった（産業競争力強化法65条の2から65条の6までの追加）。

行政型ADRとして注目されるのは、原子力損害賠償ADRである。2011年の東日本大震災に伴う福島第一原発事故による住民や企業の被害を簡易迅速に和解によって救済するシステムとして広く注目を集めるとともに、一定の統一的基準に基づく和解案を不服とする裁判所への提訴が次々と報じられ、ADRと裁判の関係について新たなページを開きつつある。

このように、ADR法施行後、様々なADR事業が立ち上がった。そこで、これらの事業者相互の連携を図り、ADRをさらに拡充・活性化することを目的として、2010年（平成22年）2月に、一般財団法人「日本ADR協会」（JADRA）が設立された。これは、ADR事業者その他ADRに関連する団体および個人が参加した民間団体であり、ADRに対する国民の理解と信頼を醸成し、ADR制度の改善や振興を図るために、シンポジウムの開催、意見書の公表、その他の事業を活発に行っている。とくに二度にわたり（2012年4月、2018年4月）、ADR法制の改正を具体的に提言したことは、貴重である。

（3）ADR環境の変化——国際調停の発展とITの進化——

ADR法施行から現在までの十数年間に、ADRを取り巻く環境に二つの大きな変化が生じた。一つは、紛争解決制度における国際調停の著しい発展であり、もう一つは、グローバルな傾向としてのITの飛躍的進化である。

（a）国際調停は、国際仲裁とともに国際取引紛争を解決する手段であるが、従来、国際仲裁の陰に隠れた存在であった。しかし、近年、仲裁の重厚化・複雑化に伴う時間とコストを改善するものとして、調停が世界的に注目されるようになった。2002年のUNCITRAL「国際商事調停モデル法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Conciliation）」——調停の開始から終了までのモデルを定めたもの——の採用国も、20か国を超えた（日本は未採用）。

ただ、調停は、仲裁と異なり、当事者間に和解が成立しなければ紛争が終結せず、また和解が成立しても執行力がない、という弱点があった。前者については、調停が不調に終わると仲裁に移行するような実務の工夫（Med-Arb）が編み出された。後者については、2018年12月に締結された「国際的調停による和解合意に関する国連条約」——シンガポール条約——によって、和解合意に執行力が与えられることとなり、同時にモデル法にも同じ改訂が施された（UNCITRAL Model Law on International Commercial Mediation and

International Settlement Agreement Resulting from Mediation(2018))。シンガポール条約は、2020年9月に発効した（日本は、未加盟）。

日本でも、こうした動きと対応して、日本仲裁人協会により、その下部組織として、2018年11月に「京都国際調停センター」(JIMC)が設立された。同志社大学に本拠を置きつつ、広くオンラインでの手続に対応できる体制と内外の著名な調停人候補者を備えて、事業を行っている。

(b) この十数年のITの進化は凄まじく、日本はそれへの対応が立ち遅れた。特に司法分野がそうであり、世界銀行ビジネス環境ランキング(Doing Business)2017年版では、「契約執行(裁判所手続)」の項目がOECD加盟35か国中23位(世界190か国中48位)、という不名誉な評価を受けた。

そこで、法務省は、まず民事訴訟法のIT化に着手した。事前に二つの検討会の準備的検討——①裁判手続等のIT化検討会の報告書「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ(「3つのe」の実現に向けて)」(2018年3月)、②民事裁判手続等IT化研究会報告書「民事裁判手続のIT化の実現に向けて」(2019年12月)——を行い、2020年6月から法制審議会「民事訴訟法(IT化関係)部会」(座長山本和彦一橋大学教授)において、約1年半の審議を経て、民事訴訟法等の改正要綱を決定し、法務大臣に答申した(2022年2月14日)。それを受けて、政府は現在、第208回国会に「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を上程したところである[この法律案は成立した。令和4年5月25日法律48号]。

これに続き、法制審議会は、他の手続法分野について、2022年4月から、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続(IT化関係)部会」(座長山本教授)を設け、審議を始めたところである。

それでは、ADRの分野はどうか。世界のADRは、ここ数年、ITやAIの進化に対応して、対面による調停からオンラインでの調停へ発展してきた。折からの新型コロナ・パンデミックがこの傾向に拍車をかけた。「ODR」(オンライン紛争解決)という言葉もごく一般的になってきた。

ただ、一口にODRと言っても、様々な段階のものがありうる。従来の対面調停をオンラインに代えるだけのものから、事前に紛争類型等を特定して解決システムを開発し、それに従ってサービスの提供を行うプラットフォームをオンライン上に用意し、そこへ利用者がアクセスして手続実施者を間に挟んで相手方とやり取りして和解合意に達するものまで、多様である。

オンラインだけで完結するODRなら、スマホ一つありさえすれば誰でもどこからでも紛争解決手続を利用しうるから、利用者の利便性を高めるだけでなく、これまで法的サービスを受けられなかった層に対しても、正義へのアクセスを開くことになる。アメリカやEUにおけるプラットフォームを用いたODRの成功例も、日本に紹介されてきた。また、UNCITRALは、2016年に「ODRに関するテクニカル・ノート」(UNCITRAL Technical Notes on Online Dispute Resolution)を定め、ODRの遵守すべき基

本原則、手続の各ステージの内容（交渉・和解の促進・最終）、ODR事業者・ODRプラットフォーム・手続実施者・当事者の役割を明らかにしている。

ADRのオンライン化は、日本では著しく遅れている。ADR法は手続についてほとんど規定を置いていないから、各事業者の工夫によってテレビ会議等の利用は可能であるが、事業者は一定の事務所を持つことが前提とされ（ADR法11条2項）、プラットフォーム事業者を介在させるODRまでは予想していない。

2 ADR法の改正動向

(1) 改正への準備的検討

このような状況の中で、政府の「成長戦略フォローアップ」（2019年6月21日閣議決定）は、裁判手続等のIT化の推進の一環として「紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解決（ODR）など、IT・AIを活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行い、基本方針について2019年度中に結論を得る。」と宣言した。これを受けて、2019年9月、「ODR活性化検討会」（座長山田文京都大学教授）が設置され、2020年3月16日、「ODR活性化に向けた取りまとめ」を公表した。

続いて、2020年7月17日の「成長戦略フォローアップ」（閣議決定）では、一歩踏み込んで「オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に向けて、民間の裁判外紛争解決手続（ADR）における和解合意への執行力付与や認証ADR事業者の守秘義務強化等の認証制度の見直しの要否を含めた検討・・・を2020年度に進める。」ことを明言した。これを受けて、法務省は、2020年10月から「ODR推進検討会」（座長垣内秀介東京大学教授）を設けて、目下検討を続けている。

なお、2020年9月に、日本ADR協会とは別に、一般財団法人「日本ODR協会」が設立され、関係機関との連携を図りながら、わが国におけるODRの健全かつ公正な発展を目指して、各種活動を開始している。

(2) 予定される改正事項とその内容

これまでの記述から明らかなように、ADR法の改正事項として、次の三つが予定されている。①ADRで成立した和解合意への執行力付与、②認証ADR事業者等の守秘義務の強化、③その他ODRの推進に向けた改正、である。このうち、①は、すでに法制審議会「仲裁法制部会」での審議、総会での審議が終了し、先般「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」が法務大臣に答申された（2022年2月14日）。②③は、まだ「ODR推進検討会」で調査検討中である。

(a) 和解合意への執行力の付与は、ADR法制定当初から課題として意識されていたが、5年後見直しの際（2014年）は時期尚早として見送られた。しかし、「ADR法改正研究会」による改正提案（2013年、『仲裁とADR』9号）や日本ADR協会の二度の提言で、その実現が強く要望されていた。こうした情勢に加えて急遽盛り上がった

シンガポール条約への対応の必要とが相まって、今回、これが改正事項のトップに躍り出たのである。

改正は、法制審議会の上記要綱によれば、二つの法律に分かれる。国際調停における和解合意への執行力付与（シンガポール条約加盟関係）は、新法の制定で対処し、国内ADRにおける和解合意への執行力付与は、ADR法の改正で対応することになっている。内容は、いずれも、当事者の執行受諾合意と裁判所の執行決定を要件とし、一定の執行拒否事由を定めるものである。

(b) 認証ADR事業者等の守秘義務については、ADR法6条14号にADR事業者および手続実施者の秘密保持義務が定められているが、義務違反についての罰則もなく、民事訴訟における証言拒絶権もない。しかし、本格的にODRが導入されると、これに関係する関係者の数も増えることから、システムのセキュリティに加え、当事者の秘密がきちんと保持されることが、安心してADRを利用するために不可欠の条件となる。そこで、ADR事業者等の守秘義務の強化が今回の改正事項に挙げられたが、その内容はこれからの検討に委ねられている。

(c) ODRの推進に向けたその他の事項については、まだ何をどう改正するか、見えてこない。紛争解決プラットフォームを利用したODRが将来日本でも社会実装されることを見据えて、少なくともADR法・法務省令・ガイドラインがその妨げとなることのないよう、規定を整備することが必要と思われる。

第4 おわりに

今回の仲裁法およびADR法の改正の動きは、①国策としての日本における国際仲裁の活性化、②シンガポール条約に象徴される国際調停の隆盛、および、③民事司法（紛争解決）分野へのIT・AIの導入に対応しようとするものである。

二つの法律の改正は、改正それ自体が目的ではない。改正によって、日本における国際仲裁・国際調停が実際に活性化すること、国民にとってより身近で使い勝手のよい裁判外紛争解決制度、裁判と並ぶ魅力的な選択肢が実現すること、そのことこそが目的である。

法律の改正動向とともに、その目的が達成されることを、さらに注視していく必要があるだろう。

ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」の概要と現況

前 J I C A 長期派遣専門家・チーフアドバイザー¹

(現さいたま地方検察庁検事)

横 幕 孝 介

第1 はじめに

ベトナムでは、2021年1月から、新たに、ベトナムにおける法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上することを目的として、「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」(以下「新プロジェクト」という。)が開始されている。新プロジェクトの骨格は、各カウンターパートにおける最優先課題を選定した上で(第一段階)、ワーキンググループ活動を通じてそれら課題の原因を分析し、これに対する解決策を検討、提案する(第二段階)ことを柱とするものである。当職は、新プロジェクトにおいて、立ち上げから第一段階に参与し、2022年3月末をもって任期満了を迎えたことから、本稿では、これを機に、改めて新プロジェクトの枠組みとこの間の活動の状況について概要を報告することとしたい。もとより、本稿における意見にわたる記載は、個人的な見解である。

第2 新プロジェクトの策定経緯

1 課題

J I C A プロジェクトの策定は、通常、数度にわたる詳細計画策定調査のプロセスを経て行われる。新プロジェクトに関する同調査は、2019年1月、同年9月、2020年1月、同年5月の計4回にわたって実施されたが²、これらの調査において新プロジェクトの策定上の課題となったのは、大きく以下の2点であった。

一つ目は、1986年のドイモイ政策開始以降、ベトナム自身が着実に市場経済化への道を進め、経済的な発展を遂げるとともに、これと歩みを合わせるように、法整備分野の J I C A プロジェクトにおいても多くの成果が挙げられてきたことなどの背景を受け³、この間、ベトナム側からの日本側への要請が多様化、拡大化する傾向にあったことへの対応である。先方の要請の多様化、拡大化は、それ自体日本への期待の現れの大きさとして歓迎すべきことであるともいえるが、他方で、J I C A プロジェクトとして各種の活動を進める際には、日本側の投入を踏まえつつ、成果達成に

¹ ベトナム長期派遣専門家としての任期は、2019年12月25日～2022年3月31日。

² 調査団員は、各国の状況に応じて、J I C A 職員のほか、ICD 教官、大学教授らの関係者によって構成される。新プロジェクトの策定においては、いずれも、森脇昭夫名古屋大学名誉教授を顧問とする調査団が結成、実施された。

³ これまでのプロジェクトの成果の概要を簡潔にまとめたものとして、ICD NEWS 第87号「ベトナム支援について～概説記事～」(国際協力部教官(当時)河野龍三著)がある。詳細については、同記事で引用されている過去の ICD NEWS の記事を参照されたい。

向けたPDM (Project Design Matrix) の枠組みの下での制約を受けることは避けられない。実際、このような問題意識は、遅くとも、2018年1月に実施された前プロジェクトの中間評価における指摘において顕在化⁴、その後、前プロジェクトでは、同評価における提言等を受け、「目標・成果の明確化」、「活動領域の選択と集中」等の方針の下、当初のPDMを改訂するなどの対応が取られていた⁵。こうした流れを受けて、新プロジェクトでも、プロジェクトの成果達成に向けた効果的な運営という観点から、いかにプロジェクトで扱う活動を絞り込めるような枠組みとするかが一つの大きな課題となっていた。

二つ目は、この間、ベトナムにおける法整備支援のプロジェクトは、ベトナムの法・司法改革に関する基本的な方針に沿う形で進められてきたところ、新プロジェクト開始のタイミングが、この方針に関する節目と重なった点である。ベトナムにおける法・司法改革に関する方針は、2005年の党政治局第48号及び第49号決議において示されたが⁶、同各決議は、中期的な方針として2020年までをその対象期間としたため、当初から、2021年以降については、同各決議の総括結果を踏まえた上で、新たな法・司法改革の方針（以下「新方針」という。）が示されることが予想されていた。他方で、新方針については、2021年1月に開かれる第13回党大会やその後の国会での組閣を経て策定が開始されることになるため、案件策定段階はもちろん、新プロジェクト開始時点においても、新方針が具体的にどのような内容となるのかは必ずしも明らかにはならないことが想定された。そのため、それまでのプロジェクトとは異なり、新プロジェクトの枠組みを検討するに当たっては、おって策定されることになる新方針の内容に沿うことができるような設計とするとともに、新方針が策定されるまでのベトナム国内のプロセスに要する期間を考慮する必要があった。

2 策定調査

なお、詳細計画策定調査については、第1回から第3回までは調査団がベトナム現地に出張する形で行われたが、2020年3月に予定されていた第4回については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う規制強化の影響を受けて調査団の訪越が困難となり、同年5月に延期されるとともに、オンラインで実施されることとなった。同年4月には、複数の長期専門家が避難一時帰国を余儀なくされる事態も重なり、その後も、オンラインを活用しながら、前プロジェクトの活動と並行して、新プロジェクトに関する日本側関係者間及び日越関係者間での検討、協議が重ねられ、最終的に、同

⁴ 前プロジェクトは、2015年4月～2020年12月をプロジェクト期間とし、司法省(MOJ)、首相府(OOG)、最高人民裁判所(SPC)、最高人民検察院(SPP)、ベトナム弁護士連合会(VBF)の5機関をカウンターパートとする「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト」であり、中間評価では、「プロジェクト活動が広範多岐にわたり、必ずしもプロジェクト目標との関連性が明確でない活動が行われ、プロジェクト全体の効果を低減させている」旨の指摘がなされるなどした。

⁵ 詳細については、ICD NEWS第78号「プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)の改訂」(JICA長期派遣専門家(当時)塚部貴子著)を参照されたい。

⁶ 詳細については、ICD NEWS第28号「国際研究I ベトナムの統治機構、司法制度の概観」(ICD教官(当時)伊藤文規著)を参照されたい。

年10月9日、両国間で、新プロジェクトの Record of Discussions (R/D) が正式に締結された。

第3 新プロジェクトの枠組み

1 目標及び成果

前記の課題等を踏まえて策定されたのが新プロジェクトである。期間は、2021年1月～2025年12月の5年間である。枠組みの詳細は、別添PDMを参照していただきたいが、その概要は、以下のとおりである⁷。

○上位目標：法・司法改革が促進され、国家の国際競争力が強化される。

○目標：法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上する。

○成果1：党、国会、政府における新方針が策定されることを念頭に、法規範文書制度の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保して、政府による法規制の負担が軽減するとともに、法の執行における効率性を向上させる観点から、特定された優先課題に基づき選定された最優先課題の解決策を検討するワーキンググループが設置される。

○成果2：新方針の内容に沿って、法規範文書制度の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保して、政府による法規制の負担を軽減するとともに、法の執行における効率性を向上させる観点から、最優先課題に関する具体的な解決策が提案される。

前記のとおり、新プロジェクトの特徴は、各カウンターパートにおける最優先課題の絞り込み等を行う第一段階と、選定された最優先課題について解決策の提案を行う第二段階の二つの段階に分けられた点にあるが、その趣旨は、前記の課題を踏まえ、ベトナム側における2021年以降の新方針の策定に要する期間を一定程度考慮しつつ、プロジェクトで扱う活動については、新方針に沿うことなどの要件を満たす「最優先課題」に絞り込む枠組みとした点にある。また、第二段階では、各カウンターパートにおいて設立したワーキンググループが、共同討議の方式によって、これらの最優先課題に関する実態調査、課題の原因分析、解決策の検討、提案を行うことを想定しつつ、カウンターパート間にまたがる課題等、ワーキンググループのみでの解決が困難な課題に対しては、より上位の幹部への提案等を行う機会としてのプラットフォームとして、「ハイレベルフォーラム」の設置を可能とする枠組みとされた。

2 カウンターパート及び日本側の体制

カウンターパートは、前プロジェクトにおける司法省(MOJ)、首相府(OOG)、最高人民裁判所(SPC)、最高人民検察院(SPP)、ベトナム弁護士連合会(VBF)に加え、新たに党中央内政委員会(CIAC)が加わった。CIACは、

⁷ 2つの成果の指標の詳細については、おって調査団による調査等を経て決定される設計とされた。

党中央執行委員会における内政、汚職防止及び司法改革分野の主要な政策及び方針に関して助言を行う機関であり、ベトナムにおける2021年以降の新方針の策定を担う指導的な機関でもある。プロジェクトオフィスの体制としては、前プロジェクトでは、時期に応じて検察官出身、裁判官出身、弁護士出身、業務調整の各専門家からなる4～5名の体制であったが、新プロジェクトからは、検察官出身、弁護士出身、法務省出身、業務調整の4名体制となった。また、日本側の支援体制として、大学教授や実務家の先生方で構成されるアドバイザリーグループを設置し、現地プロジェクトオフィスを支援いただく体制が整えられた。

第4 新プロジェクトにおける活動状況等

1 ローンチングセレモニーの開催

新プロジェクト発足を記念して、2020年12月にローンチングセレモニーが開催された。同セレモニーは、ハノイと日本とをオンラインで結び、ベトナム側からロン司法大臣、ゴック次官ほか、各カウンターパートから次官級の方々が、日本側から、上川陽子法務大臣（当時）、山田滝雄駐ベトナム日本国駐箚大使、森寫昭夫名古屋大学名誉教授、中村俊之JICA理事、清水暁JICAベトナム事務所所長らの方々の出席を得て実施された。ロン大臣からは、長年の両国間の法整備の分野における協力関係の継続に対する謝意や新プロジェクト開始への喜びが、上川大臣からは、両国の関係の深化や新プロジェクトへの期待が述べられるなどした。

2 プロジェクト運営規則・要領（Operational Regulations and Guidelines。以下「ORG」という。）の策定、承認

その後、年明けから、最初のプロジェクト活動として、プロジェクト活動を進める際の基準等を定めるORG案の作成に着手し、プロジェクトにおいて検討を進めた。2021年4月、6つのカウンターパートが一同に集まる最初の機会となるキックオフミーティングを開催し、これを皮切りにORG案について日越間で協議を重ね、その後、同年9月に開催された第1回JCCにおいて、ORGの正式な承認に至った。

なお、現プロジェクトの第二段階での活動の中心となるワーキンググループ活動は、前プロジェクトで法曹三者による共同活動等に関与した一部のカウンターパートを除き、必ずしもなじみのあるものではなかったこと、新プロジェクトから新たにカウンターパートに加わった機関もあったことなどから、ORGでは、ワーキンググループの目的、設置、構成員、活動の進め方、活動内容等、具体的なワーキンググループ活動のルールを中心に定めることとしたほか、新たな課題の提案に関するプラットフォームである前記ハイレベルフォーラムの具体的な開催手順を定めるなどした。

3 最優先課題の選定

(1) 各カウンターパートとの間では、前記キックオフミーティング以降、最優先課題の選定に関する協議が並行して進められた。最優先課題の選定については、その間

のベトナムのコロナ情勢の推移も踏まえつつ、2022年3月に開催する第2回JCCにおける承認が目指されたが、同年2月半ば以降のハノイ市内での急激なコロナ情勢の悪化の影響を受け、同年3月の時点で、OOG、SPC、SPP、VBFの4つのカウンターパートについてはそれぞれ事実上の合意に達した一方、CIAC及びMOJについては、なお関係者間での検討と協議が必要な状況と認められた。そのため、同月に開催された第2回JCCにおいては、最優先課題の承認が可能なカウンターパートについて個別に承認を行う対応も検討されるなどしたが、ベトナム側から全てのカウンターパートを同時に承認したいとする強い意向が示され、最終的に、4月以降の早期に次回（第3回）のJCCを開催するとともに、同JCCにおいて全カウンターパートの最優先課題や活動計画等を承認することで合意し、同方針の下で速やかに活動を進めていくこととなった。

(2) なお、同年3月末時点での各カウンターパートにおける最優先課題案は、以下のとおりである⁸。

ア OOG

OOGの最優先課題としては、「OOGにおける法規範文書草案の審査の質及び能力の向上」が柱とされる予定である。OOGは、多くの個別の法案を審査する業務を担っていることから、それらをOOGにおける審査過程に関する調査、原因分析等の具体例として位置付け、そうした課題を集積することを通じて、OOGにおける審査手続全体に共通する課題の分析、解決策の提案や、職員の審査能力向上に向けた活動に活かしていくことを想定している。

イ SPC

SPCの最優先課題としては、「人民裁判所の審理における判例の発展（判決書の作成、判例の選定及び活用等）」と「裁判所における調停・対話法の効果・効率性の向上」が柱とされる予定である。判例の発展はベトナムの司法分野における継続的かつ重要な課題の一つであるところ、過去のプロジェクトにおける判決書の作成に関する支援の知見が活かされることも期待される。

ウ SPP

SPPの最優先課題としては、「人民検察院の組織改革」と「検察官の実務能力の向上」が柱とされる予定である。これらは、前記48号、49号決議に基づくSPPにおける方針を2021年以降も実質的に継続するものといえる。特に前者に関しては、現在、SPPにおいて、人民検察院の地位、役割、機能、義務、組織、運用の刷新を目的として、独自に「2021年から2030年までのベトナム社会主義法治国家における人民検察院プロジェクト」が実施されており、同プロジェクトの推移を踏まえながらこれを進めていく必要がある。

⁸ その後、2022年4月28日、第3回JCCが開催され、いずれのカウンターパートについても、各記載のとおり最優先課題とともに、これに基づくワーキンググループや本年の活動計画が承認された。

エ V B F

V B F の最優先課題としては、「弁護士会の組織強化」と「弁護士の育成強化」が柱とされる予定である。具体的な活動としては、前者については、弁護士会の広報の強化、V B F と地方弁護士会の関係の強化等が、後者については、デジタルトランスフォーメーションに対応した弁護活動の強化、オンラインを活用した弁護士研修の強化等が検討されている。

オ C I A C

C I A C の最優先課題としては、その主要な役割の一つである「汚職の予防・防止」が柱とされる予定である。また、新方針に関する党内における助言も主な職務とすることから、これに加えて、「2045年を見据えた2030年までのベトナム社会主義法治国家の構築、完備に向けた戦略決議の実施」を柱の一つに加えることも検討されている。

カ M O J

M O J の最優先課題としては、「法整備の執行の質及び効率性の向上」と「法執行の質及び効率性の向上」が柱とされる予定である。前者については、前プロジェクトでも進められてきた法規範文書の不統一、不整合等に関する実情調査の結果に基づき、その解決策に向けた検討を、後者については、これまでの法施行監視活動の結果等に基づき、法の適切な施行に向けた問題点を整理し、その解決策を検討することなどが想定されている。

4 緊急の必要性の高い活動（例外活動）の実施

このほか、各カウンターパートや部局における緊急の必要性の高い活動の実施についてのベトナム側の強い要望を踏まえ、前記O R G で定めた要件に従い、各カウンターパートにおける例外活動を複数実施した。

5 プロジェクトオフィス内の資料の整理

ベトナムでは、過去約25年にわたるプロジェクト活動によって多くの知見が蓄積されてきた反面、その過程で作成された資料がプロジェクトオフィス内でも未整理のままとなっていた。そこで、これらの資料を整理するとともに、有用なものを2年目以降のワーキンググループ活動で活用できるようにすることを目指し、プロジェクトオフィス内に存在した紙媒体（約8,000点）と電子データファイル（約2万点）の資料について、いずれも目録の形でエクセルデータで一覧表化し、キーワードで検索できるようにした。また、紙媒体の資料は保管棚と紐付け、電子データについてはリンクを明示するなどして、当該資料に容易にアクセスすることができるようにした。データの精度、利便性の向上のためには、引き続き関連作業を継続していく余地があるが、まずは、一覧化の上、検索可能な状態に整理できたことで、今後の資料の活用に向けた効果的なツールの基盤が整ったものと思われる。

第5 終わりに

新プロジェクトは、前記のとおり、その策定段階及び第一段階を通じて、新型コロナウイルス感染拡大のタイミングと重なった。特に、2021年7月下旬から同年9月下旬までは、罰則を伴う外出制限が課されるなど、ハノイ市内での厳格な社会隔離措置が実施されたほか、2022年2月中旬から3月中旬にかけては、ハノイ市内の陽性者数が一日当たり3万人を超え、各カウンターパートやプロジェクトオフィス内でも多数の陽性者が発生するに至るなど、この間のコロナ情勢やこれに伴う規制は、現地のプロジェクト活動にも少なからぬ影響を生じさせた。こうした中であっても、プロジェクト活動を一步ずつ前に進めることができたのは、関係者の皆様の支えがあったからにほかならない。この間、関係者の皆様にいただいた多くのご支援に改めて心から感謝申し上げるとともに、今後、第二段階での活動が本格的に開始されていくに当たって、引き続き、プロジェクトに対する温かいご支援とご協力をお願い申し上げたい。

Project Design Matrix 【日本語版】

Version 1
Dated ●●●●●●●●●●

案件名：法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト
 実施機関：同法省、共産党中央内政委員会、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、及びベトナム弁護士連合会
 ターゲットグループ：同法省、共産党中央内政委員会、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会の法律実務家、司法関係職員
 プロジェクト期間：2021年1月1日～2025年12月31日（5年間）
 プロジェクトサイト：ベトナム（主にハノイ）

Overall Goal	Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption	Achievement	Remarks
<p>Project Purpose</p> <p>法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上する。</p>	<p>法・司法改革が促進され、国家の国際競争力が強化される。</p>	<p>ベトナム政府によって取りまとめられた新たな法・司法制度改革の項目のうち、国家の国際競争力に関連する項目について改革が進展する。</p>		ベトナム共産党、国会、ベトナム政府の法、司法改革にかかる新たな方針が発表される。		
<p>Outputs</p> <p>成果 1：「新方針」の内容に沿って、法規範文書制度の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保して政府による法規制の負担が軽減するとともに、法の執行における効率性が向上する観点から、最優先課題に関する具体的な解決策が提案される。</p>	<p>ベトナム共産党、国会、ベトナム政府の法・司法改革にかかる新たな方針（以下「新方針」）が策定されることを念頭に、法規範文書制度の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保して政府による法規制の負担が軽減するとともに、法の執行における効率性が向上する観点から、特定された優先課題に基づき選定された最優先課題の解決策を検討するワーキンググループが設置される。</p> <p>成果 2：「新方針」の内容に沿って、法規範文書制度の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保して政府による法規制の負担が軽減するとともに、法の執行における効率性が向上する観点から、最優先課題に関する具体的な解決策が提案される。</p>	<p>指標 1-1：2025年までの段階、及びその次の期間に向けてカウンターパート機関が取り組むべき主要課題と評価される優先課題が特定される。</p> <p>指標 1-2：カウンターパート機関が優先課題に対する解決策を研究し、提案することが可能と認められるテーマが最優先課題として選定され、各機関責任者に報告される。</p> <p>指標 1-3：最優先課題の解決策を検討するワーキンググループが x グループ設置される。</p> <p>指標 2-1：いずれかのカウンターパート機関を幹事機関とする個別のワーキンググループが、各グループにつき年 x 回以上開催される。</p> <p>指標 2-2：各ワーキンググループによって取り纏められた法規範文書制度の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性の確保及び法の執行における効率性の向上に向けた解決策が各機関責任者に提出される。</p> <p>指標 2-3：ワーキンググループの検討状況が少なくとも年 x 回程度、日本側の法・司法関係機関に情報共有される。</p>		ベトナム共産党、国会、ベトナム政府の法、司法改革にかかる新たな方針が発表される。		
<p>Activities</p> <p>(1-1) カウンターパート機関 (MOJ)、共産党中央内政委員会、OOG、SPC、SPP、VBF) 及び JICA は、各カウンターパート機関に共通して適用されるプロジェクト運営規則・要領を策定し、プロジェクト開始後6か月以内に開催される第1回合同調整委員会でこれを承認する。</p> <p>(1-2) カウンターパート機関は、各機関のプロジェクト・マネージャーの監督と JICA 専門家を含む日本側の専門家（以下「日本側専門家」）の協力の下、共産党中央委員会政治局 2005 年第 48 号、第 49 号決議（以下「第 48 号・第 49 号決議」）の総括の結果、未達成であるとされた各機関の課題を確認する。</p> <p>(1-3) カウンターパート機関は、各機関のプロジェクト・マネージャーの監督と日本側専門家の協力の下、(1-2) の課題の中から、「新方針」において、カウンターパート機関が取り組むべき主要課題として示されるであろう課題を優先課題として特定する。優先課題は、第 48 号・第 49 号決議の中心の課題である。法規範文書制度の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性の確保と法執行における効率性の向上に密接不可分に関わるものである。</p> <p>(1-4) カウンターパート機関は、各機関のプロジェクト・マネージャーの監督と日本側専門家の協力の下、日越双方がこのプロジェクトに投入可能な資源を考慮した上で、(1-3) で特定された優先課題の中から、法・司法分野におけるこれまでの協力のより蓄積された知見を十分に活用することによって、カウンターパート機関が優先課題に対する解決策を研究し、提案することが可能と認められるテーマを最優先課題として選定する。</p> <p>(1-5) カウンターパート機関は、各機関のプロジェクト・マネージャーの監督と日本側専門家の協力の下、(1-4) で選定された最優先課題に対する解決策を研究・提案するため、個々の最優先課題の内容及び性質に応じて、いずれかのカウンターパート機関を幹事機関とする個別のワーキンググループを、プロジェクト運営規則・要領に従って設置する。</p>	<p>Inputs</p> <p>The Japanese Side</p> <p>(1) Long-term Experts (Chief Advisor (Prosecutor), Attorney-at-law, Civil Affairs, Project Coordinator (subject to change))</p> <p>(2) Dispatch of JICA Mission (Experts in Japan)</p> <p>(3) Trainings in Japan</p> <p>(4) Part of Project activity cost</p> <p>(5) Conference rooms in Japan for seminars and workshops</p>	<p>The Vietnamese Side</p> <p>(1) Counterpart Personnel</p> <p>- Project Director</p> <p>- Project Manager</p> <p>- Representatives of the Working Groups</p> <p>- Personnel</p> <p>(2) Facilities and Equipment</p> <p>- Conference rooms for seminars and workshops to be held at the offices of the implementing partners</p> <p>- Office equipment for project implementation and communication and coordination expenses</p>	<p>Important Assumption</p> <p>・実施機関に大きな組織改編が生じない。</p> <p>・実施機関の所管業務に大きな変更が生じない。</p> <p>Pre-Conditions</p> <p>・2020年を目標とする法・司法改革戦略の総括結果がベトナム政府より共有される。</p> <p>・選出されたワーキンググループメンバーが積極的にプロジェクト活動に参加することが約束される。</p>			

<p>(2-1) 各ワーキンググループは、日本側専門家の協力の下、自らが担当する最優先課題について研究し、その解決策を提案するに至るまでの各ワーキンググループの活動計画を策定する。</p>	<p>(2-1) 各ワーキンググループは、日本側専門家の協力の下、自らが担当する最優先課題について研究し、その解決策を提案するに至るまでの各ワーキンググループの活動計画を策定する。</p>
<p>(2-2) カウンタートーパート機関は、各機関のプロジェク・マネージャーの監督と日本側専門家の協力の下、日本側専門家から、過去の日越間における法・司法分野での協力活動の過程で蓄積された各種資料の中から、法規制の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保して政府による法規制の負担が軽減することともに、法の執行における効率性が向上するという観点から有用と認められる資料を選別し、これを各ワーキンググループに提供する。</p> <p>(2-3) 各ワーキンググループは、日本側専門家の協力の下、(2-1)で策定した各ワーキンググループの活動計画に基づき活動を行い、最優先課題について研究・討議し、解決策についての具体的な提案を書面にまとめる。この協議において、日本側専門家は討議内容の取りまとめ等をするともに、必要に応じて日本の知見、経験、情報等を提供する。</p> <p>(2-4) 各ワーキンググループは、日本側専門家の協力の下、プロジェクト運営規則・要領に則り、日越双方の合意を得たうえで、担当する特定の最優先課題につき、下記の条件の下に、社会調査、セミナー又はワークショップを実施する：(i) 日本側専門家も交えた当該ワーキンググループによる検討の結果、当該最優先課題の研究及びその解決策の具体的な提案のとりまとめを行うためには、社会調査、セミナーまたはワークショップによる情報収集が不可欠であると判断されること、(ii) 幹事機関独自の実施等の他の代替手段がないこと、(iii) その実施がワーキンググループ構成員および日本側専門家に過大な業務負担をもたらさないこと。</p> <p>(2-5) 日本側専門家は、プロジェクト運営規則・要領に則り、活動1-3で特定された優先課題のなかで、カウンタートーパート機関が直面する、緊急性が高く、必要不可欠と判断され、かつプロジェクトの中心的な活動との関連性のある課題について、カウンタートーパート機関が詳細年間活動計画に含め、合同調整委員会での承認を受けた場合に限り、参考となる資料提供等（セミナー等含む）、適切な方法による支援をカウンタートーパート機関に対して行う。</p> <p>(2-6) カウンタートーパート機関は、日本側専門家及びその他日本側関係機関・関係者の協力の下、各ワーキンググループにより研究・討議される最優先課題またはその関連課題のうち、容易に解決できない課題についてハイレベルで協議することを目的とし、プロジェクト運営規則・要領に従ってハイレベルフォーラムを開催する。ハイレベルフォーラムでは、参加者は各ワーキンググループから活動の結果報告もしくは進捗状況中間報告を受けた検討を行う。</p> <p>(2-7) カウンタートーパート機関及びJICAは、日越間の法・司法分野における協力の下で、プロジェクトの活動状況を随時日本側の法・司法関係機関に情報共有することにより、幅広い日越の法・司法関係機関の間の連携を促進する。</p>	<p>(2-2) カウンタートーパート機関は、各機関のプロジェク・マネージャーの監督と日本側専門家の協力の下、日本側専門家から、過去の日越間における法・司法分野での協力活動の過程で蓄積された各種資料の中から、法規制の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保して政府による法規制の負担が軽減することともに、法の執行における効率性が向上するという観点から有用と認められる資料を選別し、これを各ワーキンググループに提供する。</p> <p>(2-3) 各ワーキンググループは、日本側専門家の協力の下、(2-1)で策定した各ワーキンググループの活動計画に基づき活動を行い、最優先課題について研究・討議し、解決策についての具体的な提案を書面にまとめる。この協議において、日本側専門家は討議内容の取りまとめ等をするともに、必要に応じて日本の知見、経験、情報等を提供する。</p> <p>(2-4) 各ワーキンググループは、日本側専門家の協力の下、プロジェクト運営規則・要領に則り、日越双方の合意を得たうえで、担当する特定の最優先課題につき、下記の条件の下に、社会調査、セミナー又はワークショップを実施する：(i) 日本側専門家も交えた当該ワーキンググループによる検討の結果、当該最優先課題の研究及びその解決策の具体的な提案のとりまとめを行うためには、社会調査、セミナーまたはワークショップによる情報収集が不可欠であると判断されること、(ii) 幹事機関独自の実施等の他の代替手段がないこと、(iii) その実施がワーキンググループ構成員および日本側専門家に過大な業務負担をもたらさないこと。</p> <p>(2-5) 日本側専門家は、プロジェクト運営規則・要領に則り、活動1-3で特定された優先課題のなかで、カウンタートーパート機関が直面する、緊急性が高く、必要不可欠と判断され、かつプロジェクトの中心的な活動との関連性のある課題について、カウンタートーパート機関が詳細年間活動計画に含め、合同調整委員会での承認を受けた場合に限り、参考となる資料提供等（セミナー等含む）、適切な方法による支援をカウンタートーパート機関に対して行う。</p> <p>(2-6) カウンタートーパート機関は、日本側専門家及びその他日本側関係機関・関係者の協力の下、各ワーキンググループにより研究・討議される最優先課題またはその関連課題のうち、容易に解決できない課題についてハイレベルで協議することを目的とし、プロジェクト運営規則・要領に従ってハイレベルフォーラムを開催する。ハイレベルフォーラムでは、参加者は各ワーキンググループから活動の結果報告もしくは進捗状況中間報告を受けた検討を行う。</p> <p>(2-7) カウンタートーパート機関及びJICAは、日越間の法・司法分野における協力の下で、プロジェクトの活動状況を随時日本側の法・司法関係機関に情報共有することにより、幅広い日越の法・司法関係機関の間の連携を促進する。</p>
 <p><Issues and countermeasures></p>	

ベトナムの判例についての覚書（3）

— 刑事判例について —

前 J I C A 長期派遣専門家（現 J I C A 国際協力専門員）

枝川 充 志

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

黒木 宏 太¹

第1 はじめに²

これまで、判例制度、民事判例と見てきたが、今回は、刑事判例を見ていくことにしたい。刑事判例については、前々号（88号）の I C D N E W S³で紹介したとおり、判例勉強会において、3件の刑事判例（判例18：殺人、判例28：殺人、判例19：横領）を取り扱った。

これらの事案の概要を簡単に紹介するとともに、所感を述べることにする。

第2 ベトナムの刑事判決の構成について^{4 5}

まず、刑事判例を見る前に、その元となることが想定される刑事判決（下級審も含む）がどのようなものかについて概観する。

1 刑事判決の形式面

ベトナムでは、裁判所は「ベトナム社会主義共和国の名において」判決を言い渡す

¹ 枝川は、2018年4月から2022年3月までベトナム長期派遣専門家（弁護士）、黒木は、2020年4月から2022年3月まで国際協力部教官（裁判官出身）。

² 本稿のうち意見にわたる部分は筆者らの私見であり、筆者らの所属する団体や組織の見解でないことを申し添える。

³ 拙稿「ベトナムの判例についての覚書（1）—判例制度の現状と今後の課題」（I C D N E W S 第88号（2021.9）9頁以下参照）。

上記拙稿には記載していなかったが、判例勉強会においては、ルー・ティエン・ズン弁護士（Luu Tien Dung、ベトナム弁護士連合会副会長、Y K V N 法律事務所パートナー弁護士）による「*Án lệ Việt Nam - Phân tích và luận giải Tập 1*」（ベトナム判例—分析と解説 第1巻）を参考にした。現時点までに選定された43判例の分析等が掲載されている。

また、判例勉強会では参考にしなかったが、トゥオン・ズイ・ルオン（Tuong Duy Luong）元最高人民裁判所副長官による「*Bình luận khoa học bản án và án lệ - Tập 1*」（判決書と判例に関する科学的評論 第1巻）が出版されており、選定判例 No. 1 から 18 の評論が掲載されている。

⁴ 本稿作成にあたって、ベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」で実施した最高人民裁判所との協力活動「判決書作成技能セミナー」（2019年12月19日）の際の、Pham Minh Tuyen（ファン・ミン・トゥエン）バクニン省人民裁判所長官（当時、現在裁判所学院院長）によるプレゼン資料「刑事判決作成スキル - 裁判官の実態と諸提案」を適宜参照した。引用する場合には「トゥエン長官によれば」といった形で引用する。

⁵ J I C A プロジェクトでは、対最高人民裁判所（S P C）協力の中でこれまでに「判決書マニュアル」（*Sổ Tay Viết Bản Án*）の作成に協力している（2009年）。同マニュアルの翻訳は、<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/index.html> に掲載されている。

同マニュアルは「第1部 概要」「第2部 民事判決書の記載」「第3部 刑事判決書の記載」「第4部 参考の判決書」「第5部 判決書フォーム」で構成されている。2009年以降の訴訟法の改正、判例制度の導入により、本マニュアル改訂の必要性が指摘されている。なお、前掲注4のセミナーで実施したアンケートによれば、7割強の参加者が、頻度は異にするものの、同マニュアルを活用していると回答している。

(2015年刑訴法⁶260条1項)。民訴法(民事判決)と異なり、刑訴法においては、判決の構成については明記されておらず、判決に記載すべき事項が書かれている(同2項、3項参照)。判決に記載すべき事項は、全体としてみると、民訴法(民事判決)と共通するところも多いが、民訴法と異なり、判決の構成ごとに対応するものではない。具体的には、刑訴法260条2項により第1審判決につき、同3項により控訴審判決につき、それぞれ次のとおりである。

刑訴法260条判決

2. 第一審判決には、下記に掲げる事項を明記しなければならない。

- a) 第一審裁判所の名称。事件の受理番号及び日時。判決番号及び宣告日。裁判合議体⁷の各構成員、裁判所書記官、検察官の氏名。被告人の氏名、生年月日、出生地、居住地、経歴、学歴、民族、前科・前歴。被告人の被暫定留置日又は勾留日。被告人の代理人の氏名、年齢、経歴、出生地、住所。弁護士、証人、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人及び裁判所に召喚されて公判に参加したその他の人物の氏名。被害者及び訴訟当事者、及びその代理人の氏名、年齢、経歴、住所。事件を公判に付した決定の番号、年月日。公開裁判又は非公開裁判の種別。公判期間及び場所。
- b) 起訴状又は起訴決定書の番号、及び作成年月日。起訴した検察院の名称。起訴した検察院の管理下にあったときの被告人の振る舞い。刑法の罪名及び該当する条・項・号。検察院が被告人に適用した処罰、罰条の追加、司法措置、損害賠償責任の構成。証拠物の取り扱い。
- c) 弁護士、被害者、訴訟当事者、裁判所に召喚されて公判に参加したその他の人物の意見。
- d) 裁判合議体の判決は、有罪・無罪を確定する証拠を分析し、被告が有罪か無罪かを確定し、有罪である場合は、適用する刑法の条項又は他の法規規範文書に定めるとの犯罪なのか、又は刑事責任を加重減輕する情状、及びどのような処分をするかについて明記すること。被告人が無罪である場合は、判決文には、被告人を無罪と確定した根拠、及び、法律に基づいて被告人の名誉、諸権利、及び法的利益の回復の処理について明記すること。
- dd) 告発の証拠、免罪の証拠、及び、検察官、被告人、弁護士、被害者、訴訟当事者、彼らの代理人、彼らの法的諸権利と利益の保護人の要請・提案を、裁判合議体が受け入れなかった理由を分析すること。
- e) 捜査、起訴、公判の各過程における捜査官、検察官、及び弁護人の行動の適法性、及び訴訟手続き上の決定を分析すること。

⁶ 2015年刑事訴訟法(101/2015/QH13)の訳は、JICAベトナム六法(<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>)、又は法務省法務総合研究所国際協力部のウェブサイト(https://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_vietnam.html)をそれぞれ参照されたい。特に断りがない限り、引用する刑訴法は同法を指す。その他引用法令は、上記サイトを適宜参照している。一部、他法との訳語の整合性の観点から原文を確認した上で修正していることがある。

⁷ 元となるベトナム語は「Hội đồng xét xử」であり、「審理合議体」と訳す場合がある。

- g) 裁判合議体の決定は、事件の訴訟費用及び控訴権の各問題を処理すること。決定が直ちに執行される場合は、その旨決定書に明記しなければならない。
3. 控訴審の判決文には、下記に掲げる事項を明記しなければならない。
- a) 控訴審裁判所の名称、事件の受理番号及び日時、判決番号及び宣告日、裁判合議体の各構成員、裁判所書記官、検察官の氏名。控訴する被告人、被控訴人、被異議申立て人、及び控訴しない被告人、控訴されていない被告人、及び異議を申し立てられていない被告人であって控訴審級裁判所が検討することのできる者の被暫定留置日又は勾留日。被告人の代理人の氏名、年齢、経歴、出生地、住所。弁護人、証人、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人及び裁判所に召喚されて公判に参加したその他の人物の氏名。被害者及び訴訟当事者、及びその代理人の氏名、年齢、経歴、住所。異議申立てをした検察院の名称。公開裁判又は非公開裁判の種別。公判期間及び場所。
- b) 第一審事件の内容、及び判決による決定の概要。控訴又は異議申立ての内容。控訴審合議体の判決、控訴又は異議申立ての受理・不受理の根拠。控訴審合議体が事件処理のための根拠とした適用刑法又は他の法規規範文書の条項。
- c) 控訴審合議体の決定は、控訴又は異議申立てによる事件の、第一審及び控訴審の訴訟費用等の各問題の処理。

上記のとおり、記載すべき事項が挙げられているが、条文自体には、どこの部分に記載すべきかまでは書かれていない。なお、被告人の前科・前歴が記載事項とされている点が、日本とは異なり、興味深い。

ところで、刑事判決を含む刑事訴訟における各種書式は、2017年9月19日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第05/2017/NQ-HDTP号（以下「本件議決」という。）で定められている⁸。本件議決によれば、同議決に添付されている第一審判決の書式（以下「本件書式」という。別添1（ただし仮訳）参照。）は、刑訴法254条、260条及び423条の趣旨⁹に基づき作成されたとされ、また全ての裁判所の刑事事件の第一審判決に適用されるとされている。

本件書式によると、結局、判決の構成としては、民事判決と同様に、①導入部、②事件の内容、③裁判所の認定、④決定（判決主文）からなる。

以下では、上記①から④までについてその概要を見ていきたい。適宜、別添1の本件書式を参照していただきたい。

⁸ 本件議決には60件の書式として、勾留決定、判決、各審級の刑事訴訟関連手続に関する書式が定められている。

⁹ 原文となるベトナム語は「tinh thần」であり、「詳解ベトナム語辞典」（川本邦衛、（株）大修館書店、2015年11月1日）によれば、「精神」「観念」と訳されるが、本件の文脈から本文のとおり訳出した。

2 刑事判決の目的、意義

バクニン省人民裁判所のトゥエン長官（当時）¹⁰によれば、「刑事判決は、刑事訴訟文書の一つであり、公布され法的効力を有すると、その判決上の決定は重大かつ非常に重要な憲法上の結果につながる。具体的には、2013年憲法第31条「罪に問われている者は、法律の定める手順に基づいて証明され、裁判所の有罪判決が法的効力を有するときまで、無罪と推定される」及び2015年刑事訴訟法の第13条（無罪推定の原則）「罪に問われている者は、本法律の定める手順と手続に基づいて有罪と証明され、裁判所の判決が法的効力を有するまで、無罪と推定される。」と規定された。2015年憲法第106条は『法的効力を有する人民裁判所の判決、決定は、機関、組織、個人により尊重されなければならない。関連する機関、組織、個人は、厳正に執行しなければならない』と規定した。」とされ、そのため、「既に法的効力を有している刑事判決は、犯罪の予防・防止における国家の権力を表明するものである。裁判合議体が有罪か無罪か、刑罰の対象となるか否かを判断する判決を下す審理活動は、政治的かつ社会的な価値を有し、裁判に付される人に直接影響を与える。正しい人物、正しい犯罪、正しい法律を宣告する刑事判決は、社会主義の法制が厳格に実施されることを保障するという点で意味があるだけでなく、社会における教育、犯罪の抑止・予防、同時に、正義に対する国民の信頼を生み出す。上記の法的意味において、刑事判決は、刑事訴訟法の規定に基づき、科学的法理の内容、正確かつ整合な文体を備えている必要がある。」とされる。

3 刑事判決における「①導入部」（別添1参照）

(1) 前記で引用した刑訴法260条2項a号によれば、第一審判決に記載すべき事項として、「第一審裁判所の名称。事件の受理番号及び日時。判決番号及び宣告日。裁判合議体の各構成員、裁判所書記官、検察官の氏名。被告人の氏名、生年月日、出生地、居住地、経歴、学歴、民族、前科・前歴。被告人の被暫定留置日又は勾留日。被告人の代理人の氏名、年齢、経歴、出生地、住所。弁護士、証人、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人及び裁判所に召喚されて公判に参加したその他の人物の氏名。被害者及び訴訟当事者、及びその代理人の氏名、年齢、経歴、住所。事件を公判に付した決定の番号、年月日。公開裁判又は非公開裁判の種別。公判期間及び場所。」が挙げられている。

刑訴法260条3項a号によれば、控訴審判決に記載すべき事項として、「控訴審裁判所の名称、事件の受理番号及び日時、判決番号及び宣告日、裁判合議体の各構成員、裁判所書記官、検察官の氏名。控訴する被告人、被控訴人、被異議申立て人、及び控訴しない被告人、控訴されていない被告人、及び異議を申し立てられていない被告人であって控訴審級裁判所が検討することのできる者の被暫定留置日又は勾留日。被告人の代理人の氏名、年齢、経歴、出生地、住所。弁護士、証人、鑑

¹⁰ 前掲注3参照。

定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人及び裁判所に召喚されて公判に参加したその他の人物の氏名。被害者及び訴訟当事者、及びその代理人の氏名、年齢、経歴、住所。異議申立てをした検察院の名称。公開裁判又は非公開裁判の種別。公判期間及び場所。」が挙げられている。

これらは、いずれも、導入部に記載される。

- (2) 上記導入部についてトゥエン長官は、「被告人の経歴のところには、ほとんどの判決において職業が最初に書かれ、次は学位であった。しかしその逆に書く判決もあった。被告人の両親の氏名のところについて、各判決における記入の仕方も様々であった。例として、『父親は…である』、『母親は…である』、『…の子である』又は『父親…』、『母親…』という書き方が挙げられる。」として、「被告人の経歴のところの書き方が依然として不統一であった。」という。

また、被告人の前科・前歴の記載について、本件書式では、「前科に対しては、犯罪行為を行う日に前科が抹消してないことを確認できた後に記入する。前歴に対しては、毎回の行政処分¹¹、懲戒処分が適用されたことについて具体的に記入し、抹消されているか否かも明記する。」とされている。しかし、トゥエン長官によれば、この点について、実務上は、このうち、抹消された前科・前歴を記入すべきかどうかという問題について、異なる意見が多く存在しているとのことであり、本件書式の案内を適用しない裁判官もいるとのことである。すなわち、「前歴¹²が、行政上処理される期限が切れた場合、又は自動的に抹消された場合は、前歴と前科（注：原文ママ）の部分には「なし」として記載されるとの見方がある。なぜならば、刑法における前科の抹消制度の人道配慮という価値が失われるからである。別の見方としては、行政処理の期限が切れたり、前科が抹消されたりしても、前歴や前科としては記載されないが、判決には「身上」について、及び過去の行政処分又は有罪判決ということを記載する必要がある。」とのことである。この抹消された前科・前歴を記入すべきかどうかという問題については、今後の議論が待たれるところであるが、トゥエン長官は、「前科、適用された行政処分及び懲戒処分に対する前歴が抹消され、違反しなかったとみなされることを身上のところ列記する必要はない。これに対しては、裁判官に裁判の認定で身上を判断させるべきである。」という私見を述べている。

4 刑事判決における「②事件の内容」（別添参照）

- (1) 「事件の内容」部分について、本件書式によれば、刑訴法260条2項b号及び同c号に規律される内容を記入することとされている。
- (2) トゥエン長官によれば、事件の内容について、「形式的な面では、判決の文章は分かりやすくなり、正しい綴りとなっている。判決は、空間、時間、審理の場所、

¹¹ 「行政処分」と訳したベトナム語は「bị xử lý hành chính」である。「行政是正措置」と訳される場合がある。

¹² 「前歴」の発生根拠は管轄機関による行政違反の処分決定である。「前科」の発生根拠は裁判所の刑事判決である。

審理裁判諸所の名前、裁判合議体の構成、検察院、公判書記官及び訴訟参加者等のその他の訴訟遂行者を示す。判決の各部分における分析、評価は一貫性があり、矛盾はなく、緊密な構造が保障されている。」とした上で、多くの異なる書き方があったことにも言及されている。

すなわち、「一部の裁判官は起訴状の内容を要約し、一部の裁判官は依然として起訴状の内容を「認定」にそのままに記載している。一部の裁判官は、被告人の供述の要約及び公判での他の参加者の供述を要約した。しかし、一部の裁判官はそれを書き留めておらず、「今日の裁判で、被告人（各被告人）は、検察院の起訴状によって起訴されたとして犯罪を自白した」とだけ書いていた。一部の裁判官は公判で検察官の意見を書き留めるが、一部の裁判官は検察官の意見を書き留めない…それは、刑事判決の作成に関する書式第27号の指示に従っていない。」として、本件書式の内容に適合しないものが見られた旨を述べている。

そして、「ほとんどの判決は、裁判過程の進捗状況を完全に反映しているわけではないが、一般に、被害者がどのように証言したかに関係なく、被告人が裁判で告白したことだけ、検察院が事件を処理することを提案したことだけを反映した。そのため、判決が宣告されたとき、首尾一貫した構造がなく、刑事判決の部分の間に理屈がなく、「判断」と「事実認定」部分（phần xét thấy với phần nhận thấy）の間、又は「判断」と「決定」部分（phần xét thấy với phần quyết định）の間に矛盾があることがよくある。例えば、被告人の役割や被告人の犯罪行為の危険性を評価し、非常に危険であると判断したが、執行猶予の判決を下し、又は役割の低い被告人が、主たる役割の被告人よりも刑罰程度が重い場合がある。」とも述べている¹³。

また、トゥエン長官は、「事件の内容」に記載すべき内容として、「この部分は「事件の内容の要約」として書かれるべきであり、最初の部分は事件の内容の要約を示し、どのレベルでの検察院の起訴状、どの犯罪が起訴されているか、法律の条項を述べる必要があるだけである。公判での展開については、被告人及び公判での他の訴訟参加者の供述、論告書の内容の要約、弁護士の見解、争訟の結果及び被告人の最終陳述を明確にする必要がある。」との私見を述べている。

5 刑事判決における「③裁判所の認定」（別添1参照）

- (1) 「裁判所の認定」部分について、本件書式によれば、刑訴法260条2項d号、同d号（dd号）及び同e号に規律される内容を記入することとされている。
- (2) トゥエン長官は、裁判所の認定について、「判決の分析、証明及び結論は、公判で審査された証拠に基づいて判断されなければならないという要請を遵守してい

¹³ このような判決の形式が統一されない問題の原因について、トゥエン長官は、2つの原因があるという。すなわち、「第一に、責任は裁判を主宰する裁判官、つまり判決を書くことを割り当てられた裁判官にある。裁判官は、指示に従わず、恣意的かつ即興的に習慣で判決を作成する。彼らは国家の名の下に判断を下すことの重要性だけでなく、責任を十分に認識していない。二つ目の理由として、刑事判決の書き方に関する新たなガイドラインが長らくなかったということがあげられる。1985年以前、最高人民裁判所は刑事判決の書き方及び判決書式を発行した。しかし、20年近くたった今でも、現在の状況に合う追加のガイドラインはない。さらに、旧法である1998年刑事訴訟法及び現行刑事訴訟法第224条（注：260条の誤記と思われる。）の判決の内容に関する規定は、短く簡易すぎる。」という。

る。裁判合議体は、審理で審査されていない、主観的な意見を押し付けたり、証拠を使用することはなかった。判決における結論は事件の客観的事実関係に適合した。各判決は犯罪行為、犯人、犯罪の結果、刑事責任の加重事由、軽減事由を正しく特定し、それに従って刑法の規定を適切に適用した。」とした上で、公判における被告人及び他の訴訟参加者の供述の内容等を記入するかどうかについて、異なる書き方が見られたと指摘している。

すなわち、「一部の裁判官は、公判で被告人及び他の参加者の供述を要約し、その後、犯罪を成立させる証拠、犯罪を免れさせる証拠を特定し、被告が犯罪を犯したかどうか、及びどのような犯罪を犯したかを評価した。刑法の条項に従い、犯罪の深刻さを分析し、被告人（各被告人）個人の役割を評価し、損害の認定、証拠物の取り扱いという、公判での争訟問題を分析及び評価した。一部の裁判官は、公判での争訟問題の分析と評価、無罪と証明する証拠、犯罪を証明する証拠、被告人が犯罪を犯したかどうか、及び刑法のどの条件の下でどの犯罪を犯したかを評価し、犯罪行為の深刻さの分析、被告人（各被告人）個人の役割の評価、損害の認定、証拠物の取り扱いを記載した。しかし、公判での被告人又は他の訴訟参加者の供述、又は検察官の意見を記録しない場合もあった。」と述べる。

6 刑事判決における「④決定」部分（別添1参照）

- (1) 「決定」部分について、本件書式によれば、刑訴法260条2項g号に規律される内容を記入することとされている。
- (2) トゥエン長官は、決定部分について、「被告人が犯罪を犯したと結論づける際、裁判合議体は罪に問われている根拠を引用し、その引用に基づいて相当する罰則を伴う刑罰を被告人に科す。一方、被告人に無罪宣告がなされた場合、判決には検察院の起訴を受け入れられない証拠及び根拠を提示する。」と述べた上で、罪名については異なる書き方が見られたことを指摘している。

すなわち、「判決の決定部分に、各被告人の刑罰程度と罪名を特定せずに刑罰を執行する期間（thời gian）を記載した裁判官もおり、罪名について具体的に記載した裁判官もいる。複数の被告人がいる事件の場合、刑罰を記載するために、複数の被告人に対して一つの条文を記載した裁判官がいる。そして、刑罰を記載するための被告人ごとに適用される条文を記載した裁判官もいる」と述べる。

7 判例との関係

以上のとおり、ベトナムの刑事判決も、民事判決と同様に、4つの構成要素からなるものである。このように作成される刑事判決であるが、現状では必ずしもこうした刑事判決がそのまま判例として選定されているわけではない。

すなわち、ICD NEWS 88号（2021年9月号）「ベトナムの判例についての覚書（1）—判例制度の現状と今後の課題—」（以下「覚書（1）」という。）で記載したとおり、ベトナムにおける判例は、改正判例手続議決に基づき判決・決定の中から選定されるプロセスを辿る。

本稿作成時点までに52件の判例が選定されているが、刑事判例はこのうち10件である¹⁴。

第3 ベトナムの刑事判例の構成及び実際の刑事判例について

- 1 以下では、刑事判例の特徴を概観していきたい。そもそも、ベトナムにおける判例について、改正判例手続議決¹⁵7条2項によると、判例の公布の内容につき、①判例の番号および名称、②判例となる内容を含む裁判所の判決・決定の番号及び名称、③判例の法的事実、法的解決、④判例に関連する法令の規定、⑤判例の法的事実、法的解決に関するキーワード¹⁶、⑥判例に関連する事実関係及び裁判所の判断¹⁷、⑦判例の内容と定められている。
- 2 刑事判例の構成についても、上記の定めに従い、概ね、次のとおりとなっている。

判例第XX/20XX/AL号¹⁸

〇〇について

20XX年X月XX日に最高人民裁判所裁判官評議会により承認され、最高人民裁判所の長官による20XX年X月XX日付決定第XX/QĐ-CA号¹⁹に基づき公布された。

判例源

被告人であるA (XXXX年生まれ) に対する「〇〇 (e x. . . . な殺人)」の事件に関する〇〇裁判所の20XX年X月X日付監督審決定第XX/20XX/XXX-XX号

- 被害者: XXXX年生まれのV)

判例内容の位置

「裁判所の認定」という部分の第〇段落、第〇段落

¹⁴ ベトナムでは、事件の種類は、通常、民事、商事経営、労働、行政、刑事と分類されている。本稿で「刑事」という場合、この分類に従っている。

¹⁵ 2021年12月31日付けで、SPC長官決定54号により、新たなる9つの判例がされ、本稿作成時点までに計52の判例が選定されたことになった。52の内訳は、民事27、刑事10、行政3、経営商事1、婚姻家族1、労働1となっている。

¹⁶ 2019年6月18日付議決04/2019/NQ-HĐTP「判例の選定、公布及び適用手続に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」。仮訳については、本議決の仮訳については、JICAベトナム六法又は法務省法務総合研究所国際協力部のウェブサイトをそれぞれ参照されたい。

¹⁷ 「判例の法的事実、法的解決」と訳したベトナム語は「Tinh huống pháp lý, giải pháp pháp lý của án lệ」である。前者については「法的状況」と訳すことも可能である。

¹⁸ 「判例に関連する事実関係及び裁判所の判断」と訳したベトナム語は「Các tình tiết trong vụ án và phán quyết của Tòa án có liên quan đến án lệ」である。

¹⁹ 最高人民裁判所によって選定された判例は、選定順に番号が付されている。たとえば20番の判例であれば「Án lệ số20/2018/AL」と表記される。具体的には「Án lệ (=判例) số (=No.) 20 (→選定順の番号) / 2018 (→選定年) / AL (→ベトナム語の「Án Lệ」の頭文字)」となる。判決において判例を引用する場合、この番号が記載されている。

¹⁹ 判決・決定は「ベトナム社会主義共和国」名義でなされるが、判例は最高裁長官による決定に基づく。「QĐ-CA」は「QĐ (QUYẾT ĐỊNH): 決定」及び「CA (CHÁNH ÁN): 長官」の略である。

判例内容の概要²⁰

－判例の事実

．．．．。

－法的解決

．．．．。

判例に関する法令の規定

XXXX年〇〇法第ZZ条

判例のキーワード

「．．．．」

事件の内容

XXXX年X月X日付起訴状及び〇〇判決により、事件の内容は、次のとおりである。

．．．．。

裁判所の認定

[1] Aは、．．．．。

[2] ．．．．。

[3] ．．．．。

上記を踏まえて、20XX年刑事訴訟法第XX条第X項第X号に基づき、

決定

1．．．．。

2．．．．。

判例の内容

「[1] ．．．．．．．

[2] ．．．．。

」

3 以下では、3つの判決の概要と所感を簡単に記載したい。3つの判例の全文（仮訳）²¹については、別添2から4までのとおり、末尾に添付しているので、そちらも参照されたい。

●判例18－「殺人罪」における公務執行中の者を殺害する行為について－（別添2）

【事案の概要】²²

振り落としによる公務員に対する殺人罪（殺人未遂）に関する事件である。

被告人Hは、車両（トレーラーヘッド）を運転していたところ、交通警察課の道路

²⁰ 判例として先例性を示す部分は、「判例内容の概要」「判例の内容」に記載される。

²¹ 判例が掲載されている最高人民裁判所のHPはこちら。<https://anle.toaan.gov.vn/webcenter/portal/anle/home>

²² 「事案の概要」部分は筆者らによる要約である。以下同様。

パトロール隊員チームにより、速度違反を理由として車両を止めるよう指示されたが、その指示に従わず、言い争った。そこで、公務執行中の交通警察である被害者D Dが、その車両のボンネット前の左側のミラーにしがみついたところ、被告人Hは、被害者D Dを振り落として逃げるために、引き続き高速で運転し、突然左側に激しく方向を変換するなどして、結果、被害者D Dを道路面に振り落とし、被害者D Dは、外傷性脳損傷、足の骨折を受け、健康の40%の障害を受けた。被告人Tは、被告人Hの偽造運転免許証の取得に関与した者である。

本件では、被告人H（殺人未遂罪、機関・組織の資料の捏造行為）と被告人T（機関・組織の資料の捏造行為）の量刑が問題となった。第一審（ハティン省人民裁判所）は、被告人Hにつき「殺人罪」で懲役8年・「機関、組織の資料の捏造罪」で懲役2年、被告人Tにつき「機関、組織の資料の捏造罪」で懲役2年とした。被告人H及びTは、これらにつき、量刑が重すぎるとして控訴した。

結論として、第二審（ハノイ高級人民裁判所）は、被告人Hにつき「殺人罪」で懲役7年・「機関、組織の資料の捏造罪」で懲役2年、被告人Tにつき「機関、組織の資料の捏造罪」で懲役2年とするが執行猶予4年とした。

なお、関係する刑法の規定は、次のとおり（当時は1999年刑法93条1項d号であるが、2015年刑法123条1項d号が対応するので、2015年刑法を引用する。下線は筆者らによる。）。

刑法123条殺人罪

1. 以下の場合のいずれかに該当する殺人を犯した者は、12年以上20年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
 - a) 2人以上を殺害した場合
 - b) 16歳未満の者を殺害した場合
 - c) 妊娠中と知りながら女性を殺害した場合
 - d) 公務執行中の者を殺害するか被害者の公務を理由として殺害した場合
 - dd) 自分の祖父、祖母、父、母、扶養者、教師を殺害した場合
 - e) 極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪の実行の直前又は直後に人を殺害した場合
 - g) 他の犯罪を実行又は隠匿するためである場合
 - h) 被害者の身体の一部を取るためである場合
 - i) 残虐に犯罪を実行した場合
 - k) 職業を利用した場合
 - l) 多数の人を死なせることができる方法によった場合
 - m) 人を雇って殺害させた、又は雇われて人を殺害した場合
 - n) 無法者的な性質を有する場合
 - o) 組織的である場合

- p) 危険な再犯の場合
 - q) 卑劣な動機のためである場合
2. 本条第1項に規定する場合に該当しない殺人罪を犯したときは、7年以上15年以下の懲役刑に処す。
 3. 本条の犯罪を準備した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 4. 本条の犯罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職業又は仕事を禁じられ、1年以上5年以下の期間、保護観察又は居住禁止に処せられることがある。

【判例の事実】²³

被告人は、違反行為を処分するため、交通警察に停車を求められたが、それに服従せず、車を直接交通警察にぶつけるよう運転した。交通警察が車のミラーにしがみついているとき、被告人は高速で車を走り続け、交通警察を道路に振り落とすため、突然、車を中央分離帯に近づけるように方向を転換した。

交通警察は車から落ち、道路の、固い中央分離帯に衝突し、複数の怪我を負った。

【法的解決】²⁴

この場合、被告人は、「公務執行中の者を殺害する」という刑罰枠を定める事由により「殺人罪」で刑事責任を負わなければならない。

【判例公布の必要性】²⁵

判例公布の必要性について、次のとおり、説明されている。

「実務上、類似の行為、情状があるものの、罪を認定すること及び刑罰枠を認定することは同じでない。具体的には、以下の場合である：車両の運転手が交通警察官に違反を確認され、処分を受けるために立ち寄るように求められた際、運転手は反抗し、公務執行中の交通警察官に直接向かって車両を運転したため、公務執行中の人に怪我、健康の損害、又は死亡の結果をもたらす。場合によっては、訴訟遂行機関がそれは「故意による傷害」（傷害の結果に応じて）罪で起訴し、他の類似の事件では、「公務執行者に対する反抗罪」として認定し、他の場合は、1999年刑法第93条に基づく「殺人」として起訴し認定した。そのため、上記の行為では、訴訟遂行機関により罪を認定すること及び刑罰枠を認定することが、一方では、未だ整合しておらず、他方では、犯罪行為の犯罪構成に当てはまらず、犯罪者の主観的意識を適切に反映していない。さらに、訴訟遂行機関は、刑罰枠を決定する情状である「公務中の人間、又は被害者の公務を理由とした殺人」（1999年刑法第93条1項d号、2015年刑法（2017年修

²³ 各判例からの引用である。以下同様。

²⁴ 各判例からの引用である。以下同様。

²⁵ 「判例公布の必要性」の部分は、最高人民裁判所が発行する「判例及び評論」（*Án lệ và Bình luận*）からの引用である。本稿執筆時点で3巻まで公刊（非売品）され、1巻には判例1から16まで、2巻には判例17から29まで、3巻には判例30から39までが、それぞれ所収されている。

「判例及び評論」は、各判例につき、「Ⅰ. 判例に関連する法律上の規定」「Ⅱ. 判例公布の必要性」「Ⅲ. 判例の内容」という構成からなっている。ここで引用した「判例公布の必要性」は「Ⅱ. 判例公布の必要性」を転記したものであり、判例の選定理由が記述されている。

正、補充)第123条1項d号が符号する)、又は「公務を執行する人を妨害する目的又は被害者の公務を理由として妨害する目的」(1999年刑法第104条1項k号、2015年刑法(2017年修正、補充)第134条1項k号が符号する)と「公務執行者に対する反抗罪」(1999年刑法第257条、2015年刑法(2017年修正、補充)第330条が符号する)との間で誤ることがある。

この場合の判例を有することは、捜査、起訴、審理する際に罪を認定すること及び刑罰を認定することを整合させるために不可欠である。そして、関心を持つ主体である弁護士、被疑者、被告人などは、上記の類似の行為が、刑法のどの合法的な条項に基づき起訴及び審理されるべきかを予見することが可能である。

【所感】²⁶

- 争点は量刑であり、被告人Hも、第一審判決の殺人行為等を認めた上で、量刑の軽減を求めているものであるが、判例要旨は上記のとおりとなっている。すなわち、判例要旨と、実際の裁判での争点は必ずしも対応するものでないようである。
- 上記で引用した判例評論によれば、このような公務員への振り落とした行為をした際に、公務執行者に対する反抗罪²⁷(「公務執行者に対し、暴力、暴力で脅迫、又は他の手法を用いることにより公務執行中の者を妨害し、又はその者に違法行為への加担を強要した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。」) or 殺人罪(「以下に掲げる殺人を犯した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。d)公務中の人間、又は被害者の公務を理由とした殺害」)を適用するかにつき、裁判官ごとに判断が分かれていたようである。そこで、この点につき、殺人罪を適用することが明らかになった点に意味がある判決とされている。このように、判例には、法令の統一適用に資することが期待されている。

●判例28—「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」について—(別添3)

【事案の概要】

殺人罪の事案である。

被害者Qが、被告人Cに対し、お金を貸してくれと請うたところ、断られたことから、被害者Qは被告人Cに近づき、椅子から下に引っ張り被告人Cの首を挟むなどして、その上、体を反らせるような暴行を加えていた。それに対し、被告人Cが、ナイフで、被害者Qの胸を刺し、死亡させた。

第一審(ダックラック省人民裁判所)は、被告人Cにつき、1999年刑法95条(精神を強く刺激された状態における殺人の罪)の1項を適用し、懲役2年6月とした。被害者Qの適法な代表者Tと被告人Cのいずれも控訴した。被告人Cは、量刑の軽減を求めて、控訴した。

第二審(在ダナン高級人民裁判所)は、第一審判決を修正し、1999年刑法93条

²⁶ 以下、所感はいずれも仮訳を通じてのものである。

²⁷ 1999年刑法257条1項。なお、2015年刑法137条1項も参照。

(殺人罪) 2項を適用し、懲役7年とした。

監督審(最高人民裁判所)は、第二審判決を破棄し、第一審判決を維持した。

なお、関係する刑法の規定は、次のとおり(当時は1999年刑法95条1項であるが、2015年刑法125条1項が対応するので、2015年刑法を引用する。下線は筆者らによる)。

刑法第125条精神を強く刺激された状態における殺人の罪

1. 被害者がその者又はその者の親族に対して行われた重大な違法行為に強く精神を刺激されて殺人を行った者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、2人以上に対する殺人を行った者は、3年以上7年以下の懲役に処す。

【判例の事実】

被害者は、長時間、継続して被告人を攻撃する一連の違法な行為を行い、被告人が心理を抑制させられ、精神を刺激させられた。自制心を失った状態で、被告人は攻撃から逃げるためナイフで被害者を刺した。被告人は、自己が実施した行為の危険性と危険度を完全に認識していなかった。その結果、被害者が死亡した。

【法的解決】

この場合、被告人は、「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」で刑事責任を追及されなければならない。

【判例公布の必要性】

判例公布の必要性につき、次のとおり、説明されている。

「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」は1999年刑法第95条で規定される。これは、被害者が被告人に対して重大な違法行為を行ったため、刑事責任が軽減される殺人事件の一つである。「精神を強く刺激された状態における殺人」の罪のほか、刑法は、「正当防衛の範囲を超える殺人」の罪及び「被害者又は他人の違法行為によって精神を刺激された状態で犯罪が行われた場合」の減軽事由を有する「殺人」の罪について規定する。これらの罪は、複数の似た犯罪構成の兆候を持っている罪である。例えば、被害者が被告人に対して違法行為を行うこと、犯罪行為の結果は被害者が死亡すること等である。実際の審理から見ると、上記のうちどの罪を認定するのかは、犯罪構成の兆候を区別するのが比較的定性的であるため、非常に困難である。「精神を刺激された」と「精神を強く刺激された」との間に、又は「違法行為」と「重大な違法行為」との間に区別するのは難しい。そして、「精神を強く刺激された」と認定するための具体的な案内がなされていないため、同じ行為に関する多様な理解、評価につながり、それによって犯罪者の罪の認定の誤りを簡単にもたらす。

「正当防衛の範囲を超える殺人の罪」や「被害者又は他人の違法行為によって精神を刺激された状態で犯罪が行われた場合」の減軽事由を有する「殺人の罪」などの誤解し

やすい事件と区別するために、「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」に関する一般的な案内を出すのは包括的でなく、事案の状況、具体的な内容に基づいて認定すべきである。したがって、最高人民裁判所が特定の刑事事件を解決、審理する実践から「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」について判例第15/2017/AL号を選定し公布したのは、非常に必要である。」

【所感】

- 本判例から、「重大な違法行為」「強く刺激された」などのメルクマールを読み解くのは難しい。これらについて解釈を示しているわけではなく、日本に引き直すと、事例判断といえる。これまでの判例勉強会で見た判例の傾向からすると、判例全体として事例判断が多いと思われるが、こういう判例（事例判断）の積み重ねにより、メルクマールができてくるものと思われる。
- 適用される構成要件により、法定刑にかなり差があり、実際の結論も差がある。これは、ベトナムにおいて、計画的か、それとも、その場で決意して犯行に及んだか、という点で、責任非難の程度が異なることにも由来するものと思われる。
- 日本では、正当防衛や過剰防衛について議論されうる事案といえる。
- 本件では付帯私訴もあり、1億2260万ドン（約60万円）の賠償が認められている。死亡に対する賠償としては低額に過ぎないかと思われるが、ベトナムの賃金相場などを踏まえて、決定されているものと思われる。

●判例19—「財産横領罪」における奪取された財産の価値の確定について—（別添4）

【事案の概要】

財産横領罪の事案である。

被告人Nは、自己の管理する銀行支店の口座から、合計約4億7000万ドンを出金し、関係者Tに約2億5000万ドンを、Vに約2億2000万ドンを送金して、横領した。なお、約2億2000万ドンについては被害弁償がされたことから、ビンディン省人民検察院は、その点については被告人を起訴しなかった。

第一審（ビンディン省C市人民裁判所）は「財産横領罪」（刑法278条2項c号）で懲役3年とした。第二審（ビンディン省人民裁判所）も、同罪で懲役3年としたが執行猶予5年とした。最高人民裁判所長官が、最高人民裁判所刑事法廷の監督審合議体に対し、破棄請求をした。

監督審（最高人民裁判所）は、「法令の定めるところにより再捜査するため」に、第一審判決及び第二審判決をいずれも破棄した。また、「財産横領罪」についても、刑法278条3項a号（「2億ドン以上5億ドン未満の価値」）であって、量刑の幅は、15年以上20年以下であるとした。判旨の要旨は、「2億2000万ドンの金額につき、被告人Nは、その損害を回復した。しかし、人民検察院が、被告人が損害を回復したことを理由に起訴しないのは、犯罪を見落としたことになる。」というものである。

なお、関係する刑法の規定は、次のとおり（当時は1999年刑法278条2項であ

り、2015年刑法353条2項が対応するものの、規定が相当に異なる。よって、当時の1999年刑法を引用する。併せて、1999年刑法47条（2015年刑法54条に対応するが、相当に異なる。）も引用する。下線は筆者らによる。）。

刑法第278条 財産横領罪

1. 職務、権限を利用し、自らが管理の責務を有する50万ドン以上5,000万ドン以下の価値を持つ財産を横領した者、又は50万ドン未満ではあるが下記の場合の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 重大な被害を引き起こした。
 - b) その行為に対して懲戒処分を受けたにも関わらず違反した。
 - c) 本章A節で規定された罪の一により既に有罪判決を受けた、前科の抹消を受けず、また違反した。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 欺瞞、危険な手段を用いた。
 - c) 累犯
 - d) 5,000万ドン以上2億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した。
 - dd) その他重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 2億ドン以上5億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した。
 - b) その他極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。
 - a) 5億ドン以上の価値に相当する財産を略奪した。
 - b) その他特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、本人の財産の一部又は、全部を没収されることがある。

刑法第47条 刑法で規定されている刑罰をより減輕する決定²⁸

本刑法の第46条1項に定める情状酌量が少なくとも二つある場合、裁判所は、法律で規定した条文における刑罰枠の最低限未満の刑罰を決定できるものの、この場合、その条文のより軽い隣接した刑罰枠でなければならず；法律の条文に刑罰枠が一つしかない場合、又はその刑罰枠が条文の最も軽い刑罰枠である場合、裁判所は刑罰枠の最低限未満の刑罰を決定でき、又は他のさらに軽い刑罰に変更できる。ただし、刑罰の減輕の理由を判決に明記しなければならない。

²⁸ 前記ベトナム六法の仮訳を、修正し改めた。

【判例の事実】

被告人は、銀行の管理における抜け穴を利用し、被告人が管理していた銀行の支店のファンドから預金の引き出し及び出金の手続を何度も直接行ったが、被告人は、実際にこの金員を誰にも引き渡さず、自ら使用した。

捜査過程において、被告人は、奪取した金額の一部を回復した。捜査過程において、被告人は、奪取した金額の一部を修復した。

【法的解決】

この場合、被告人は、「財産横領罪」で刑事責任を負わなければならない。被告人が奪取した財産の価値は、被告人が銀行の支店のファンドから預金の引き出し及び出金の手続きを偽造に行った全ての金額としなければならない（被告人が捜査過程で回復した金額を含む）。

【判例公布の必要性】

判例公布の必要性につき、次のとおり、説明されている。

「1999年刑法第278条の規定によると、「財産横領罪」は実質的構成（cấu thành vật chất）であり²⁹、犯罪者が財産を奪取すると犯罪が完了する。（犯罪行為の）結果は、「財産横領罪」の必要な要素（犯罪を成立させる要素）でなく、犯罪の完了の時点を確認し、刑罰枠及び刑罰の程度を認定する上でのみ意味がある。「財産横領罪」において、財産の奪取の程度、奪取する金額は、犯罪を違反と区別するための根拠であり、刑罰枠、刑罰の程度を決定するための根拠である。

「財産横領罪」に関する審理の実践は、捜査、起訴、審理する際、若干の捜査機関、検察院、裁判所が法律の認識及び適用が未だ不足していることを示している。特に、犯罪者が結果を部分的又は完全に回復した場合、完了した犯罪及び奪取の金額についてである。被告人による犯罪行為の危険性を正確に評価していなかったため、量刑の決定及び刑罰枠の根拠が正確に認定されず、犯罪を見落とすという重大な誤りにつながった。

判例第19/2018/AL号の事件において、被告人は、銀行管理の抜け穴を悪用し、詐欺的な手段によって、被告人が管理する銀行支店の資金から数回にわたって直接引き出してお金を支払ったものの、実際には誰にも支払っていない。ビンディン省人民検察院は、被告人が奪取した金額を一部回復し、銀行がお金を回収したと判断しているため、犯罪を起訴することはなく、適用される刑罰枠の誤った認定にもつながった。したがって、判例第19/2018/ALの発行及び公布は、こちらの犯罪の捜査、起訴及び審理に不可欠である。」

【所感】

- 横領の成立時期は、銀行からの引き出し時ではなく、他者への送金時という認定である。おそらく、ベトナムの通説的な見解によったものと思われる。
- 被害弁償額を除いても約2億5000万ドンの起訴であって、そもそも、刑法

²⁹（翻訳者注）「実質的構成」とは、行為の社会に対する危険性の高さに応じて、構成要件を分けて記載する犯罪の類型をいう。

278条3項a号の問題である。下級審が、刑法278条2項c号を適用したのか分からないところである。不合理な法令適用ともいえる³⁰。

- 刑事実体法の問題として「被害弁償がされた額まで横領が成立する（成立範囲）」について判示したものなのか、それとも、訴訟法的な問題（起訴便宜主義はないと思われる。）として人民検察院の起訴の不適切さを判示したものかは、必ずしも、一義的ではない。両方判示したものと読む余地もある。

第4 まとめ

- 1 以上、3件の刑事判例を見てきた限りであるが、同種かつ多発している問題を含む事例について、判例により統一的判断を示しているという点がうかがわれた。法令の統一適用の保障（憲法104条3項）の観点から判例制度が導入された経緯を踏まえると、その機能は果たされているといえる。

しかし、全体としてみると、多くが事例判例であって、解釈や一定の準則を示したと評価しうる判例は少ないように思える。

- 2 ICD NEWS 89号（2021年12月号）「ベトナムの判例についての覚書（2）—民事判例について—」でも記載したが、このような状況の中で、今後注目すべきは下級審や訴訟実務で判例がいかに活用されているかであろう。覚書（1）³¹で紹介したように、判例が引用・適用されている判決は2021年4月現在1021件となっている。

これら判決のうちいくつかについて勉強会で扱ったところ、判例を事案の判断に適用し結論を導いている判決も存在した。しかし、文字どおり判例の番号が「引用」されているだけで、なぜその判例が引用されているのか不明なものや、事案の内容からして無益的記載と思われるような判決もあった。

判例が出されて以降、下級審の類似の事案で判例は参照されているようであるが、今後も、下級審や訴訟実務においてこうした判例をどのように事案に適用していくのか等、判例がいかに活用されていくかが、上述した判例の在り方や適格性と関連して、課題になるように思われる。

判例勉強会の報告としての本連載は、これにて一旦終了となるが、今後も、JICA及び国際協力部は、ともに協力して、ベトナムの判例制度の発展に貢献していきたい。

³⁰ 汚職の可能性も指摘された。

³¹ 「ICD NEWS第88号（2021.9）」11頁以下。

(別添1：仮訳)

書式番号第27-HS (2017年9月19日付最高人民裁判所の裁判官評議会の
議決第05/2017/NQ-HĐTP号とともに発行された)

(1) 裁判所
ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

判決第 / (2) / HS - ST号
日付 - - (3)

ベトナム社会主義共和国の名により、
.....裁判所 (4)

- 第一審の裁判合議体の構成は、以下のとおりである: (5)

裁判官 - 裁判長

裁判官

人民参審員 (軍人) :

.....
.....
.....

- 公判での書記官 : (6)

-人民検察院の代表者⁷⁾が公判に出席した。

検察官

.....年.....月.....日⁽⁸⁾、.....において⁽⁹⁾、

.....年.....月.....日付公判開催決定の第...../...../ QDXXST-HSに基づいて、
.....年.....月.....日付事件受理決定の第...../...../ T L S T - H S 号刑事事
件について⁽¹²⁾以下の被告人 (各被告人) に対して第一審の公判⁽¹⁰⁾を開催する。

被告人⁽¹¹⁾

生年月日 :年.....月.....日、出生地 :

住所 :、職業 :、学位 :、民族 :

性別 :、宗教 :、国籍 :、両親 :

配偶者 :、子供 :、前科⁽¹²⁾ :、前歴 :

身元 :逮捕日、勾留日 : (13)

- 被告人の代理人⁽¹⁴⁾

生年月日 (又は年齢) :、居住地 :、職業 :

被告人.....の⁽¹⁵⁾

- 被告人の弁護人⁽¹⁶⁾

.....
- 被害者⁽¹⁷⁾

.....
- 被害者の代理人⁽¹⁸⁾

.....
- 民事原告⁽¹⁹⁾

.....
- 民事原告の合法的代理人⁽²⁰⁾

.....
- 民事被告⁽²¹⁾

.....
- 民事被告の合法的代理人⁽²²⁾

.....
- 事件に関連する権利、義務を有する者⁽²³⁾

.....
- 事件に関連する権利、義務を有する者の合法的代理人⁽²⁴⁾

.....
- 被害者の合法的権利義務の弁護人（民事原告、.....）⁽²⁵⁾

.....
- 他の訴訟参加人⁽²⁶⁾

.....
事件の内容：

事件書類における資料及び法廷における状況によれば、事件の内容の概要は、以下のとおりである：⁽²⁷⁾

.....
裁判所の認定

事件の内容、公判で争訟された事件記録の資料によれば、裁判合議体は、以下のとおりに認定する。⁽²⁸⁾

[1]

[2]

.....
以上の理由に基づいて、

決定

.....
.....に基づき、⁽²⁹⁾

⁽³⁰⁾

⁽³¹⁾

第27-HS書式の使用案内：

本使用案内書に添付されている第一審判決の書式は、刑事訴訟法の第254条、第260条及び第423条の精神に基づいて作成された。本使用案内書に添付されている第一審の刑事判決の書式は、第一審刑事事件を審理するときにすべての裁判所で使用される。以下は、添付の第一審判決の書式の使用に関する具体的な案内である：

(1) 及び(4) 県、郡、市、省所属都市の人民裁判所の場合、その郡、区、市社、省所属都市の人民裁判所の名前と所属する省、中央直轄都市の名前を記入する。(例：Nam Đản 県の人民裁判所、Nghệ An 省)。省、中央直轄都市の人民裁判所の場合、その省、中央直轄都市の人民裁判所の名前を記入する(例：ハノイ人民裁判所)。地域内の軍事裁判所の場合、その軍事裁判所の名前を記入するが、どこの軍区、どんな軍種に所属するのかを記入する(例：首都軍区裁判所)。

(2) 判決の番号、判決が発行された年を記入する(例：第16/2017/HS-ST号)

(3) 審理の結果を発表する年月日を記入する。1日で審理が終了する場合と数日にわたって審理された場合を区別せず、同様に記入する。

(5) 第一審の裁判合議体の構成員が3名の場合、裁判長の氏名のみを記入し、下の行の「裁判官」を削除する。人民参審員(軍人)の箇所は、人民参審員(軍人)の2名の氏名を記入する。第一審の裁判合議体の構成員が5名の場合、裁判長、一般の裁判官、人民参審員(軍人)の3名の氏名を記入する。裁判官の肩書を記入してはいけないことに注意すべきである。一般的な刑事事件においては、人民参審員(軍人)の肩書、職業を記入しないが、18歳未満の被告人の事件においては、人民参審員(軍人)の肩書、職業を記入する。軍事裁判所で解決される事件に対しては、「Ông (Bà)」¹の代わりに役職名を記入する。

(6) 公判書記官の氏名を記入し、また、(1)の案内のように、どこの裁判所の書記官であるのか、どこの裁判所の審査官²であるのかを明記する。

(7) (1)の案内のように検察院の名前を記入する。公判で公訴権の行使、審理の検察を行う検察官の氏名を記入する。

(8) 1日で審理が終了した場合、その日付を記入する(例：2017年7月15日)。2日間にわたって審理した場合、列挙する(例2017年3月2日、3日)。3日間以上にわたって連続的に審理した場合“…日から…日まで”と記入する(例：2017年10月6日から10日まで)。3日間以上にわたって審理していたが連続的ではなかった場合、その日付を記入する(例：2017年3月7日、8日及び15日)。審理が連続的であったが、翌月まで続いた場合、……月……日から……月……日までと記入する(例：2017年5月31日から6月2日まで)。連続しない場合、個別に記入する(例：2017年3月30日、31日及び4月4日、5日)

¹ (訳者注)「Ông (Bà)」は、Mr. (Ms.)を指す。

² (訳者注)「審査官」とは、裁判所書記官を5年以上務めた裁判所の専門公務員であり、裁判所長官又は副長官の指示に従って監督審、再審の段階で事件記録を審査し、審査の結論を出し、判決執行活動任務の実施を手助けし、その他の任務を実施するなどする者である(2014年人民裁判所組織法第93条及び2015年刑事訴訟法第48条)。

(9) 裁判所の所在地で裁判する場合、(1)(4)の案内のように記入するが、巡回裁判であれば、公判の場所を記入する。

(10) 非公開の裁判であれば、「公判」を「非公開裁判」に変える。

(11) 及び(12)には、被告人の氏名及び仮名、別名（ある場合）のすべてを記入する。被告人が18歳未満である場合、生年月日及び犯罪行為を行う日までの年齢を明記しなければならない（例：犯罪行為を行う日に被告人が16歳8か月15日であった）。被告人が18歳以上である場合、生年月日又は年齢、住所、居住地を記入する。前科に対しては、犯罪行為を行う日に前科が抹消してないことを確認できた後に記入する。前歴に対しては、毎回の行政処分、懲戒処分が適用されたことについて具体的に記入し、抹消しているか否かも明記する。被告人が法人である場合、その名前、本店住所、法定代理人の氏名、法人の前科、前歴及び他の必要な情報を記入する。公判に出席した場合、「出席」と記入し、欠席した場合、「欠席」と記入する。

(13) 被告人が逮捕され、暫定的に勾留された日を記入する。暫定留置、逮捕、暫定的に勾留された被告人に対しては、その日及び保釈された日を記入する。公判に出席した場合、「出席」と記入し、欠席した場合、「欠席」と記入する。

(14) 及び(15)被告人の合法代理人がいる場合、その被告人の氏名（例：被告 Nguyễn Văn A の合法代理人）、被告人との関係（例：被告の父親）を記入する。公判に出席した場合、「出席」と記入し、欠席した場合、「欠席」と記入する。

(16) 弁護人がある場合、その者の氏名と弁護される被告人の氏名を記入する。弁護人は弁護士であれば、法律事務所の名前及び所属する弁護士会の名前を記入する（例：H省の弁護士会に所属する Van Xuan 法律事務所の弁護士 Trần B 氏は、被告人 Nguyễn Văn C 氏を弁護する）。弁護士ではない場合、その者の職業、会社の名前を記入する（例：M省の法律専門協会の人民弁護人の Lê Thị M 氏は、被告人 Nguyễn Văn D 氏を弁護する）。公判に出席した場合、「出席」と記入し、欠席した場合、「欠席」と記入する。

(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23) 及び(24) 訴訟参加人がある場合、その者の氏名、年齢、居住地を記入する。被害者が18歳未満の者であり、生命、健康、名誉、尊厳を侵害された場合、被害者の生年月日を明記しなければならない。公判に出席した場合、「出席」と記入し、欠席した場合、「欠席」と記入する。

(25) 被害者、民事原告、民事被告、事件に関連する権利、義務を有する者は、その弁護人がある場合、順番に彼らの氏名を記入する。当事者の権利を保護する者が弁護士である場合、法律事務所の名前及び所属する弁護士会の名前を記入する。弁護士ではない場合、その者の職業、会社の名前を記入する。公判に出席した場合、「出席」と記入し、欠席した場合、「欠席」と記入する。

(26) 証人である訴訟参加人がある場合、その者の氏名を記入する。訴訟参加人が鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人である場合、その者の氏名、会社の名前を記入する。

(27) ここには、刑事訴訟法第260条2項b号及びc号に規律される内容を記入する。

(28) ここには、刑事訴訟法第260条2項d号、d号及びe号に規律される内容を記入する。ここでは、各段落の番号は〔 〕に入れられる。

(29) 具体的な場合に依じて、決定した根拠を明記する。

(30) ここには、刑事訴訟法第260条2項g号に規律される内容を記入する。

(31) 判決の最後には、評議室で採択された判決書に裁判合議体の構成員の全員の署名と捺印がなければならない（この判決書が事件記録に編綴される）。被告人、当事者、関連する機関、組織、個人及び検察院に送付される判決書に対しては、以下のように記入する。

宛先：

刑事訴訟法第262条に基づいて第一審の裁判所が判決を引き渡し、又は送信しなければならない場所及び要保管の場所

第一審の裁判合議体の代表

裁判長

(署名捺印)

(別添2：仮訳)

判例第18／2018／AL号

「殺人罪」における公務執行中の者を殺害する行為について

2018年10月17日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、2018年11月6日付最高人民裁判所長官決定第269／QD－CA号に基づき公布された。

判例源

被告人である、1995年生まれ、本籍地がビンディン省D市C村であり、現在の住所がビンディン省D市C村B区であるフアン・タンH（別名はDD）に対する、「殺人」事件に関する在ハノイ高級人民裁判所の2018年5月28日付第二審判決第331／2018／HS－PT号
—被害者：グエン・アインDD

判例内容の位置

「裁判所の認定」第1、第3段落

判例内容の概要

—判例の事実

被告人は、違反行為を処分するため、交通警察に停車を求められたが、それに服従せず、車を直接交通警察にぶつけるよう運転した。交通警察が車のミラーにしがみついているとき、被告人は高速で車を走り続け、交通警察を道路に振り落とすため、突然、車を中央分離帯に近づけるように方向を転換した。

交通警察は車から落ち、道路の、固い中央分離帯に衝突し、複数の怪我を負った。

—法的解決

この場合、被告人は、「公務執行中の者を殺害する」という刑罰枠を定める事由により「殺人罪」で刑事責任を負わなければならない。

判例に関連する法令の規定

—1999年刑法第93条第1項第d号（2015年刑法第123条第1項第d号が対応する）

判例のキーワード

「殺人罪」「交通警察」「公務執行中の者を殺害する」

事件の内容

ハティン省人民裁判所の起訴状及び第一審判決により、事件の内容は、次のとおりまと

められる。

1 殺人行為について

ハティン省公安の道路・鉄道交通警察課（PC67）の計画を実施するにあたって、2017年6月30日に、ヴォーホアンN、グエン・アインDD、レー・ホー・ヴィエットA及びズオンホアイNからなる道路パトロール隊員チーム（ヴォーホアンNがチームリーダーである。）は、1A国道のKm468からKm517まで道路をパトロールし、交通安全違反を処分する任務を遂行していた。ズオンホアイNは、ハティン省L県H村に所在するハティン市の枝道のKm11+450で、速度計測器第UX027957号を使用し、車両のスピードを測る任務を割り当てられた。ヴォーホアンN、グエン・アインDD及びレー・ホー・ヴィエットAは、ハティン省L県K村に所在する1A国道のKm488+650で、違反した車両を止め、検査し、制御し、処分する任務を有していた。

2017年6月30日に、トゥー・コンT及びファン・タンHは、ナンバープレートが77R-001.37である汎用フルトレーラーを引いている、ナンバープレートが77C-016.47であるトレーラーヘッドを南部から北部に運転していた。クアンビン省に到着したとき、トレーラーヘッドはファン・タンHが運転しており、トゥー・コンTは運転席で寝込んでいた。同日15時28分に、ファン・タンHがハティン市の枝道のKm11+450を運転してきた時、ズオンホアイNは、速度計測器でトレーラーヘッドのスピードを検査し、Hが運転しているトレーラーヘッドが66/60km/hで速度制限を違反したと発見した。それを処分するため、1A国道のKm488+700で任務を遂行している道路パトロール隊員チームに対し、違反の通知及び画像を携帯電話のメッセージで送信した。

同日16時5分に、ファン・タンHが運転しているナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッドが、ハティン省L県K村に所在する1A国道のKm488+650に到着した時、ハティン省公安の道路パトロール隊員チームにより、停車の指示を受けた。グエン・アインDDは、ファン・タンHに対し違反を通知し、違反の画像を見せ、運転免許証を提示することを求めた。しかし、ファン・タンHは、自己の車両が速度制限に違反しないと主張し、運転免許証を提示せず、DDとその他のパトロール隊員と言い争った。ファン・タンHは同時に、車両の速度を表示する携帯電話を取り出し比較した。道路パトロール隊員チームが説明したが、ファン・タンHはそれを受け入れず、引き続き言い争っていた。その後、トレーラーヘッドに戻り、ドアを閉めた（トレーラーヘッドはエンジンがかかっている。）。その時、レー・ホー・ヴィエットAは、ナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッドの先頭の右側の前方に立っており、グエン・アインDDは、トレーラーヘッドの先頭から1mぐらいの距離がある左側の前方に立っており、ファン・タンHに対し、トレーラーヘッドを走らせないようにすることを指示していた。しかしファン・タンHは、指示に服従せず、逃げるため、突然トレーラーヘッドを車の前に立っていたレー・ホー・ヴィエットA及びグエン・アインDDに車を運

転して逃げ出した。レー・ホー・ヴィエットAは、右側の路側帯に飛び出し避けることができたのに対し、グエン・アインDDは、避けるのに間に合わなかったため、トレーラーヘッドのボンネット前の左側のミラーを掴んだ。フアン・タンHは、グエン・アインDDがミラーにしがみついているのを見たものの、引き続き車両のスピードを上げていった。1A国道のKm488+250（出発点から400mぐらい）に到着したとき、フアン・タンHが運転しているトレーラーヘッドは、右車線で走っており、前方に障害物及び同じ方向の車両がなかったにもかかわらず、Hは突然左側に激しく車両の方向を変換し、車両の先頭を固い中央分離帯に近づけた。その目的は、グエン・アインDDを振り落とし、逃げるためであった。その時、グエン・アインDDは、両手でミラーを握っているにすぎず、足を支えるものがなかったため、車両の方向が突然変換されたとき、車両から落ち、固い中央分離帯に衝突し、道路面に落下した。

フアン・タンHは、突然運転方向を転換し、グエン・アインDDを道路に振り落とした後、トレーラーヘッドを止めず、引き続き逃げるため運転し、道路パトロール隊員チームの停止指示に服従しなかった。1A国道のKm488で、ハティン省公安の交通警察に専用車で止められたとき、フアン・タンHはトレーラーヘッドを止めたが、警察の指示に服従せず、車両から降り、引き続き公務執行者と言い争ってからまた車両に戻りドアを閉めた。その後、トレーラーヘッドを道路の横に止め、交通を遮った。L県の公安は、ハティン省交通警察課と協力し、フアン・タンHに対し、トレーラーヘッドを路側帯側に移動することを強制し、違反を処分するためフアン・タンHをL県公安の本庁に連れて行った。

結果：グエン・アインDDが重傷を負い、ホンリン村の総合病院に救急へ運ばれた。その後、ベトナム・ドイツ友好病院で治療を受け、2017年7月10日にハティン省の総合病院に転院し、2017年7月18日に退院した。

フアン・タンHが上記の行為を実施している間、住居地がハノイ市N区M通り102号であり、ナンバープレート37A-304.84のマイリントクシーの乗客であったチャンチュンDDが携帯電話でそれを録画した。

－グエン・アインDDの傷害につき、ハティン省法医センターによる2017年9月18日付傷害の法医鑑定結論書第78号では、次のことが確定された。

+外傷性脳損傷：左前頭葉の脳柔組織が傷害を受け、右頭頂骨が割れた。

+頭の上部に2.5cm×0.2cmの傷跡、右側の側頭葉に1.5cm×0.2cmの傷跡が残った。

+X線：左の腓骨の3分の1が折れたの画像

結論：現在の身体的負傷の割合は40%である（法医鑑定結論書139頁、140頁）。捜査過程において、フアン・タンHは次のように陳述した。Hが運転した車両は速度違反せず、ナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッドに付いているドライブレコーダー第VTR01号は、ハティン市の枝道に走っているとき、ナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッドの速度は60km/h以下と反映していた。し

かし、ナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッドに付いているドライブレコーダー第VTR01号は、2011年3月8日付交通運輸省公文書第08/2011/TT-BGTVT号と共に発行された基準第QCVN31:2001/GTVT号を満たしているものの、5kmの誤差が生じており、10秒ごとに1回車速をアーデットするものである。一方で、車両の速度計測器第UX027957号は、2016年9月29日付ベトナム国家計量機関（VMI）による鑑定証明書第V08.KD.525.16号に基づき鑑定されたものである。その計量技術の特徴は、測定範囲が8-320km/hであり、精度が2km/hであり、走っている車両の速度を直接測るというものである。

この事件において、ファン・タンHは、公務執行者の指示に服従し、運転免許証を提示しなければならず、処分結果に同意しない場合、不服申立てを行うことができる。しかし、偽造の運転免許証を使用していることを発見されると心配したため、ファン・タンHは指示を服従せず、犯罪を起こしたのである。

2 機関・組織の資料の偽造行為について

2016年10月ごろ、ファン・タンH（C級運転免許証を保有。）は、トゥー・コンTにトレーラーヘッドの運転アシスタントとして雇用され、Tと一緒に品物を運送している。運転アシスタントとして勤める際、トゥー・コンTは、Hがトレーラーヘッドを運転することができると思っていたが、ファン・タンHは、FC級運転免許証を取得できる年齢になっていない。2017年2月ごろ、トゥー・コンTは、ファン・タンHの写真を持ちハイフォンにいる知らない人に連絡し、250万ドンで、記号520144004729で、リユー・ヴァンC名義で、ファン・タンHの写真が貼っている偽造のFC級運転免許証の1枚の作成を依頼した。Tは、Hが管轄機関から検査を受けるとき、管轄機関を騙すのに使用するためHにそれを渡した。

2017年6月30日に、L県公安の捜査警察機関から検査を受ける時、ファン・タンHは、リユーヴァンC名義（1991年生まれ、ビンディン省D県O町に居住する）のFC級偽造運転免許証を提示した。また、捜査機関を騙すために、ファン・タンH及びトゥー・コンTのいずれも、Hの名前がリユーヴァンCであると陳述した。そのため、L県公安の捜査警察機関は、リユーヴァンCとの偽造名義でファン・タンHに対し訴訟決定を発行した。

捜査過程において、次のことも確定した。2017年4月22日の16時50分にクアンガイ省に所在する1A国道のKm1060+400で、ファン・タンHは、ナンバープレート77R-014.65の汎用フルトレーラーを引いているナンバープレート77C-103.69のトレーラーヘッドを運転し、「ウィンカーを出さない方向転換」の違反を犯したが、クアンガイ省公安の交通警察課の道路パトロール隊員チームを騙すため、記号520144004728であり、リユーヴァンCの名義の偽造運転免許証を使用した。

- 2017年7月5日付ハティン公安の刑事技術課の鑑定結論書第10号では、次のことが確定された。2015年11月18日に発行された記号520144004728

で、リユーヴァンC名義（生年月日が1991年6月10日、ビンディン省D県O町に居住する）の運転免許証は、偽造運転免許証である（91頁）。

採取した証拠物は、

－ FREIGHTLINER ブランド、ナンバープレート77C-016.47、モデルコードCL120064S、レッドカーラ、エンジン番号0933U0841843、識別番号6CV36LX06844であるトレーラーヘッドの1台及び関連する書類

－ 番号520144004729、FC級、リユーヴァンC名義の偽造運転免許証（プラチックカード）の1枚

－ ビンディン省交通運輸局により発行された、番号5201600087、C級、ファン・タンH名義の運転免許証（プラチックカード）の1枚

－ ビンディン省公安により発行された、番号215341305、ファン・タンH名義の身分証明書の1枚

－ ARBUTUS ブランド、黄色、タッチスクリーン、IMEI番号355052654004631、355052654004649、使用済みの携帯電話の1台

－ 長さが37分のIMG-1245. MOVビデオのファイルを保存している、Kingston ブランド、容量が8GB、表面にDT101G2が記載してあるUSBの1台

－ 長さが2分の58秒のIMG-0507. MOVビデオ及び長さが3分4秒のIMG-0509. MOVビデオのファイルを保存している、Apacer ブランド、容量が8GBのUSBの1台

－ 長さが5分10秒のIMG-1689. MOVビデオのファイルを保存しているKingston ブランド、容量8GB、表面にDT101G2が記載してあるUSBの1台

ハティン省公安の捜査警察機関は、ナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッド及び関連する書類をその所有者であるT運輸及び総合商業有限責任会社に返却した。USB 3台が事件書類に保留され、その他の証拠物が管理するため、ハティン省民事判決執行局に送付された。

上記の行為につき、2017年10月13日付起訴状第35/CTr-KSDTで、ハティン省人民検察院は、刑法第93条1項d号に基づき、ファン・タンHを「殺人罪」で起訴した。また、刑法第267条2項b号に基づき、トゥー・コンTを「機関、組織の資料の捏造罪」で起訴した。

2017年12月26日付第一審刑事判決第39/2017/HSS T号で、ハティン省人民裁判所は、次のとおり決定した。

1 被告人であるファン・タンHが、「殺人罪」及び「機関、組織の資料の捏造罪」を犯し、トゥー・コンTが、「機関、組織の資料の捏造罪」を犯したと決定した。

－ 1999年刑法第93条1項d号、第52条3項、第267条2項b号、第46条1

項b号及びp号、第2項、第47条を適用し、ファン・タンHを「殺人罪」で懲役8年に、「機関、組織の資料の捏造罪」で懲役2年に処した。

刑法第50条1項を適用し、ファン・タンHの2つの犯罪についての刑罰を併合し、ファン・タンHに懲役10年を受けさせる。懲役刑の執行期間は、留置日・勾留日（2017年6月30日）から計算する。

－1999年刑法第267条2項b号、第46条2項を適用し、トゥー・コンTを懲役2年に処する。懲役刑の執行期間は、被告人が判決を執行する日から計算する。

その他、第一審裁判所は、法律の規定により、証拠物の処分、第一審刑事判決の費用、控訴権の通知につき決定した。

2018年1月3日に、ファン・タンHは控訴し刑罰の軽減を請求し、トゥー・コンTは、控訴し刑罰の軽減及び執行猶予を受けることを請求した。

公判で、ファン・タンHは、上記の殺人行為及び機関、組織の資料の捏造行為を全部認めた。被告人は、第一審裁判所の刑罰が重すぎると述べ、裁判合議体に対し刑罰を検討し、軽減することを請求した。トゥー・コンTは、上記の組織の資料の捏造行為を全部認めた。被告人は、初めて罪を犯したのであり、それが重大でない場合に該当していること、真摯に自白し、後悔し、改悔しおり、損害を賠償したこと、被告人の家庭事情が困難であることのため、被告人が地元で矯正することを検討するように裁判合議体に請求した。

在ハノイ高級人民検察院の代表は、事件解決につき、次のとおり意見を述べた。ファン・タンHが刑法第93条1項d号、第267条2項b号で定める「殺人罪」及び「機関、組織の資料の捏造罪」を犯したと結論するための証拠は十分である。

トゥー・コンTにつき、被告人は、刑法第267条2項b号に定める「機関、組織の資料の捏造罪」を犯した。

被告人らの犯罪行為の性質及び重大さを評価し、経歴、刑事責任の軽減事由を検討した後、在ハノイ高級人民検察院の代表は、裁判合議体に対し、ファン・タンHの控訴を認容せず、第一審判決の決定を維持するよう申請した。また、トゥー・コンTの控訴を認容し、刑罰を維持するが執行猶予を受けさせ、試行期間を法令の定めるところにより、決定するよう申請した。

ファン・タンHの弁護士は、次のとおり意見を述べた。罪名及び刑罰枠に異存はないが、第46条1項b号、第p号、2項、第47条の定めるところにより、軽減事由を適用し、ファン・タンHに対する刑罰を軽減するよう請求した。

弁論において、高級人民検察院の代表、弁護士及び被告人は、自己の意見を維持した。

裁判所の認定

[1] ファン・タンH及びトゥー・コンTの陳述は、被害者、証人、鑑定結論及び事件の書類におけるその他の資料に適合した。そのため、次のことを結論するための証拠は十分である。2017年6月30日の16時5分ごろに、ファン・タンHは、ナ

ナンバープレート77R-001.37の汎用フルトレーラーを引いているナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッドを運転し、ハティン省L県K村に所在する1A国道のkm 488 + 650に到着した時、ハティン省公安の交通警察課の道路パトロール隊員チームにより、速度の違反(66/60 km/h)を理由として車両を止められた。フアン・タンHは、速度に違反しないと主張しその指示を従わず言い争った。また、車両の前に立っていた、公務執行中の交通警察であるグエン・アインDD及びレー・ホー・ヴィエットAに向け直接に車両を運転した。レー・ホー・ヴィエットAは、路側帯に飛び出し避けることができたのに対し、グエン・アインDDは、車両のボンネット前の左側のミラーにしがみつかなければならない。フアン・タンHは引き続き高速で運転し、グエン・アインDDを振り落とし、逃げるため、突然左側に激しく方向を変換し、車両の頭を固い中央分離帯に近づけた。結果、グエン・アインDDは、車両から落ち、固い中央分離帯に衝突し、道路面に落下した。グエン・アインDDは、外傷性脳損傷、足の骨折を受け、健康の40%の障害を受けた。

- [2] フアン・タンH及びトゥー・コンTは、次の犯罪行為を犯した。トゥー・コンTは、フアン・タンHがFC級運転免許証を持っておらず、FC級運転免許証を取得できるための年齢になっていないと知っているが、ハイフォンにいる者(Tは氏名と住所を知らない。)に、偽造のFC級運転免許証の作成をお願いした。それは、番号520144004729であり、フアン・タンHの写真が貼ってあるが、リユーヴァンCの名義である。Tは、Hが運転する際に管轄機関を騙すため、Hにそれを渡した。トゥー・コンTから偽造運転免許証を受けた時から、フアン・タンHは、2度それをもってクアングアイ省の交通警察及びハティン省L県公安を騙した。フアン・タンHが偽造運転免許証を使用し、管轄機関を騙す行為について、トゥー・コンTは知っている。
- [3] 上記の犯罪行為があったため、第一審裁判所は、1999年刑法第93条第1項第d号、第267条第2項第b号に定める「殺人罪」及び「機関、組織の資料の捏造罪」でフアン・タンHを審理した。このことには根拠があり、適法である。
- [4] トゥー・コンTを1999年刑法第267条第2項第b号に定める「機関、組織の資料の捏造罪」で審理したことには根拠があり、適法である。
- [5] 裁判合議体は、フアン・タンH及びトゥー・コンTの控訴を検討し、次のとおり考える。フアン・タンHが実施した殺人行為は、危険であり、他人の生命を直接害し、公共交通の秩序・安全に悪影響を与えた。
- [6] トゥー・コンT及びフアン・タンHが実施した機関、組織の資料の捏造行為は、行政管理秩序を害したため、法令の前に厳格に処分されなければならない。
- [7] 被告人であるフアン・タンHは、経歴がよく、前科を有しない。捜査過程及び公判では真摯に自白し、後悔し、改悛している。影響を克服するため自発的に被害者に損害を賠償し、被害者から刑罰を軽減する請求があった。被告人の生活状況は困難であ

り、地元の貧困家庭である。被告人が実施した犯罪行為は、「犯罪未遂」の場合に該当する。また、被告人の祖父は、革命功労者であり、傷病兵としての制度を受けている。このように、ファン・タンHは、1999年刑法第46条1項b号、p号及び2項に定める軽減事由を受ける対象となる。そのため、「殺人罪」につき、被告人に刑罰を軽減する根拠があるが、「機関、組織の資料の捏造罪」についての刑罰を維持する。

[8] 被告人であるトゥー・コンTにつき、経歴がよく、前科を有しない。真摯に自白し、後悔し、改悛している。影響を克服するため、ファン・タンHの家族と一緒に被害者に損害を賠償した。被告人は、生活状況が困難であり、家族の主要な労働者である。被告人は明確な居住地を持っている。被告人は懲役を服する必要がなく、地元で矯正するのみでも、被告人を教育し、一般的な犯罪を防止することができる。そのため、トゥー・コンTの控訴を認容するための根拠は十分である。

[9] 控訴、異議申立てが行われない第一審判決のその他の決定は、控訴、異議申立ての期間が満了した日から法的効力を有する。

[10] ファン・タンH及びトゥー・コンTは、第二審刑事判決費用を負担しない。
上記を踏まえて

2015年刑事訴訟法第355条1項b号、第357条1項e号に基づき、

決定

1 ファン・タンHの控訴の一部を認容し、第一審判決を修正する。

1999年刑法第93条1項d号、第267条2項b号、第18条、第52条3項（殺人罪）、第46条1項b号、p号、2項、第47条、第50条1項に基づき、ファン・タンHを「殺人罪」で懲役7年に処し、「機関、組織の資料の捏造罪」で懲役2年に処する。懲役刑の執行期間は、2017年6月30日から計算する。

2 トゥー・コンTの控訴を認容し、第一審判決を修正する。

1999年刑法第267条2項b号、第46条1項b号、p号、2項、第60条に基づき、トゥー・コンTを「機関、組織の資料の捏造罪」で懲役2年に処するが、執行猶予を受けさせ、試行期間は、第二審判決を下した日から4年である。試行期間において、O町（ビンディン省D県）人民委員会は、トゥー・コンTを管理、教育する。

執行猶予を受けた者が、居住地を変更した場合、刑事執行法第69条1項の定めるところにより、実施する。

3 控訴、異議申し立てが行われない第一審判決のその他の決定は、控訴、異議申し立ての期間が満了した日から法的効力を有する。

第二審判決は、判決を下した日から法的効力を有する。

判例の内容

「[1] ファン・タンH及びトゥー・コンTの陳述は、被害者、証人、鑑定結論及び事件

の書類におけるその他の資料に適合した。そのため、次のことを結論するための証拠は十分である。2017年6月30日の16時5分ごろに、ファン・タンHは、ナンバープレート77R-001.37の汎用フルトレーラーを引いているナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッドを運転し、ハティン省L県K村に所在する1A国道のkm 488 + 650に到着した時、ハティン省公安の交通警察課の道路パトロール隊員チームにより、速度の違反（66/60 km/h）を理由として車両を止められた。ファン・タンHは、速度に違反しないと主張しその指示を従わず言い争った。また、車両の前に立っていた、公務執行中の交通警察であるグエン・アインDD及びレー・ホー・ヴィエットAに向け直接に車両を運転した。レー・ホー・ヴィエットAは、路側帯に飛び出し避けることができたのに対し、グエン・アインDDは、車両のボンネット前の左側のミラーにしがみつかなければならない。ファン・タンHは引き続き高速で運転し、グエン・アインDDを振り落とし、逃げるため、突然左側に激しく方向を変換し、車両の頭を固い中央分離帯に近づけた。結果、グエン・アインDDは、車両から落ち、固い中央分離帯に衝突し、道路面に落下した。グエン・アインDDは、外傷性脳損傷、足の骨折を受け、健康の40%の障害を受けた。

[3] 上記の犯罪行為があったため、第一審裁判所は、1999年刑法第93条第1項第d号、第267条第2項第b号に定める「殺人罪」及び「機関、組織の資料の捏造罪」でファン・タンHを審理した。このことは、根拠があり、適法である。」

(別添3：仮訳)

判例第28／2019／AL号
「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」について

2019年8月22日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、2019年9月9日付最高人民裁判所長官決定第293／QD－CA号に基づき公布された。

判例源

被告人であるチャン・ヴァンC（1991年生まれ）に対する「精神を強く刺激された状態における殺人」の事件に関する最高人民裁判所の裁判官評議会の2018年9月25日付監督審決定第16／2018／HS－GD T号

－被害者：1994年生まれのグエン・ホンQ（死亡した。）

判例内容の位置

「裁判所の認定」第1段落

判例内容の概要

－判例の事実

被害者は、長時間、継続して被告人を攻撃する一連の違法な行為を行い、被告人が心理を抑制させられ、精神を刺激させられた。自制心を失った状態で、被告人は攻撃から逃げるためナイフで被害者を刺した。被告人は、自己が実施した行為の危険性と危険度を完全に認識していなかった。その結果、被害者が死亡した。

－法的解決

この場合、被告人は、「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」で刑事責任を追究されなければならない。

判例に関する法令の規定

－1999年刑法第95条1項（2015年刑法第125条第1項が対応する。）

判例のキーワード

「精神を強く刺激された状態における殺人」「精神につき強く刺激を受けた」「自制心を失った状態」

事件の内容

2016年11月3日23時30分頃、チャン・ヴァンCは、ダックラック省K県N村1A区にある「スス」インターネットショップでゲームをしていた時、友達であるグエン・ホンQは、Cに電話し、どこにいるのか聞いていた。Cがインターネットショップで

ゲームをしていることを知ったとき、Qがそこに来て6番のゲーム機でゲームをしていた。ゲームをしている間、Qは何度もCのところに行って、お金を貸すよう頼んだが、Cにお金がないと言われた。しばらくして、Qは、2台の携帯電話をCのところを持って行き、Cにその携帯電話に質権を設定しお金を借りるつもりであったが、Cの同意を得られなかったので、Qは自己のところに戻りゲームを続けていた。

約15分後、QはCのところに行き、「私を信じていないのか。助けてくれ」と言った。Cは「本当にお金がない。ゲームをしているから、他のところに行ってくれ」と答えた。Qは「くそつたれ。私の顔を覚えておけよ」とののしった。Cはそれを聞いても何も言わず、Qは自己のところに戻った。数分後、Qは、Cのところに行き、右手でCの左頬を強く殴り、Cは、血を出した。殴られたため、Cは怒り、机の上の2台のコンピューターの間にあるタイナイフを取り、右手でナイフを持ち、椅子の上に乗った。Qはそれを見て駆け寄り、Cはナイフを前後に振り、Qの顔に当たり、Qは出血した。Qは両手でCを椅子から下に引っ張り、両手でCの首をつかんで、その後、Qは手を使って、Cの頭がQの背中後ろにあり、Cの手、体、足がQの体の前にある位置に、Cの首を固定した。

Qに首を絞められているCは、左手でQの右腰を掴み、右手でタイのナイフを持ってQの胸を刺した。ゲームをしていたグエンハイQ1は、それを見て、Cの手からナイフを取り外し、店の隅に投げた。Qは床に倒れ、Cと店内にいた数人は、Qを病院へ救急治療に運んだ。Qは2016年11月4日に死亡した。その直後、CはK県警察に出頭に行った。

グエン・ホンQの検死の結果は次のことを記載している。左額の領域で眉の上に、0.7cmの長さの裂け目がある。鼻の先には、長さ2cm、深さ0.4cmの裂け目がある。上唇に右の裂け目から3cm離れた地位に、長さ2cmの裂け目がある。右口唇に、長さ3cm、深さ0.8cmの裂け目がある。3つの裂け目は、上から下、左から右に不連続な直線となっている。右胸は右乳首から下3.5cm、胸骨の中線から9cm離れた場所で、長さ1.3cmの水平方向の裂け目がある。左胸には、左踵から120cm、胸骨の中線から5cmから離れた場所で、長さ2.5cm、幅1cm、左から右、前から後ろ、外側から内側までの水平方向の裂け目がある。

2016年11月24日に日付検死法医鑑定結論第714/QDPY号で、ダックラック省警察の刑事技術部は、次のとおり結論した。グエン・ホンQの死亡原因は、左胸の刺し傷のためであり、それが心臓の障害を生じさせ、心停止及び心不全と不可逆的な急性循環不全の失血を発生させた。

ダックラック省の法医センターの2017年1月4日付怪我法医結論第113/PYTgT号は、チャン・ヴァンCが、左頬で2%の負傷を負ったと結論している。

第一審の審理の前に、チャン・ヴァンCは、被害者の遺族に9500万ドンを賠償した。

2017年5月9日付第一審刑事判決第14/2017/HSS T号で、ダックラック

省人民裁判所は、刑法第95条第1項、第46条第1項及び第2項第b号、第h号、第p号を適用し、「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」でチャン・ヴァンCを懲役2年6か月に処した。また、刑法第42条、民法第606条及び第610条を適用し、Cが被害者の遺族に対し1億2260万ドンを賠償しなければならないことを命じた。すでに9500万ドンを賠償したため、追加して2760万ドンを賠償しなければならない。それに加え、グエン・ホンMに対し、1か月60万ドンの養育費を支給すべきである。グエン・ホンQの生まれたばかりの子につき、ライ・ティ・ミンTは、養育費を請求するため、別の民事事件で訴訟を提起する権利を有する。

その他、第一審裁判所は、証拠物の処分、訴訟費用及び法令に定める控訴権につき、決定した。

2017年5月22日に、被害者の合法的な代表者であるライ・ティ・ミンTは控訴をした。Tは、チャン・ヴァンCに対し刑法第93条第2項を適用し厳罰化を要請した。それと同時に、ホンMに対する養育費の増加、Qの生まれた子であるハイDD（2017年4月29日に生まれ）に対する養育費の責任の確定を要請した。

2017年5月24日に、チャン・ヴァンCは、刑罰の軽減を要請するため、控訴をした。

2017年8月10日付控訴審刑事判決第200/2017/HSP T号で、在ダナン高級人民裁判所は、刑事訴訟法第248条第2項第a号、第b号、第c号及び第249条第3項に基づき、

- チャン・ヴァンCの控訴を認容しなかった。
- 被害者の合法的な代表者の控訴を認容した。

+ 刑事責任につき、第一審判決を次のように修正した。第93条第2項、第46条第1項及び第2項第b号と第p号を適用し、「殺人罪」でチャン・ヴァンCを懲役7年に処した。

+ 被害者の子に対する養育費の支給に関する部分で、第一審判決の一部を破棄した。法律の規定に基づく、再び解決を行うため、事件記録をダックラック省人民裁判所に送付した。

2017年9月14日付判決第47/2017/HSS T号で、ダックラック省人民裁判所は、次のことを決定した。チャン・ヴァンCは、グエン・ホンMとグエン・ハイD Dに対し、1か月一人65万ドンの養育費を支給しなければならない。

2018年5月22日付監督審の異議申立決定第15/2018/KN-HS号で、最高人民裁判所長官は、在ダナン高級人民裁判所の2017年8月10日付控訴審刑事判決第200/2017/HSP T号に対し、異議申立てを決定した。また最高人民裁判所の裁判官評議会に対し監督審の審理を行うこと、チャン・ヴァンCに対する刑事責任の部分で上記の控訴審判決を破棄すること、再び控訴審の審理を行うため、事件記録を在ダナン高級人民裁判所に送付することを要請した。

監督審の公判で、最高人民検察院の代表は、最高人民裁判所長官の監督審の異議申立て

に一致した。最高人民裁判所裁判官評議会に対し、チャン・ヴァンCの罪名と刑罰につき、控訴審判決を破棄し、第一審判決の決定を維持することを要請した。

裁判所の認定

[1] 罪名について：

証人であるレー・ヒュー・N1、グエン・ヴァン・N2の供述に合致しているチャン・ヴァンCの供述に基づき、事件が起こった原因は、被害者であるグエン・ホンQにあった。Qは、チャン・ヴァンCに攻撃した一連の行為を行った。例えば、Cに対しお金を借りることを頼んだ時、Cがお金ないと答えたら、QはCを罵った。Cが反応しないとき、QはCのところに行き、Cの顔を殴った（負傷2%）。Qに殴られた後、Cは、ナイフ（フルーツナイフ、机に置いてあった）を取って、椅子に乗り立ち、ナイフを前後に振った（この行為は、CがQを攻撃するためでなく、Qからの攻撃を阻止するためであったと表している。）。しかし、Cがナイフを持っていることを分かっているにもかかわらず、Qは、駆け寄り、Cを椅子から下に引っ張り、Cの首を挟んだ。頭がQの背中後ろにあり、Cの手、体、足がQの体の前にある位置に固定されている状況の下にあるCは、右手でタイのナイフを使ってQの胸を刺した。Qは死亡した。この場合、被害者は、先に被告人を先に攻撃した者である。被害者の攻撃行為は、連続で、激しさが増しつつあった。被害者の行為は、違法であり、被告人の身体の安全に害するものである。精神を刺激され、状態自制心を失って、自己が実施した行為の危険性と危険度を完全に認識していなかった状態の下で、被告人は攻撃から逃げるためナイフで被害者の胸を刺した。そのため、チャン・ヴァンCは精神を強く刺激されたと認定するための根拠が十分である。第一審裁判所が、チャン・ヴァンCを「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」で判決を受けさせたことは、根拠のあることである。

[2] 控訴審裁判所は、チャン・ヴァンCが精神の刺激を受けたが、強く刺激された程度ではなかったと認定した。このような判断は、事件の原因、流れ及び被害者の行為の深刻さ、連続性を客観的かつ完全に考慮していなかったためであるものの、控訴審裁判所はそれに基づき、罪名を「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」から「殺人罪」に変更した。これは、不正確である。

上記を踏まえて、

決定

刑事訴訟法第382条、第388条第2項、第390条に基づき、

- 1 在ダナン高級人民裁判所の2017年8月10日付控訴審刑事判決第200／2017／HSP T号を、チャン・ヴァンCに対する刑事責任（罪名、刑罰及び訴訟費用）の部分で破棄する。
- 2 チャン・ヴァンCに対する刑事責任の部分につき、ダックラック省人民裁判所の

2017年5月09日付第一審判決第14／2017／H S S T号を維持する。

判例の内容

「[1] ……被害者は、先に被告人を先に攻撃した者である。被害者の攻撃行為は、連続で、激しさが増しつづつあった。被害者の行為は、違法であり、被告人の身体の安全に害するものである。精神を刺激され、状態自制心を失って、自己が実施した行為の危険性と危険度を完全に認識していなかった状態の下で、被告人は攻撃から逃げるためナイフで被害者の胸を刺した。そのため、チャン・ヴァンCは精神を強く刺激されたと認定するための根拠が十分である。第一審裁判所が、チャン・ヴァンCを「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」で判決を受けさせたことは、根拠のあることである。」

判例第19／2018／AL号

「財産横領罪」における奪取された財産の価値の確定について

2018年10月17日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、2018年11月6日付最高人民裁判所長官決定第269／QD－CA号に基づき公布された。

判例源

被告人である1981年生まれ、ビンディン省、C市、B町、A通りに居住するヴォー・ティ・アインNに対する「財産横領罪」事件に関する最高人民裁判所刑事法廷による2015年4月23日付監督審決定第09／2015／HS－GD T号

その他に、事件において、ファン・ティQが「責任不足により重大な結果を引き起こした罪」で判決を受け、ヴォー・ティ・キムTが「責任不足により国家の財産に損害を引き起こした罪」で判決を受けた。

判例内容の位置

「裁判所の認定」第3段落

判例内容の概要

－判例の事実

被告人は、銀行の管理における抜け穴を利用し、被告人が管理していた銀行の支店のファンドから預金の引き出し及び出金の手続を何度も直接行ったが、被告人は、実際にこの金員を誰にも引き渡さず、自ら使用した。

捜査過程において、被告人は、奪取した金額の一部を回復した。

－法的解決

この場合、被告人は、「財産横領罪」で刑事責任を負わなければならない。被告人が奪取した財産の価値は、被告人が銀行の支店のファンドから預金の引き出し及び出金の手続を偽造に行った全ての金額としなければならない（被告人が捜査過程で回復した金額を含む）。

判例に関連する法令の規定

1999年刑法第46条第1項第b号、第p号、第2項、第47条、第60条、第278条第2項第c号（2015年刑法第51条第b号、第s号、第54号、第65号、第353条第2項第c号が対応する）

判例のキーワード

「財産横領罪」「奪取した財産の価値」「結果の一部の修復」「所有を侵害する罪」

事件の内容

D取引事務所は、C市の農業農村開発銀行の従属単位であり、ベトナム農業農村開発銀行の総社長の2007年3月2日付決定第1667/QĐ/NHNN-TCCB号により設立され、市民の預金を集積する任務を有するものである。

2008年5月から2010年4月まで、D取引事務所は、C農業銀行のファンド会計部とオフィスを共用していた。D取引事務所の職員は、次の2名である。

－ファン・ティQは、会計官であり、顧客との取引、納金・出金の証書の作成、現金ファンドの日記の追跡帳の作成、コンピューターにおける取引プログラムに収入・支出の会計、貯蓄帳簿及び貯蓄カードの発行といった任務を果たしていた。

－ヴォー・ティ・キムTは、トレジャラーであり、顧客向けの未発行・未記載の通帳の管理の担当であり、現金の出納の管理といった任務を果たしていた。

ヴォー・ティ・アインNは、C農業銀行のファンド会計部の金銭出納係であり、顧客への支払い・送金、入出の送金の管理、現金による資本集積・ローン及び利息回収の会計の業務を果たしていた。

2010年4月12日に、農業農村開発銀行のC市支店の社長は、支店における金銭出納係が行った違反を発見したため、国家銀行のビンディン省支店に報告した。2010年6月7日に、農業農村開発銀行のビンディン省支店の社長は、公文書第486/NHNNBĐ-HCNS号を発行し、捜査機関に対し、銀行に774,403,300ドンの損害を与えた、D取引事務所における、ダン・ティ・ビクD名義の貯蓄帳簿第NA 222040号及びゴータンV名義の貯蓄帳簿第NA 1297720号に対する預金の出金を明らかにするよう要求した。捜査過程では、次のことを確定した。

－ファン・ティQ及びヴォー・ティ・キムTにつき、彼らは、直接、取引事務所のファンドから、ダン・ティ・ビクD名義の貯蓄帳簿第NA 222040号に対し200,100,000ドン、ゴータンV名義の貯蓄帳簿第NA 1297720号に対し102,870,600ドンを出金し、合計で302,970,600ドンを出金した。しかし、顧客の身分証明書を確認しなかったため、銀行に対し、この金額の損失を与えた。

－ヴォー・ティ・アインNは、ヴォー・ティ・アインNが管理する銀行支店のファンドから直接手続を行い、ゴータンV名義の貯蓄帳簿第NA 1297720号に対し、次のように分けて総額が471,432,700ドンの金員を出金した。

2009年7月31日に、ヴォー・ティ・アインNは、20,000,000ドンの元金及び3,124,400ドンの利息で合計23,124,400ドンを出金した。

2009年11月03日に、ヴォー・ティ・アインNは、375,000,000ドンの元金及び73,308,300ドンの利息で合計448,308,300ドンを出金した。

2009年11月03日の出金につき、捜査機関は、ヴォー・ティ・アインNがヴォー・ティT名義のATM口座に251,000,000ドンを送金した（このカードは、ヴォー・ティ・アインNが管理し、使用し、何度も取引をしている）と確定した。その後、ヴォー・ティ・アインNは、奪取するために、ヴォー・ティT名義のATM口座から、

251,000,000 ドンを数回に分け、引き落とした。

残りの金額は、ゴータンV名義の貯蓄帳簿第NA 1297720号に対する出金であったが、ヴォー・ティ・アインNは、金員の受取者を証明できないため、銀行に対し220,432,700 ドンの損失を与えた。捜査課程において、ヴォー・ティ・アインNは、この金員を回復したため、ビンディン省人民検察院は、その行為につき、被告人を起訴しなかった。

2013年8月14日付第一審刑事判決第106/2013/HSS T号において、ビンディン省C市人民裁判所は、刑法第278条第2項第c号、第46条第1項第b号、第p号、第2項、第47条を適用し、ヴォー・ティ・アインNに対し「財産横領罪」で懲役3年に処した。

2013年8月27日に、ヴォー・ティ・アインNは、執行猶予を受けるよう請求する控訴状を提出した。

2014年2月24日付控訴審刑事判決第30/2014/HSP T号において、ビンディン省人民裁判所は、刑事訴訟法第248条第2項第b号、第249条第2項第dd号に基づき、ヴォー・ティ・アインNの執行猶予を受けるよう請求する控訴を認容した。また、刑法第278条第2項第c号、第46条第1項第b号、第p号、第2項、第47条、第60条に基づき、ヴォー・ティ・アインNに対し「財産横領罪」で懲役3年に処したが、執行猶予を受けさせ、試行期間は5年とした。

2015年2月9日付監督審異議申立て第02/2015/KN-HS号では、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所刑事法廷の監督審合議体に対し、法令の定めるところにより再捜査するため、ヴォー・ティ・アインNへの、ビンディン省人民裁判所による2014年2月24日付控訴審刑事判決第30/2014/HSP T号及びビンディン省C市人民裁判所2013年8月14日付第一審刑事判決第106/2013/HSS T号を破棄するよう請求した。

監督審公判で、最高人民検察院の代表は、監督審合議体に対し、最高人民裁判所長官の異議申立てを認容するよう請求した。

裁判所の認定

- [1] ヴォー・ティ・アインNは、C農業銀行の幹部により預金の出金という任務の割り当てを受けたにもかかわらず、銀行の管理の抜け穴を利用し、何度も手続きを行い、自己が管理する銀行の支店のファンドからゴータンV名義の貯蓄帳簿第NA 1297720号に総額が471,432,700 ドンの預金を出金していた。捜査過程において、捜査機関は、ゴータンVの顧客がいないと確認し、ヴォー・ティ・アインNは、その金員を受け取った者は誰かを証明することができない。
- [2] ゴータンVに対する出金の手続きを行った後、ヴォー・ティ・アインNは、自己が管理する銀行のファンドから、251,000,000 ドンを、自己で開き、管理し、使用しているヴォーティT名義のATM口座を送金した。その後、C農業銀行の財産

を奪取するため何度もこの金員を引き落とした。第一審裁判所及び控訴審裁判所は、251,000,000ドンの金額に対し、ヴォー・ティ・アインNに「財産横領罪」で判決を下したことは適法である。しかし、ヴォー・ティ・アインNが銀行から奪取した金額は251,000,000ドンであったため、ヴォー・ティ・アインNの犯罪行為は、「2億ドン以上5億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した」という刑法第278条第3項第a号に定める場合に該当し、刑罰枠は懲役15年から20年である。第一審裁判所が刑法第278条第2項を適用し、ヴォー・ティ・アインNを懲役3年に処したことは、軽すぎであり、適法ではない。控訴審の審理を行うとき、控訴審裁判所が、第一審裁判所の間違いを検出せず、刑罰を維持し、執行猶予を受けさせることは、重大な問題であり、被告人が起こした犯罪行為の危険性を正確に評価しないことである。

[3] ヴォー・ティ・アインNがゴータンV名義の貯蓄帳簿第NA 1297720号に出金した残りの220,432,700ドンの金額(471,432,700 - 251,000,000 = 220,432,700ドン)につき、ヴォー・ティ・アインNは、その損害を回復しており、C農業農村開発銀行は、喪失した金額の全部を回収できた。しかし、ビンディン省人民検察院が、被告人は損害を回復したことを理由に起訴しないのは、犯罪を見落したことになる。

上記を踏まえて、刑事訴訟法第279条第2項、第285条第3項、第287条に基づき、

決定

- 1 法令の定めるところにより再捜査するため、ヴォー・ティ・アインNへの、ビンディン省人民裁判所による2014年2月24日付控訴審刑事判決第30/2014/HSP T号及びビンディン省C市人民裁判所2013年8月14日付第一審刑事判決第106/2013/HSS T号を破棄する。
- 2 権限に従って解決するため、事件の書類を最高人民検察院に送付する。上記の監督審手続きにより異議申立てを行われない控訴審判決及び第一審判決のその他の決定は、継続して法的効力を有する。

判例の内容

「[3] ヴォー・ティ・アインNがゴータンV名義の貯蓄帳簿第NA 1297720号に出金した残りの220,432,700ドンの金額(471,432,700 - 251,000,000 = 220,432,700ドン)につき、ヴォー・ティ・アインNは、その損害を回復しており、C農業農村開発銀行は、喪失した金額の全部を回収できた。しかし、ビンディン省人民検察院が、被告人は損害を修復したことを理由に起訴しないのは、犯罪を見落としたことになる。」

東ティモールにおける土地の権利に関する法制度の概要

国際協力部教官

川野 麻衣子

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）の司法省に対し、2017年度から土地関連法を題材とした法案の起草能力向上支援を実施しているところ、題材の一つとなっていた不動産登記法（Código do Registo Predial. 法律¹第14/2022号）が本年4月6日に成立し、120日後に施行されることとなった。

そこで、本稿ではこれまでの法制度整備支援活動において得た情報から、不動産登記法の概要を含めて、東ティモールにおける土地の権利、特に所有権に関する法制度の概要について御紹介することとしたい。なお、本稿中意見にわたる部分は当職の私見であり、法令に関する内容は仮訳に基づいている点にご留意いただきたい。

第2 土地の権利に関する状況

1 歴史的な背景

東ティモールは、16世紀以降ポルトガルにより統治され、1975年に独立を宣言するも、そのすぐ後にインドネシアに併合された。1999年8月にインドネシアからの独立を問う住民投票が行われたが、投票直後から独立反対派により放火、略奪、暴力行為が行われ、人口の75%が国内避難民となり、全国の7割以上のインフラが破壊されたと言われている²。そのため同年10月には、国連東ティモール暫定行政機構（United Nations Transitional Administration in East Timor）が設立されて国連の主導により憲法の制定などの国の基盤づくりが進められ、2002年に独立を回復した。しかし、2006年にも兵士によるデモが暴動に発展し、約15万人が国内避難民となったという歴史がある。

行政による土地の管理については、ポルトガルの統治時代に固定資産税があり、インドネシアの占領時代にも徴税の対象として土地や建物が管理されていたが、独立前の混乱により、これらの情報は東ティモール政府には受け継がれなかったようである³。

¹ 東ティモールの法律には国民議会で議論されて成立する法律（Lei）と、国民議会が政府に授権して、政府により作成される法律（Decreto-Lei）とがあり、不動産登記法は後者である。Decreto-Leiは早急に法制度を整備しなければならない東ティモールの状況を反映した独特の制度であるとされる。平石努「東ティモール民事司法制度に関する調査研究」（2013）p.3 参照、<https://www.moj.go.jp/content/000110036.pdf>（最終閲覧日：2022年5月6日）

² 国際協力事業団アジア第一部「JICAの対東ティモール復興・開発支援総括報告書」（2002）p.2、<https://www.jica.go.jp/easttimor/office/activities/ku57pq00001uyovv-att/report200206.pdf>（最終閲覧日：2022年5月6日）

³ 辻村直「東ティモール国コモロ川上流新橋建設計画 東ティモール国政府による用地取得・住民移転・補償に関する手続き報告書」（2016年）独立行政法人国際協力機構（JICA）東ティモール事務所、p.29、<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12261293.pdf>（最終閲覧日：2022年5月6日）

このような複雑な背景から、東ティモールの土地については、慣習上土地を保有している者、ポルトガル統治時代の権利を持つ者、インドネシア占領時代の権利を持つ者、そして占有者が存在し、様々な異なる証拠を用いて土地に関する権利を主張する状態となっており⁴、土地に関する紛争が絶えない状況である。

このような中、東ティモール政府は2011年に策定した「戦略開発計画2011-2030」において、土地や国の不動産の台帳を管理し、不動産の所有と土地の使用に関する法令を運用する独立した機関の設置を目標として掲げ⁵、また同年に司法省が策定した「司法セクター戦略計画2011-2030」においても、土地の所有者の特定が主要な課題として挙げられている⁶。

2 土地の所有者を特定するための法制度

東ティモールでは、国民のみに土地の所有権が認められており（憲法第54条4項）、民法においては、確たる所有者のない不動産は国家の所有とみなすと規定されている（第1265条）。

その他、個々の土地に関する所有権については、上記1に記載したような土地を巡る紛争を解決するため、まず2003年に不動産に関する司法措置法（Regime Jurídico dos Bens Imóveis。法律第1/2003号）が施行された。この法律は、ポルトガル統治時代のポルトガル国有地及び所有者のいない土地を東ティモール国家の所有とし、国家の土地を不法に占有したり横領したりした場合には罰則が適用される。しかし同法がどの土地に適用されるのかを判断するのが難しく⁷、また、依然として、ポルトガル統治時代のポルトガル国有地及び所有者のいない土地以外の土地についての権利の確認方法が明らかにされず、土地の不法占有や横領が行われる状況となっていた。

続いて、2011年には、係争のない土地の所有者を特定する手続について定めた係争のない不動産の所有権規則法（Regularização da Titularidade de Bens Imóveis em Casos Não Disputados。法律第27/2011号）が制定された。同法は、土地の地籍調査を行う中で、土地の権利を保有している者から申告をさせ、同一区画の土地に対して1名以上の申告者がいるか一区画の土地の2つ以上の境界について合意が存在しない場合を「係争がある場合」とし、これらに該当しない係争のない土地の権利を保有している者を地籍（土地台帳）のデータベースに登録することで当該者に権利が属することが推定されるとする。他方で、係争のある土地についての権利の確認方法については規定されておらず、そのルール化が依然として課題となっていた。

その後、複数回にわたる公聴会が行われ、上記2つの法律の内容も含めたすべての土地についての所有者を特定するためのルールとして、2017年に不動産所有権の定義

⁴ 前掲 pp.30-33, Bernardo Almeida, “Land Tenure Legislation in Timor-Leste”, (2016) The Asia Foundation, P.5, https://asiafoundation.org/wp-content/uploads/2016/04/Land-Tenure_TL_EN.pdf (最終閲覧日：2022年5月6日)

⁵ “Timor-Leste Strategic Development Plan 2011-2030”, version submitted to the National Parliament, p.180

⁶ “Justice Sector Strategic Plan for Timor-Leste 2011-2030” (2010), p.25

⁷ Cynthia Barmore, Zach Kolsap, Nikki Marquez, Ashlee Pinto, Keny Zurita & Megan Karsh, “Introduction to Property Law in Timor-Leste” Stanford Law School, Rule of Law Program, Timor-Leste Legal Education Project (TLLEP), 2015. p.26, <https://law.stanford.edu/publications/introduction-property-law-timor-leste/> (最終閲覧日：2022年5月6日)

に関する特別措置法（Regime Especial Para a Definição da Titularidade Dos Bens Imóveis。法律第13/2017号）（以下「特措法」という。）が施行された。同法の概要については次章で詳しく記載するが、地籍調査を行って土地の現況を把握するとともに、土地の権利を保有する者から申告をさせ、所要の手続を経て特定された所有者に「título」と呼ばれる所有権の証明書を交付するという手続が規定されている。

このように独立回復後、少しずつ東ティモールにおける土地の最初の所有者を特定する方法について法制化がされ、今般成立した不動産登記法では、最初の所有者が特定された後の土地について、所有権の移転や、抵当権の設定といった権利の変動を不動産登記簿に記録して公示するための制度が規定されることとなった。

第3 土地の最初の所有者の特定について

土地の最初の所有者の特定に関するルールについて、大変興味深いのもう少し詳しく特措法について御紹介したい。なお、本節において参照する条文は、特段の記載がない限り特措法のものである。

1 地籍調査

まず、所有者の特定の前提として、土地の物理的な情報を取得するための地籍調査が行われる。地籍調査は、司法省土地財産地籍局（National Directorate of Land, Property and Cadastral Services（DNTPSC）⁸）によって行われることとされており、調査区域を定めて、当該区域内の土地について、一区画ごとの所在地、地理空間上の位置情報等を収集するものである（第30条）。この地籍調査の過程において、調査区域内に存在する土地について、権利を保有する者が申告をすることができることとされている（第32条）。

DNTPSCは、地籍調査において収集した権利の申告者の情報を含む土地に関する情報を最低90日間公示し（第33条）、当該期間内に異議を唱える者が現れず、権利を申告した者の間で係争もない場合には、土地の物理的な情報及び権利の申告者に関する情報を地籍簿に搭載し、最初の所有者に título が発行される。ただし、実際には1つの土地に対して複数の者が権利の申告を行うことがあり、そのような場合の所有者の特定方法については2以下に記載する。

なお、地籍調査の手続については、これまでから、地籍調査に関する省令（2016年司法省令第45号及び第46号）等により行われてきたが、特措法に基づいた内容にするため、現在同省令を改訂し法案化する作業が行われている。今回は内容を詳述しないが、この地籍法案についても当部の法制度整備支援活動において題材として取り上げており、不動産登記法等他の法令との整合性等の観点から協議をしているところである。

⁸ 特措法では、DNTPSCとされているが、2019年の司法省の組織再編により現在は土地財産総局（General Directorate of Land and Property（DGTP））が担当しているようである。

2 土地の所有に関する権利

特措法は、東ティモールに存在する土地の所有に関する権利として次の6つを規定している（第2条）。

- 非公式所有権（direitos informais de propriedade）：慣習法に基づき、永続的占有により生じる不動産についての権利であり、所有権の本質的な性質を有するもの
- 完全所有権（direito de propriedade perfeita）：ポルトガル統治時代の法律により認められた不動産の使用、所有及び処分を完全かつ排他的に享受する権利
- 永借権（aforamentu）：ポルトガル統治時代の法律により認められた権利であり、償還の権利の及ぶ範囲で、永借地料を支払うことにより不動産を使用及び享受する永借地人の権利
- 私有権（hakmilik）：インドネシア占領時代の法律により認められた不動産の使用、所有及び処分を完全且つ排他的に享受する権利
- 建設使用权（hakguna-bangunan）：インドネシア占領時代の法律により認められた、暫定的な他人の土地における建物の建設又は維持の権利
- 農業用借地権（hakguna-usaha）：インドネシア占領時代の法律により認められた、国有地の特定期間内の経済的利用権

このうち、非公式所有権及び完全所有権、私有権を「一次的権利」と、永借権、建設使用权、農業用借地権を「二次的権利」とし、一次的権利の保有者が地籍調査において権利を申告し、これに異議を唱える者がいなければ、所有権が認められる（第36条）⁹。また、二次的権利の保有者は、1975年11月28日時点¹⁰で有効な永借権又は1999年8月30日時点¹¹で有効な建設使用权又は農業用借地権を保有し、かつ当該土地を平和的に永続的に（20年以上）に占有していれば、地籍調査において権利を申告し、これに異議を唱える者がいなければ所有権が認められる（第37条）。

さらに、一次的権利も二次的権利も保有していないが、土地を占有している者について、東ティモール国籍を有し、所有の意思をもって継続して不動産を公然に所有しており、1998年12月31日までに、物理的暴力又は心理的強制を用いることなく平和的に占有を開始し、居住又は耕作用のその他の不動産を持たないという条件に合致する者は、当該土地を「特別時効取得」することができる（第19条及び第21条）。ただし、占有している土地が国有地である場合や、インドネシア占領時代の強制移動によって占有が開始された土地については特別時効取得することはできない（第20条）。

また、特別時効取得の要件を満たさない単純占有者についても、平和的な占有であって、その占有について異議がなく、当該土地が国有地でない場合には所有権が認められることとされている（第38条）。

⁹ ただし、外国人は除く。以下同じ。

¹⁰ ポルトガルからの独立宣言日。

¹¹ インドネシアからの独立に関する住民投票実施日。

3 係争がある場合の所有者の特定方法

一区画の土地に対して複数の者が権利の申告をした場合における所有者の特定については、当事者間の交渉や調停等によって解決しない場合、裁判又は次のルールにより行政的に解決するとされている（第39条）。

一区画の土地に対して一次的権利を申告した者が複数いる場合には、当該土地の一部でも占有している者がいれば当該者に（第40条）、占有している者がいない場合には先に申告をした者に所有権が認められる（第45条）。

また、一次的権利を申告した者と二次的権利を申告した者がいる場合には、占有の有無にかかわらず一次的権利を申告した者に所有権が認められる（第41条）。

二次的権利を申告した者が複数いる場合には、その者の占有に応じて所有権が認められ、二次的権利を申告した者が当該土地を占有していない場合には、当該土地は国に返還される（第42条）。

一区画の土地に対して一次的権利を申告した者と特別時効取得の要件を満たす者又は単純占有者がいる場合には一次的権利を申告した者が（第43条）、二次的権利を申告した者と特別時効取得の要件を満たす者がいる場合には特別時効取得の要件を満たす者がそれぞれ所有権を認められる。また、二次的権利を申告した者と単純占有者がいる場合には、二次的権利を申告した者に所有権が認められる（第44条）。

4 土地に関する紛争の解決機関

上記のとおり、所有者の特定方法は特措法により明確化されたものの、証明書類の多くが消失している現状において一次的権利や二次的権利を保有していることをどのように証明するのかという点等多くの課題が残されており、またそれぞれ土地の境界についても隣地の所有者等との間で合意を得られないことが少なくない。

そのため、地籍調査を実施したとしても、一定数の土地において所有者又は境界若しくはその両方について係争があることから¹²、特措法では、それらの係争を解決するための専門機関として土地委員会を設立することとされた（第55条）。同委員会は2020年に設立されて業務を開始しており、具体的には、地籍調査において、土地の権利を申告することができる期間が満了した際に係争のあるケースが土地委員会に送付され、同委員会では地籍調査によって得られた情報や関係者の証言等に基づいて審理を行い、所有者を特定することとされている（第59条～第61条）。

紛争の解決手続については、司法省からも大きな関心が寄せられており、これまでも日本における土地の紛争解決手続について情報提供をしてきたところであるが、土地委員会の業務が開始され、様々な困難な事象が発生することが想定されるので今後の動向にも注視していきたい。

¹² 司法省によると、首都のデシリを除いて、係争のあるケースは地籍調査を行った土地のうち3割程度であるとのことである。

第4 不動産登記法の概要

不動産登記法は、前述の経路を経て土地の最初の所有者が特定された後の権利の変動を不動産登記簿に搭載して公示するためのものであり、全180条からなる。ポルトガルの不動産登記法を基礎としているようであり、東ティモールの実情にあわせて所要の変更が加えられている。

本節では、各編ごとに主な規定について日本の不動産登記法とも適宜比較しながら見ていくこととしたい。なお、本節において参照する条文は、特段の記載がない限り不動産登記法のものである。

1 第1編 登記の性質及び価値

(1) 登記の目的及び効力

登記については、不動産の法的状況を公表することを基本的な目的とし、不動産の法的取引の安全性を図るものであるとされている（第1条）。なお、「不動産」とは、農地、宅地、水域、土地に接着する樹木や動産等を指し（民法第195条）、日本のように土地と建物を別個の不動産としては捉えていないようである。

また、登記の効力について、東ティモールでは、抵当権については登記がされないと効力が発生しない（民法第621条）という効力要件主義を採用しているが、それ以外の権利については、意思主義を採用している（例えば所有権につき民法第1238条）。そのため、抵当権以外の権利については、時効取得等一定の場合を除いて、登記が対抗要件であるとされている（第6条）。

(2) 登記の対象となる事実

所有権、使用及び居住の用益権、地上権、地役権、抵当権の確認、設定、取得、変更、移転又は消滅等に関連する事実のほか、差押等に係る処分、日本の区分所有に該当する階層所有権の設定又は変更等について登記することとされている。また、日本にはないものとして単純占有も登記することとされている（第3条）。

(3) 登記の申請をすべき者

登記については、原則として登記の対象となる事実積極的に主体としてかかわる個人及び法人に申請が義務付けられている（第11条、第51条）が、日本のように登記権利者及び登記義務者による共同申請を必要とするのか、当事者の一方のみの申請でよいのかは規定からは定かではない。この点については、司法省とも協議した部分であるが、登記申請については、登記の対象となる事実が発生してから30日以内にされなければならない、この期間内に登記がされなければ、手数料の倍額の支払いが科される（第14条）ことから、登記の申請をすべき者については今後、下位法令等によって明確にされるべきであると考えられる。

なお、東ティモールでは、売買、贈与等の契約について公正証書の作成を必要とし（民法809条、881条等）、当該証書を登記の際に登記所に提出することとされている（第55条第3項b）ため、日本のような共同申請の必要性に乏しいものと思われる。

2 第2編 登記の構成

(1) 不動産登記事務の所掌

不動産に係る登記事務は、当該不動産が所在する県にある不動産登記機関が所掌する（第25条）こととされており、司法省によると不動産登記機関は既に各県に1庁ずつ、合計13庁設置されているとのことである。

(2) 登記情報の管理方法

登記の情報は、書面又は可能であれば電子媒体で管理することとされているが（第31条）、法施行当初は書面での管理となるようである。

登記の情報を検索するために、物件ファイルと個人ファイルを作成することとされており、物件ファイルには、地籍調査において付される単一の不動産識別番号、不動産の所在や属性といった情報が掲載され、個人ファイルには、不動産の所有者又は占有者の氏名、住所及び不動産識別番号や不動産の所在といった情報が掲載され、所有者又は占有者の氏名のアルファベット順に編綴される（第33条、第34条）。

(3) 登記情報と地籍情報との整合

地籍の情報は、上記第3に記載した地籍調査の結果によって得られるものであり、不動産登記機関とは別の行政機関である地籍登録機関において管理される。そのため、登記の情報は、地籍の情報との整合を図ることとされており（第38条～第43条）、例えば、不動産の登記用紙には、不動産ごとに、所在地、面積、境界等を記載することとされているが（第96条）、これらの情報は地籍の情報と矛盾してはならず、地籍の情報に変更された場合には、不動産登記の情報も変更することとされている（第42条）。また、登記の申請の際には、地籍登録機関が発行する地籍の証明書を不動産登記機関に提出しなければならないこととされており（第43条）、地籍の情報と登記の情報が相違する場合には、登記の申請をする前に、地籍又は登記の情報を修正しなければならない（第41条）。

地籍と登記の情報を整合させる点について、特に最初の所有者の情報をどのように登記簿に記載するか、また当該情報やその他の情報に変更や訂正があった際にどのように情報の連携を図るのかについては司法省とも度々協議をしたが、円滑に運用されるよう、引き続き下位法令や地籍法案の検討の際に協議していきたい。

3 第3編 登記手続

(1) 登記申請に関する原則

登記は申請を原則としており、不動産登記機関の窓口において申請するか、準備が整えばオンラインによる申請をすることができることとされており（第52条）、当面は窓口における申請になるようである。

登記申請には申請書と添付書類が必要であり、添付書類としては、地籍の証明書、登記の対象となる事実を証明する公正証書等、身分証明書等が規定されている（第55条）。その他、例えば差押や競売による登記に必要な書類等登記の対象となる事実ごとに個別に規定がされている（第62条～第74条）。

(2) 申請書の提出

不動産登記機関に申請書が提出されたら、その申請の順に日誌 (diário) と呼ばれる帳簿に提出に係る記録がされ、提出に関する証明書が発行される (第75条~第78条)。

提出時に手数料が支払われていなかったり、関係者の氏名や住所等が確認できない場合には「提出の却下」がされることとされており (第79条)、書類等を確認してから判断する「登記の却下」 (第82条) と区別して規定されている。日本ではこのような区別がないことから、これらを明確に区別して行うことができるのか運用に注目したい。

(3) 申請の放棄

申請の提出後、登記が実行されるまでの間であり、かつ申請に不備がある場合や事実の消滅を証明する書類がある場合のみに申請を放棄することが認められている (第86条)。

4 第4編 登記行為

(1) 登記事務の原則

登記の処理は申請書の提出から15日以内に行うこととされており (第87条)、登記及び登記簿への署名に関する権限は、不動産登記機関にいる登記官 (conservador) が実行することとされている (第88条)。

(2) 登記用紙

登記用紙には、土地の物理的な状況を記録する用紙 (descrição) と権利について記録する用紙 (inscrição) があり、それぞれに対して裏書 (averbamentos) を行うことができるとされており (第33条)、物的編成主義が採られている。なお、この表現が正しいかどうかは分からないが、便宜上、本稿では descrição を表題部、inscrição を権利部と表現する。

まず、表題部は、不動産の物理的、経済的及び税務上の識別を目的とするものとされており、不動産識別番号、農地か宅地かといった土地の特性、所在地、境界、面積、コミュニティー保護区¹³である場合にはその旨等が含まなければならない (第96条)。また、階層所有権の場合には、表題部の他に、建物の構造の概要等を記載した従属表題部を作成する必要がある (第97条)。

これら表題部に記載された情報が変更された場合には、裏書により変更事項が登記される (第103条)。なお、表題部の情報が変更されたことが地籍登録機関の情報等によって明らかでない場合には、不動産登記機関において職権により表題部の情報を変更することとされている (第104条)。

他方、権利部については、登記申請の提出番号、提出日及び時間を記載するほか、

¹³ 「コミュニティー」とは、居住地や農地、森林、伝統的な儀式を行う場所、牧草地、水源地等に関して共通の利益を共有する世帯や個人の集団であり、コミュニティーで保有するこれらの場所について、国家が保護するために設定した区域を「コミュニティー保護区」という (特措法第3条 a, b)。

登記の対象となる事実、当該事実にかかわる主体の氏名及び住所、婚姻状況等を記載することとされている（第108条）。また、権利の取得の登記にはその原因、用益権の登記には当該権利の保有者や権利の内容及び義務といった、それぞれ登記の対象となる事実に応じて個々に必要な登記事項が規定されている（第110条～第114条）。表題部と同様に、権利部の内容に変更等があった場合や、当該不動産の差押、保全措置等があった場合には、裏書により登記することとされ、裏書には、登記申請の提出番号、提出日及び時間のほか、申請の原因となった事実、申請者を記載することとされている（第115条～118条）。

記録用紙のひな形については、省令によって規定することとされており（不動産登記法認証法¹⁴第3条）、またその記載例がどのようになるのかは引き続き情報を収集したい。

(3) 暫定登記

判決や保全措置の決定が効力を生じる前に、司法手続による売却や差押、保全措置の登記を暫定的に行うことや不動産の建設が終了する前に階層所有権の登記を暫定的に行うこと等ができることとされており（第106条）、暫定登記と呼ばれている。暫定登記の有効期間は登記の対象となる事実によって異なるが、有効期間内に本登記又は延長の申告がされなければ失効する（第17条）。なお、暫定登記を本登記にする場合には、裏書に記載することとされている（第116条第2項d）。

日本の仮登記と似たような手続であると思われる一方で、2005年改正前の不動産登記法に規定されていた予告登記にも似た点があると思われる、大変興味深い制度であり、東ティモールでの今後の運用に注目したい。

5 第5編 登記の公共性及び証明

(1) 登記情報の公開

何人も手数料を支払えば、登記及び登記に係る保管文書についての証明書を取得することができ（第119条）、証明書の有効期間は1年とされる（第131条）。また認証のない登記の複製を発行することもできるとされており（第120条）、これらは日本の登記事項証明書及び登記事項要約書と同様のものと考えられる。

さらに、登記の否定証明書も発行することができるとされており（第132条）、司法省によると不動産が登記されていないことを証明するものであるとのことである。

(2) 証明書の発行手続

管轄の不動産登記機関で証明書及び認証のない登記の複製を取得することができ、いずれシステムが整えば、どの不動産登記機関でも登記されている全国すべての不動産について証明書を取得することができるようになる（第132条）ことを目指しているようである。

¹⁴ 不動産登記法は、同法を認証する認証法の附属文書という位置付けになっており、認証法部分には、不動産登記法の施行日や省令に委任される事項等が5条にわたり規定されている。

証明書は、何人も口頭又は書面により発行を請求することができ（第133条）、請求後2業務日以内、否定証明書は5業務日以内に発行することとされている（第135条）。

証明書には、不動産ごとに有効な登記に関する情報、当該不動産について保留されている申請があればその記述、補正されていない不備がある場合にはその記述、そして関連する保管書類を記載することとされている（第134条）。証明書のひな形についても省令によって規定することとされており（不動産登記法認証法第3条）、特に保管書類をどのように証明書に記載するかについては注目したい点である。

(3) 情報セキュリティと個人情報の保護

登記のデータベースは常に最新の情報を保つこととされ、法的取引の安定という目的と矛盾するいかなる目的のためにも使用してはならないとされる（第122条）。

登記のために収集される個人情報とその収集方法についても明示されているほか（第124条、第125条）、収集された個人情報について他の国家機関や公的な団体に提供する場合には、当該機関や団体と協約を締結し、利用を明確に制限することとされ（第126条）、個人情報の保護に配慮していることが伺える。

また、登記情報のデータベースについては、限られた者しかアクセスすることができず、登記に携わる職員には守秘義務が課せられている（第129条、第130条）。

6 第6編 登記の補足、更正、再製

(1) 登記の補足

登記されていない所有権の移転については、公正証書により補足することができることとされ（第136条）、その他にもいくつか補足ができる場合が規定されている（第137条～第139条）。

この補足が例えば中間省略登記を認めるものであるのか等は明確でないので、今後の運用を確認していきたい。

(2) 登記情報の更正

不正確な登記や必要な登記が遺漏している場合には、登記官の主導により更正され、更正後の事項は裏書することとされている（第141条）。また、事前に情報の提示がないのにされてしまった登記等については、関係者全員の合意がある場合又は司法手続により取り消すことができる（第144条）。

更正を申請するに当たっては、根拠及び関係者の身元を特定する必要があり、関係者全員から更正を求める要請があるか、登記官が関係者全員を招集し、会議を行って10日以内に更正するかを判断する（第155条）。また関係者が不明な場合には、民事訴訟法に基づいて公告をすることとされている（第153条）。

日本では、関係者がいる場合にはその承諾書を添付して申請することで更正の登記を行っているが、東ティモールでは関係者を集めて確認をするという点が非常に興味深い。

(3) 登記簿の複製

登記の記録用紙を紛失又は無効化¹⁵した場合、既存の保管データを複写することによって、登記を再製することができる（第159条）。そのため、書類や記録用紙のバックアップは不動産登記機関とは異なる場所に保管しなければならないこととされている（第160条）。

(4) 登記簿の再製

記録用紙を紛失又は無効化した場合で、(3)の方法により再製することができない場合には、登記官は、まず紛失や無効化した状況等を記載した調書を作成し、検察庁に送付しなければならない（第163条）。検察庁は、裁判官に対して関係者の召喚の要否について判断を委ね、召喚が有効と決定された場合、検察庁は関係者を召喚し、関係者は登記官が再製した登記簿について30日以内に訂正の請求をすることができる（第164条）。

7 第7編 登記官の認定に対する不服申立

(1) 行政上の不服申立

却下により直接的な影響を受ける申請者及び利害関係者は、登記申請の却下決定又は登記の更正の拒否について不服がある場合には、却下又は拒否の日から15日以内に、決定をした不動産登記機関の上位の機関に対して不服申立をすることができる（第166条～第167条）。不服申立への対応について、不動産登記機関の最高責任者は30日以内に判断することとされ、不服が認められた場合、登記官は5日以内にその決定に従わなければならない（第171条）。

(2) 裁判上の異議申立

行政上の不服申立が却下された場合又は90日以内に判断がされなかった場合には、却下決定の通知日又は90日の期間満了日から20日以内に裁判上の異議申立をことができ、裁判所における手続は民事訴訟法に従って行われる（第172条）。

(3) 証明の拒否に対する不服申立又は異議申立

登記の証明書の発行拒否や、証明の際の手数料の適用の誤り等についても、不服申立又は異議申立をすることができることとされており、不服申立又は異議申立が認められた場合には、登記官は2日以内に証明書を発行しなければならないとされている（第177条、第178条）。

8 第8編 各種規定

登記に係る手数料を支払うべき者についての規定及び虚偽の事項を登記する者に対する責任について規定されている。

第5 終わりに

本稿では、東ティモールの土地の権利に関する法制度として、最初の所有者を特定する

¹⁵ 合併された不動産や取り消された階層所有権の表題部に無効化の旨を記載することとされており（第101条）、日本の登記簿の閉鎖処理と同様のものと思われる。

ための法令と先般成立した不動産登記法の概要について整理した。現地を訪問することができておらず、またポルトガル語の法律を仮訳しながら執筆しているため、理解不足の点は否めず、誤解や誤訳に基づく記述もあるものと思われるが、今後の東ティモールにおける法制度整備支援等の参考になれば幸いである。

不動産登記法は、最初の土地の所有者が特定されて初めて活用される法律であり、未だ最初の所有者が特定されていない土地も多くあるが、長年懸案となっていた土地関連法の1つが成立したことは、東ティモールにとっても大きな一歩であると感じている。同法によって、不動産に関する権利が守られるとともに、不動産に関する情報に容易にアクセスすることができるようになることから、今後の東ティモールにおける不動産取引、ひいては経済の発展に大きく貢献することが期待される。

他方で、詳細は下位法令や運用に任されている部分も多くあるので、引き続き不動産登記に関する下位法令や他の土地関連法令の起草及び運用も含め、司法省職員の法案起草能力の強化のため支援を続けていきたい。

活動報告

【国際研修・共同研究】

ラオス国立司法研修所との共同セミナー —未遂犯における「社会にとっての危険」—

国際協力部教官
矢尾板 隼

第1 はじめに

当部は、2022年3月9日、ラオス国立司法研修所（National Institute of Justice、以下「NIJ」という。）との間で刑法比較共同セミナーを実施した。これは、ICD NEWS第88号¹及び89号²でも紹介した、法務総合研究所とNIJとの協力覚書（Memorandum of Cooperation）に基づく継続したオンラインセミナーの一つである。

前記ICD NEWSで紹介したとおり、本オンラインセミナーでは、2021年3月以降、未遂犯理論と量刑理論を継続したテーマとして取り上げており、今回も同様のテーマについて議論を行った。本職は未遂犯理論に関する議論を担当したため、本稿において、この議論の内容を紹介したい³。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、もとより本職の私見である。

第2 オンラインセミナーの内容

1 概要

(1) 日時

2022年3月9日（水）日本時間11:00～18:30（ラオス時間9:00～16:30）

(2) ラオス側参加者

NIJ：ビエンペット副所長、教員36名（オンライン参加含む）

ラオス刑事法サブワーキンググループ⁴メンバー：10名

(3) 形式

Zoomを使用したオンライン形式

2 未遂犯に関する議論の内容

(1) 条文、検討事例

¹ 黒木宏太「ラオス国立司法研修所との共同オンラインセミナー—量刑、法曹養成制度—」ICD NEWS第88号197頁

² 拙著「ラオス刑法における未遂犯—ラオス国立司法研修所との共同セミナーより—」ICD NEWS第89号99頁

³ なお、量刑理論に関しては黒木前教官が次号のICD NEWSにおいて紹介される予定である。

⁴ JICAによる法の支配発展促進プロジェクトにおいて、刑事法の理論及び実務の分析・研究を行うために結成されたグループ。同プロジェクトでは昨年より刑法典の理論研究を開始しており、法務総合研究所とNIJとの協力覚書に基づく共同セミナーとも連携をしている。

ア ICD NEWS 89号でも掲載したが、未遂犯についてラオス刑法23条は、

犯罪の未遂とは、犯罪の意図的行動が取られたが、外的要因に妨害されたため、その行為が成功しなかった場合をいう。

犯罪の未遂は、刑法の定めにより社会にとって危険とみなされる場合に限り、刑が科されるものとする。

と規定している。

過去2回、未遂犯について議論した際は、未遂犯の成立時期や不能犯について事例に基づき議論をした。このうち不能犯に関する議論に関しては、事例を元にした議論から、未遂犯の処罰根拠をどのように考えるかについて議論を発展させようとしたが、検討した事例の数が少なかったこともあり、十分な議論を展開することができなかった。

そこで、今回は事例としてはごく簡潔なものを6つ用意し、比較検討することで、ラオス刑法23条にいう「社会にとって危険とみなされる場合」を具体的にどのように解釈するのかを探ろうと考えた。

イ 用意した事例は以下のとおりである。

ケース1

Aは、Bに恨みを持ち、殺そうと思った。

Aは、Bが砂糖を飲むと死ぬ、と固く信じており、Bが飲んでいたコップの水にこっそり砂糖を混ぜた。

Bは、その砂糖水を飲んだが、死ななかった。

ケース2

Aは、Bに恨みを持ち、殺そうと思った。

Aは、Bに呪いをかけることとし、Bに見立てたわら人形を作り、それに釘を打ち付けた。

Bは死ななかった。

ケース3

Aは、様々な銃火器が展示されている博物館に行き、そこに展示されているライフル銃を見て実際に打ってみたくなった。

Aは、展示されているライフル銃に弾が入っていると思い込み、その銃を持って、博物館内にいたBに銃を向けて引き金を引いた。

弾が入っていなかったため、Bは死ななかった。

ケース4

Aは、窃盗事件を起こして逃げていたが、警察官Bに発見され、逮捕されそうになった。

Aは、とっさに、Bが所持していた拳銃を奪い、Bを殺害しようと引き金を引いた。

しかし、たまたま弾が装填されていなかったため、Bを殺すことはできなかった。

ケース5

Aは、「市販の調味料を混ぜ合わせて煮詰めればヘロインを作ることができる。」と書いてあるインターネットの記事を見てそれを信じた。

Aは、その記事に書いてあったとおり、市販の調味料を用意し、それらを混ぜ合わせ、煮詰めた。

できあがったものはヘロインでも、人体に有害なものでもなかった。

ケース6

Aは、メタンフェタミンの原料からメタンフェタミンを製造しようと考え、原料を入手して、一定の工程に従って、メタンフェタミンに似た薬品を製造した。

しかし、原料の一部が真正な原料でなかったため、メタンフェタミンを製造することはできず、実際に製造された薬品は、人体に無害なものであった。

(2) 議論の結果

N I Jの先生方と議論をした結果、ケース1とケース2についてはほとんどの先生が未遂犯の成立を否定する、という考えであった。その理由付けとしては、客観的に考えて、砂糖水やわら人形で人が死ぬ危険性はない、というのが大勢を占めた。

これに対し、ケース3については、未遂犯の成立を認める考え、否定する考えに意見が分かれた。理由付けとして、行為者であるA自身が、弾が入っていると確信していれば殺そうという意味が明らかであるから社会にとって危険とするもの（未遂犯肯定）、一般市民から見て博物館の銃に弾が入っているとは想定できないので、危険はないとするもの（未遂犯否定）、客観的に弾が入っていない以上、危険はないとするもの（未遂犯否定）に分かれた。

その後、更にケース4の議論に及ぶと、ケース3との違いを比較しながら、博物館の銃は一般人から見ても通常は弾が入っているとは考えられないが、警察官が携帯している銃については一般人から見れば弾が入っていると考えられる、という理由付けで、ケース3は未遂犯とならないが、ケース4は未遂犯となるとする見解があった。他方、行為者の主観面を重視すべきであって、ケース1からケース4はいずれも未遂犯が成立するという見解も少数ではあるものの認められた。

ケース5及びケース6については、主観面を重視すべきであるからいずれも未遂犯が成立するとする見解と、客観的に結果が発生する可能性がないからいずれも未遂犯は成立しないとする見解に分かれた。

(3) 未遂犯の処罰根拠（改めて）

過去のセミナー等を踏まえると、ラオス刑法の解釈としては行為者の主観面を重視するという考えが強いのではないかと推測されていたところ、前記(2)の議論の中でも一部そのような考えも認められた。他方、日本における議論と同様、一般人の認識可能性を基準に危険性を判断するという考えも見られ、必ずしも主観面ばかりを重視する考え一辺倒でないことが明らかになった上、より客観面を重視する（日本でいう「客観的危険説」のような）考えも主張された。今後も議論の集積が必要となる部分であるが、今回議論をしたのはN I Jという教育機関で教鞭を執られる先生方であったことから、ラオスの法律実務家の間ではどのような議論が行われるかということも注視していきたい⁵。

(2)のような事例に基づく議論を踏まえて、更に進んで、なぜそのような判断基準が導かれるのか、前提として未遂犯の処罰根拠をどのように考えるのかについても更なる議論が必要となるが、ラオス刑法は日本刑法同様、未遂犯は刑法各本条で定めた場合に限り処罰されるとしている上、効果としては任意的減軽⁶とされているから、日本における議論と同様の議論を行うこともできると考えられる。今回の議論の中で、客観的な行為の危険性に着目する見解がかなり有力に主張されていたことや、各ケースを整合的に説明していた見解として、一般人の認識可能性を基準に判断する見解があったことからすると、日本でいう行為無価値論的な考えが、解釈の一つとしてありうるのかもしれない。

第3 所感と今後の展望

これまで、3回にわたって未遂犯をテーマに議論を行い、事例を元にした検討を続けてきたが、十分な理由付けを元に立論をされる方が多く、非常に内容の濃い議論が展開できた。N I Jの先生方のみであれば実務的な観点を取り入れることも難しくなってしまうが、裁判官、検察官等の法律実務家も参加するJ I C Aプロジェクトとの連携を行うことにより、実務でどのような考え方がされているか、といった意見を伺うこともでき、充実した議論を行うことができる環境が整っている。

N I Jのビエンペット副所長からも、事例に基づく議論を繰り返す中で、N I Jの先生方の理解が一層深まり、教育を行う際にも有用であるとして、本共同セミナーを高く評価しているという言葉もいただいた。

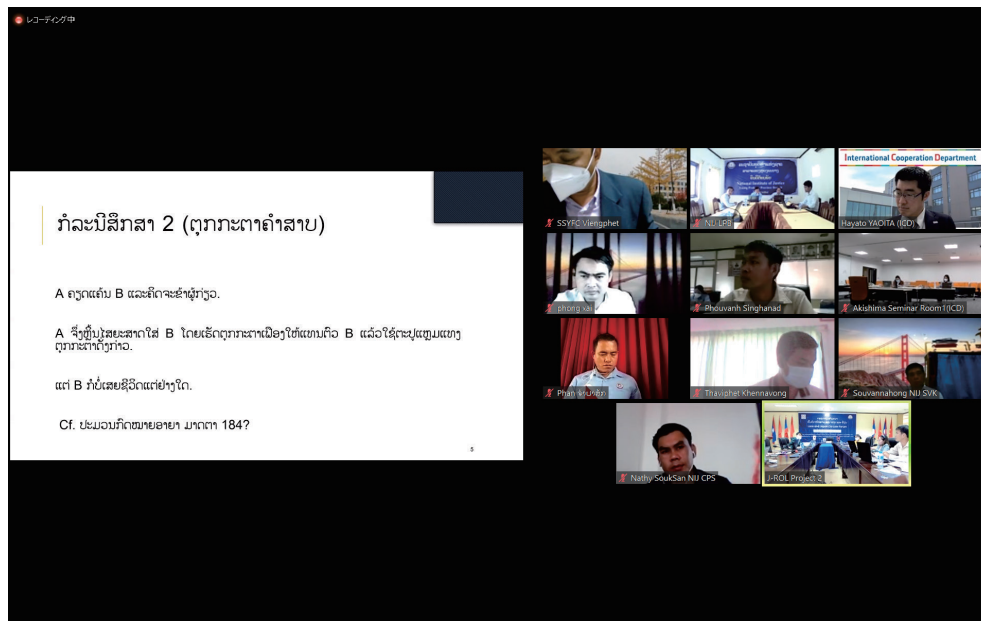
ラオスの法整備の発展に向け、オンラインであっても有効な活動を継続できる証左とも言えるものであり、今後も引き続き活動を継続していきたい。

なお、これまで同様、法務総合研究所とN I Jとの共同セミナーにおいては、J I C A法の支配発展促進プロジェクトの多大なサポートをいただいている。この場を借りて、改

⁵ この点、最近、前述のJ I C A法の支配発展促進プロジェクト刑事法サブワーキンググループでも、未遂犯に関する議論が始まったところである。

⁶ ラオス刑法70条2項は「犯罪の未遂への量刑において、裁判所は法定刑より軽度の量刑を行うことができる。」としている。

めて厚く御礼申し上げたい。



(オンラインセミナーの様子。画面右の上段右端が本職。)



(N I J 現地の様子)

ラオス留学生のインターンシップ受入れ

国際協力部教官

矢尾板 隼

第1 はじめに

現在、ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）に対しては、JICA法の支配発展促進プロジェクト¹が実施されている。同プロジェクトでは、長期研修員として留学生の受入れを行っており、この長期研修員として、ラオス中部高等人民検察院民事事件検討課課長のラッタナポーン・パパックディ氏と、ラオス司法省国立司法研修所副所長のペッサマイ・サイモンクン氏の2名が2020年度より慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授の下で法務修士(LL.M.)²の取得に向け研究を行っている³。このたび松尾教授より、前記留学生2名について、当部でのインターンシップ受入れを希望する旨の打診をいただいたことから、我が国の法制度整備支援活動についての理解を深めさせるとともに、学生の研究テーマに沿った日本の法律実務の情報を提供し研究を深化させることを目的としてインターンシップを実施した。

本稿は、このインターンシップについて紹介するものである。なお、本稿中、意見にわたる部分は本職の私見である。

第2 インターンシップの内容

1 概要

(1) 期間

2022年3月2日（水）～同年3月11日（金）

(2) 形式

・3月2日～3月4日

オンライン形式（留学生らは自宅から参加）

・3月7日～3月11日

国際法務総合センターにおいて実施

2 研修内容

(1) ICD部長、教官による講義

当部から、留学生に対し、

・法整備支援概論

¹ プロジェクト期間は2018年7月～2023年7月。プロジェクト開始の経緯については伊藤淳「ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」(ICD NEWS第76号20頁以下)参照。

² 「LL.M.」については「法学修士」という日本語が当てられることもあるが、ここでは、慶應義塾大学の用語に従い「法務修士」とした。<https://www.ls.keio.ac.jp/news/2022/202247llm-program-online-information-session.html>

³ 両氏からは、ICD創設20周年に寄せてICD NEWSにも寄稿をいただいている。ICD NEWS第87号の68頁以下及び71頁以下参照。なお、長期研修員の枠組みとしては2021年度も新たに2名の留学生が来日し、松尾教授の指導の下で研究を行っている。

- ・日本の法曹養成概論
- ・国が当事者となる訴訟について
- ・不法行為（損害論）
- ・国際私法概論
- ・不動産登記制度

の各講義を行った。

このうち、国家賠償請求訴訟を中心に挙げた「国が当事者となる訴訟について」の講義と、「国際私法概論」の講義は、いずれもラオスにおいてまだ馴染みのない制度だが、将来的に重要な課題となり得るテーマについて、参考となるような情報を提供したものである。

また、「不法行為（損害論）」と、「不動産登記制度」の講義については、それぞれ留学生の研究テーマに関するものとして実施したものである。

すなわち、留学中の慶應義塾大学において、パパックディ氏は不法行為の損害論を、サイモンクン氏は不動産取引における契約と権利移転の関係を、それぞれ研究していることから、裁判官出身の曾我学教官からは不法行為の損害額の認定に関する実務的な考えを、法務省民事局出身の川野麻衣子教官からは不動産登記制度の実務的な取扱いをそれぞれ講義したものである。



（曾我教官による不法行為の講義。写真左端からサイモンクン氏、パパックディ氏、写真右側は曾我教官）

留学生らは、それぞれ慶應義塾大学で参考文献等に基づき研究を進めていたものであるが、実務的な取扱いに関する英語資料は必ずしも豊富でないことから、本インターンシップにおける講義にいずれも高い関心を示しており、積極的な質疑応答・意見交換が行われた。

(2) セミナー傍聴

当部が実施しているラオスに対する支援の一つに、法務省法務総合研究所と、ラオス国立司法研修所との間で締結した協力覚書に基づく共同セミナーがある⁴。

同セミナーは、2021年3月以降、概ね3か月に1度の頻度で、継続的に開催しており、本インターンシップ期間中である2022年3月9日にも実施をしたため、留学生らにこれを傍聴してもらった（同セミナーの詳細については別稿で紹介する。）。

セミナー時間中は、留学生らは概ね傍聴するような形となったが、セミナー修了後、同セミナー内で講義も一部担当した本職との間で、議論の対象となった事例について質疑応答や意見交換を行った。

(3) 留学生らによる発表

インターンシップの最終日に留学生ら自身の職務経験に基づく発表を行ってもらった。なお、十分な発表をしてもらうために、発表準備の時間もインターンシップの中に組み入れることとした。



（留学生らによる発表の様子。右側の女性パパックディ氏が発表中。）

パパックディ氏は、前述のとおり、ラオス中部高等人民検察院民事事件検討課課長であり、日本の訟務検事等とは異なる、検察官の民事事件関与についてご経験していたため、同制度の概要、根拠法令等について発表をしてもらった。

また、サイモンクン氏は、ラオス国立司法研修所副所長であることから、同研修所におけるカリキュラムの策定あるいはその改訂、そのための手順等について発表をしてもらった。

⁴ 過去に行われたオンラインセミナーについて、ICD NEWS第88号197頁、同89号99頁参照。

なお、これらの発表内容の詳細については、両氏が用いた資料と共に次号の I C D NEWS で紹介する予定である。

第3 おわりに

令和2年度及び同3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、支援対象国の方を日本に招いて行う本邦研修は一度も実施されず、また I C D 職員の現地出張も一度も実施することができなかった。

したがって、令和2年7月に当部に着任した本職にとって、今回のインターンシップは、初めて支援対象国の方と対面で研修を行う機会となった。講義中にアイコンタクトを取り、相手の反応を見ながら話すことにより相手がきちんと自分の話を理解できているか確認できること、質問をしたような様子がないかも容易に感じ取れること、講義のみならず、休憩時間や昼食の際などに雑談を交わすことで温かな人間関係を育むことが出来ること。対面に勝るコミュニケーションはない、というのは最近言い古されている言葉ではあるが、オンラインの研修ばかりを経験してきた本職にとって、改めて、対面での研修を行う強みを非常に強く感じられた1週間となった。

インターンシップに参加した留学生2名からも高い評価を得ることができ、両名の研究にも何かしら資するものとなったものと思うが、それだけではなく、講義を担当した当部教官、事務方として運営面に携わった専門官、事務官含め、支援対象国の方と直接のコミュニケーションを取ることでより良い人間関係を構築できたことは、対象国との往来が困難となっていた当部職員にとっても極めて大きな財産となった。

この場を借りて、このような機会を得る契機をいただいた松尾教授始め慶應義塾大学職員の皆さまには厚く御礼申し上げたい。



(記念撮影。写真左から本職、サイモンクン氏、パパックディ氏、 I C D 内藤晋太郎部長)

インドネシア法整備支援オンラインセミナー (法令の整合性確保のための方策について)

前国際協力部教官（現 J I C A 長期派遣専門家）

及 川 裕 美

第1 はじめに

令和4年1月27日、インドネシア法務人権省法規総局及び独立行政法人国際協力機構（J I C A）との協力の下、「ドラフター」と呼ばれるインドネシアの法案起草・法案審査担当者等を対象に、法令間の整合性確保のための方策に関するオンラインセミナー（以下「本セミナー」という。）を開催した。

本稿では本セミナーの内容について紹介する。

第2 本セミナーの背景

インドネシアでは、法令（特に大臣令）間の不整合を解消するための体制作りや人材育成の在り方が課題となっており、平成27年12月から令和3年9月までの間、インドネシア最高裁判所、法務人権省法規総局及び同省知的財産総局（知的財産総局については令和2年12月で終了）を実施機関として、知的財産法における法的整合性向上のための体制整備等を目標として、J I C Aの「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が実施され、同年10月からは、インドネシア最高裁判所及び法務人権省法規総局を実施機関として、法令間の整合性確保に関するドラフターの能力向上等を目標として、J I C Aの「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」が実施されている。

国際協力部は、両プロジェクトの目標達成のための支援を継続してきたところ、本セミナーは、令和3年9月に開催した、法令間の整合性確保のための方策に関するオンラインセミナー¹に引き続き開催されたものである。

第3 本セミナーの内容

1 形式

ハイブリッド方式（インドネシア側は会場参加とZ o o mでのオンライン参加の併用、日本側は全員オンライン参加）

2 実施日時

令和4年1月27日（木）

3 インドネシア側参加者

法務人権省、労働省、環境林業省等の多数の中央機関、法務人権省南東スラウェシ

¹ 令和3年9月のオンラインセミナーについては、I C D NEWS第89号（2021.12）103頁以下に掲載。

州地方事務所等多数の地方機関及び憲法裁判所から延べ約410名

4 日本側参加者

国際協力部長、同副部長、同教官及びJICA関係者

5 通訳

呼子紀子氏

6 日本側の講義等

衆議院法制局での勤務経験もある内藤晋太郎国際協力部長から、「日本における法律案の作成の概要～法律の矛盾抵触の回避を中心として～」と題する講義を行い、法令間の矛盾抵触に関する法令解釈の原理及び法制上の措置等について、具体的な事例を用いて説明が行われた。内藤部長の講義が終了すると同時に、複数の参加者が挙手をして質問し、非常に意欲的にセミナーに参加していた。

質問としては、日本における法律制定後に法律の内容に誤りが発見された場合の是正の方法、立法作成過程に国民の意見を反映する施策等に関する質問のほか、条例や通達が上位規範と矛盾する場合の対応等について質問があった。

7 インドネシア側の講義等

インドネシアのドラフターの能力向上に関する施策を担当するヌルヤンティ・ウィディヤステイ法務人権省法規総局条例支援・起草指導局長から、「ドラフター専門職のコンピテンシー開発」と題する講義が行われ、インドネシアにおけるドラフター制度の概要、業務内容、ドラフターの能力向上のための取組について説明いただいた。インドネシアのドラフターは、法令の起草・審査等を行う専門職の公務員であるところ、インドネシアでは、このたび、ドラフターに対して昇進等の基準となるテストが導入されたことなど、ドラフターの能力向上のための施策が具体的に紹介された。

ヌルヤンティ局長の発表後には、プリヤント法務人権省法規総局事務局長から、インドネシアにおいてドラフターの能力向上が喫緊の課題となっている状況等について追加の説明があった。プリヤント事務局長は、共同研究及び本邦研修に合計3回参加されているところ、本邦研修において日本の法制執務に関する書籍等について学び、インドネシアでも同様の資料を作成するに至った点についても説明があった。

8 アンケート

本セミナーのアンケートでは、「セミナーで習得した知識が自身又は所属組織の業務に役立つものであるか」という質問に対して、「すぐ役立つ」との回答が約3割、「応用すれば役立つ」との回答が約6割であったほか、セミナー全般については、「有意義であった」との回答が9割を超えるなど好評を得た。

第4 終わりに

前記のとおり、本セミナーには、延べ410人という大変多くのドラフター等の方にご参加いただき、担当者としては開催の意義を感じることができた。

ただ、参加人数が多くなると、セミナーの内容の理解度にも差が生じやすくなるので、

新型コロナウイルス感染症のまん延が収束し、従来型の本邦研修の再開が可能になった後は、情報提供を主な目的とするオンラインセミナーと、特定のテーマについて研修参加者で深く掘り下げて理解を深めることを主な目的とした研修とを、併行して実施することなどを検討する余地があると感じた。

今後も、インドネシアにおける法令間の整合性確保を目指して、より充実した支援を実施すべく、担当者一同努力してまいりたい。

最後に、本セミナーに協力いただいた関係者の皆様に心より御礼を申し上げたい。特に、呼子紀子様のご通訳なくして本セミナーの成功はなく、この場を借りて厚く御礼申し上げます。



【内藤部長による講義後の質疑応答の様子】



【集合写真】

ウズベキスタン司法省法律家トレーニングセンターとの協力関係の開始

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

黒木 宏太

第1 はじめに

国際協力部は、2021年11月29日から、ウズベキスタン司法省法律家トレーニングセンター（以下「ウズベキスタン法律家トレーニングセンター」という。）との間で、協力関係を開始しました。

これまで、この協力関係に基づき、オンラインセミナーを実施したり、学術論文を交換したりしてきました。本稿では、ウズベキスタン法律家トレーニングセンターの概要、年次協力プログラムの締結、協力関係に基づく活動について、紹介します。

第2 ウズベキスタン法律家トレーニングセンターの概要

1 ウズベキスタン法律家トレーニングセンター¹は、司法や法務に関する人材を育成する教育機関として、法律家の再訓練や高度な研修を実践している機関です。

ウズベキスタン司法省傘下の機関であり、1997年より活動しています。弁護士をはじめとした司法及び法務関係者に対する研修のほか、国営企業及び民間企業の法務人材の育成等も実施しています。

2 ウズベキスタンでは、独立後、法曹に対するニーズが高まっていました。同時に、法務人材に求められる要件も変化し、独立回復の初期段階においては、市場経済と自由な市民社会の形成に基づく民主的な法治国家の構築という複雑な過程を法的側面から提供できる専門家が必要とされていました。

そこで、法律専門家の専門的な訓練と再教育を実施し、法律分野の研究のレベルを上げるため、司法省の下にウズベキスタン法律家トレーニングセンターが設立されました。

3 ウズベキスタン法律家トレーニングセンターの主な目的は、裁判所、司法機関、弁護士、企業・機関・団体の法務部、法教育機関の講師らの専門性を向上することとともに、若手の法曹や法務人材が上級職に就くための再教育を行うことにあります。設立当初は、年間500～800人の法律家を養成していましたが、現在では年間3,000人を超える受講生がいます。1997年から2019年までの間、ウズベキスタン法律家トレーニングセンターは、30,000人の研修生を訓練し、各年度平均で600～800人の研修生を対象に再教育を実施し、2017/2018年度と2018/2019年度については、年間約3,000人の研修生を訓練するに至っています。

¹ 詳細は、ウズベキスタン法律家トレーニングセンターのホームページを、ご参照ください。
<http://uzmarkaz.uz/>

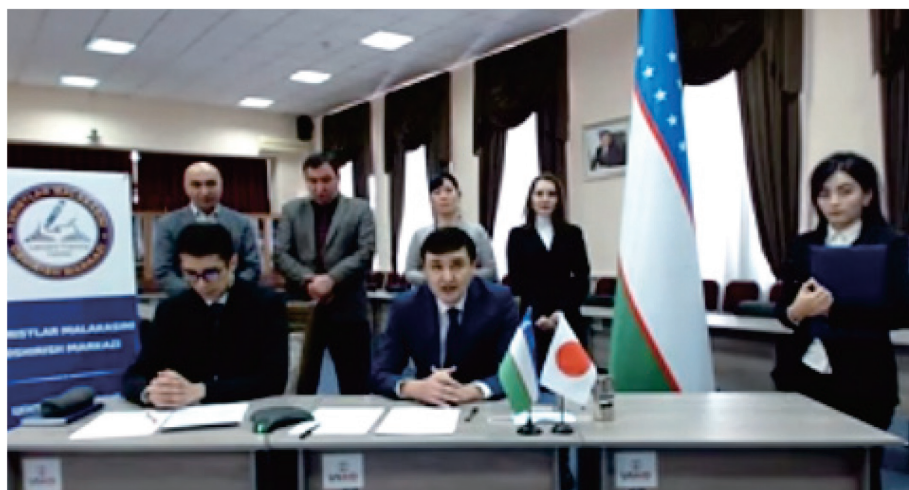
現在では、法律家の再教育と高度な研修を行う中央アジア有数の教育機関となっています。

第3 年次協力プログラムの締結

国際協力部は、2021年11月29日、ウズベキスタン法律家トレーニングセンターとの間で、年次協力プログラムについて合意し、国際協力部長の署名により、これを締結しました。

今回締結した年次協力プログラムは、主としてウズベキスタンと日本との間の法律実務家の人材育成に関する知見の共有等を図るための共同セミナーの開催等を内容としています。国際協力部では、他国への支援等を通じて蓄積したノウハウを活かして、まずは和解調停と法曹人材育成について、ウズベキスタン法律家トレーニングセンターとの協力関係を進め、相互理解を進展させていければと考えています。

署名式には、ラビエフ・シェルゾド・ミルジャリロビッチ法律家トレーニングセンター所長、ムクシンクジャ・アブドゥラフモノフ駐日ウズベキスタン大使ほか、ウズベキスタン法律家トレーニングセンターの皆さまにご参加いただき、盛大なものとなりました。



【ウズベキスタン法律家トレーニングセンターの参加者】



【内藤晋太郎国際協力部長】



【署名式の様子】



【在日ウズベキスタン大使館の参加者】

第4 法司法分野における改革－C I S諸国と日本の経験－

年次協力プログラムに基づいて、国際協力部も、オンラインセミナーに参加しました。概要は次のとおりです。

1 日時

2021年12月20日（月）13時～16時（日本時間）

2 参加者

ウズベキスタン法律家トレーニングセンター、アゼルバイジャン（アゼルバイジャン司法省の司法アカデミー）、ベラルーシ（ベラルーシ国立大学の裁判官、検察官、法律専門家の再訓練と資格向上のための研究所）、カザフスタン（カザフスタン共和国最高裁判所の司法アカデミー）、タジキスタン、キルギス、アメリカの専門家等
合計約40名

3 形式

Z o o mを使用したオンライン形式²

4 概要

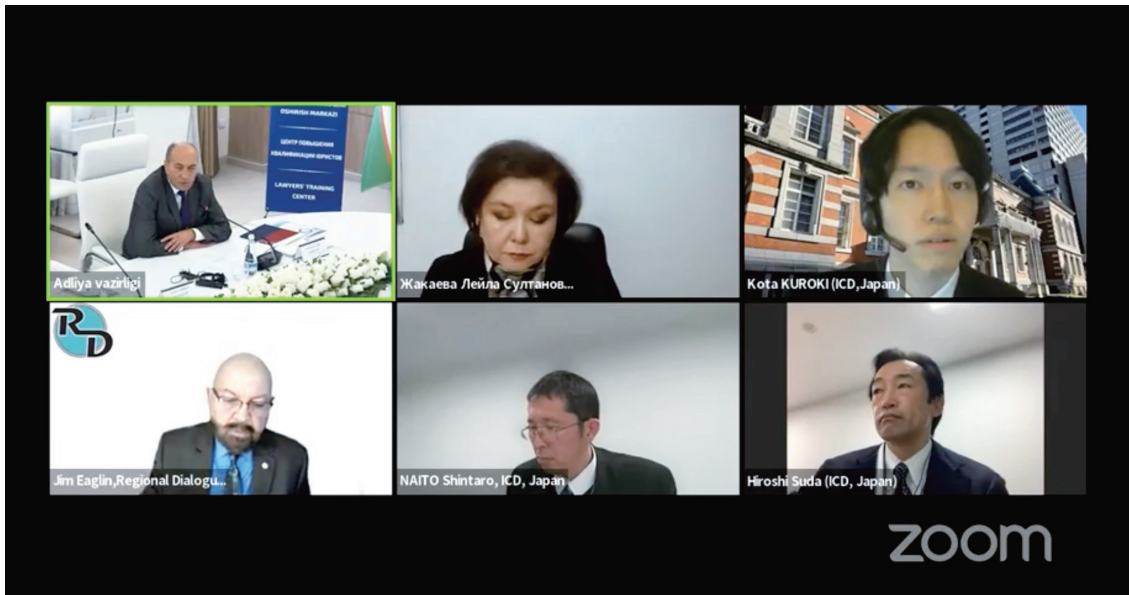
本オンラインセミナーは、司法制度改革の実施に関する各国の経験を比較研究するために開催されたものです。

タイムテーブル（ウズベキスタン時間）は、次のとおりです。

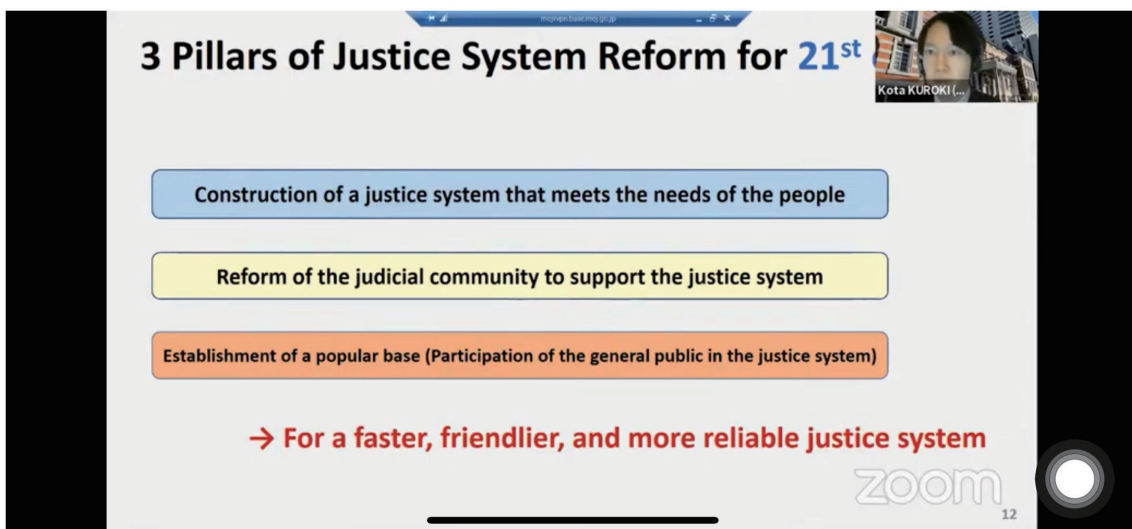
09.00 – 09.30	Registration of participants and establishing Zoom connection
Introductory remarks:	
09.30 – 09.40	Sherzod Mirjalilovich Rabiev - Director of the Lawyers' Training Center under the Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan Alim Kadyrovich Ernazarov - Chairman of the Chamber of Advocates of the Republic of Uzbekistan Moderator: Shukhrat Naimovich Rakhmanov – Head of the Faculty of the Lawyers' Training Center under the Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan, Candidate of Legal Sciences, Associate Professor
Speakers:	
09.40 – 09.50	Mr. Kota KUROKI - Professor (Judge) International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice, Japan Report on the topic: “Outline of Recent Promoting Justice System Reform in Japan”
09.50 - 10.00	James Eaglin - Director of Research Division of the Federal Judicial Center, USA Report on the topic: “US experience in legal and judicial reforms”

² その内容は、Y o u t u b eでも配信されていました。
<http://www.youtube.com/watch?v=Ov7XPvzRPOw>

10.00 – 10.10	<p>Leyla Sultanovna Zhakaeva - Professor of the Scientific and Educational Center of State and Legal Disciplines of the Academy of Justice under the Supreme Court of the Republic of Kazakhstan, Doctor of Legal Sciences</p> <p>Report on the topic: “Judicial and legal reforms in the Republic of Kazakhstan: realities and prospects”</p>
10.10 – 10.20	<p>Madina Khursheddzhonovna Otaboeva - Advocate, Member of the Union of Advocates of the Republic of Tajikistan, Lecturer at the Advocates’ Training Center under the Union of Advocates of the Republic of Tajikistan</p> <p>Report on the topic: “Procedure of selection and appointment of judges in Tajikistan”</p>
10.20 - 10.30	<p>Rustam Karimovich Madaliev - National coordinator of the GIZ project “Promoting legal statehood in Central Asia” in the Republic of Kyrgyzstan</p> <p>Report on the topic: “The current state of the judicial and legal system of the Kyrgyz Republic”</p>
10.30 – 10.40	<p>Ekaterina Viktorovna Novikova - Head of the Faculty of Judicial Activity of the Institute for Retraining and Qualification Upgrading of Judges, Prosecutors and Legal Professionals of the Belarusian State University, Candidate of Legal Sciences, Associate Professor</p> <p>Report on the topic: “The reform of criminal sanctions in the Republic of Belarus”</p>
10.40 – 10.50	<p>Davron Abdirimovich Saidov - Deputy Chairman of the Chamber of Advocates of the Republic of Uzbekistan</p> <p>Report on the topic: “The practice of the Chamber of Advocates of Uzbekistan in continuing legal education of advocates”</p>
10.50 – 11.00	<p>Umud Murodovich Saydakhmedov - Lecturer of the High School of Judges under the Supreme Judicial Council of the Republic of Uzbekistan</p> <p>Report on the topic: “Reforms in the judicial and legal system”</p>
11.00 – 11.10	<p>Bobokul Norkobilovich Toshev - Head of the Faculty of the Lawyers’ Training Center under the Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan, Doctor of Legal Sciences, Professor</p> <p>Report on the topic: “The role of justice bodies in improving law-making”</p>
11.10 – 11.20	<p>Discussion, Q&A session Closing remarks</p>
11.30	<p>Closing of the conference</p>



【本オンラインセミナーの様子】



【当職の講義の様子】

第5 学術論文の交換について

年次協力プログラムに基づき、ウズベキスタン法律家トレーニングセンターとの間で、学術論文の交換も開始しました。国際協力部は、機関誌として本誌「ICDNEWS」を発行しておりますので、ウズベキスタン側の記事をICDNEWS英語版に掲載するとともに、日本側の記事を先方の機関誌「Lawyer Herald」³へ投稿することとしています。「Lawyer Herald」は、2ヶ月に1回、3言語（ウズベク語、ロシア語、英語）で発行（電子版）されています。

³ ウズベキスタン法律家トレーニングセンターのホームページより、ご参照いただけます。
<http://uzmarkaz.uz/en/page/yurist-akhborotnomasi-3>

この活動に基づき、2022年3月発行のICDNEWS英語版⁴に、ウズベキスタン法律家トレーニングセンターのシャフノザ・ガニバエワ准教授による「ウズベキスタン憲法の新しい青少年の権利保障の確保」と題する論文を掲載しました。

第6 終わりに

ウズベキスタン法律家トレーニングセンターは、司法省の傘下において、司法や法務に関する人材を育成する教育機関として、法律家の再訓練や高度な研修を実践していますところ、日本の法務総合研究所の任務と共通する部分も多いと思われます。

年次協力プログラムに基づく共同研究や人材交流を通じて、お互いが学び合い、両国の法制度がより良いものになることを確信しております。

国際協力部は、今後、年次協力プログラムに基づき、相互訪問等の交流を通じて、ウズベキスタン法律家トレーニングセンターとの協力関係をさらに発展させていきたいと思えます。

⁴ ICDNEWSの英語版は、国際協力部のホームページより、ご参照いただけます。
https://www.moj.go.jp/EN/housouken/m_housouken05_00006.html

ウズベキスタン：犯罪白書作成と犯罪予防研究に関する支援（フェーズ2） —犯罪白書作成支援を中心に—

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

黒木 宏太

第1 はじめに

法務総合研究所とウズベキスタン最高検察庁アカデミーとの間の協力覚書（MOC）に基づき、国際協力部においては、2020年6月から、犯罪白書作成支援を行っており¹、2021年8月からは、分野を拡張し、犯罪白書作成及び犯罪予防研究について支援を進めてきた。本活動については、その活動内容が専門的なものであるところ、法務総合研究所研究部や国連アジア極東犯罪防止研究所（UNAFEI）にワーキンググループのメンバーとして参加していただくほか、法務省大臣官房国際課や法務総合研究所総務企画部からもオブザーバーとして参加していただいて、充実した体制の下で、支援を行っている。

第2 支援の経過（フェーズ1及びフェーズ2）

フェーズ1（2020年7月から2021年6月まで）においては、毎月1回のペースでセミナーを全12回実施し、警察・検察・保護・矯正・裁判所のそれぞれについて犯罪統計資料の集め方や統計作成方法、統計の読み方等について、主として日本側から知見を共有するなどしたほか、ウズベキスタン側と日本側で、日本ウズベキスタン両国のみならず、米国や中央アジア諸国の犯罪統計について、互いに情報を整理した上で、知見を共有するなどした。

フェーズ2（2021年8月から開始）においては、犯罪白書作成支援に加えて、犯罪予防について、ウズベキスタン側から、ウズベキスタンにおいては“マハラ”という地域共同体が地域の犯罪抑止に寄与していることが紹介され、コミュニティーの中における犯罪予防（犯罪抑止の在り方）について日本の取組を知りたいという要望が出された。そこで、ウズベキスタン側から、“マハラ”についての知見を共有していただき、日本側からは、保護司制度、交番制度、警察による地域防犯活動について、知見を共有した。

本稿では、フェーズ2のうち、犯罪白書作成支援を中心に取り上げる。

第3 フェーズ2での犯罪白書作成支援について

1 オンラインセミナーの実施

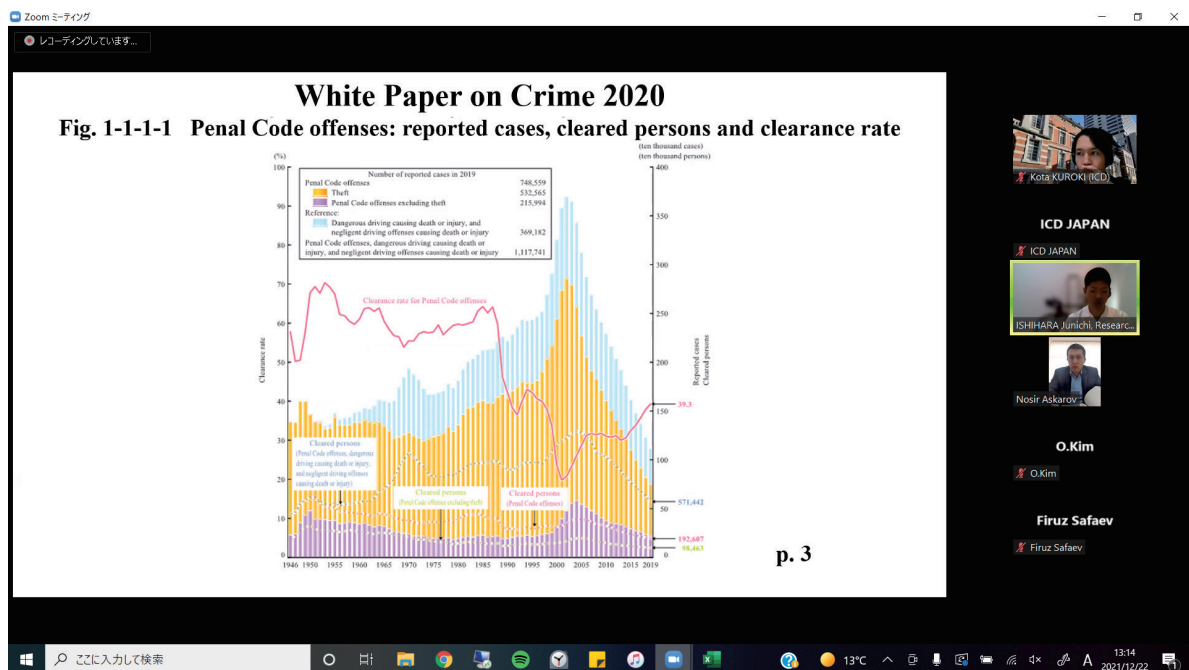
2021年12月23日、ウズベキスタンの最高検察庁アカデミーを対象として、「日本の犯罪白書—どのように犯罪白書を作成しているか—」をテーマとして、法務総合研究所研究部の石原淳一研究官を講師とするオンラインセミナーを開催した。本

¹ 本協力活動の経緯等は、庄地美菜子「ウズベキスタン共和国における法整備支援（犯罪白書作成支援）」ICDNEWS第86号（2021年3月号）134頁以下を参照されたい。

セミナーは、ウズベキスタン側が、日本の犯罪白書の詳細さ及び分かりやすさに感銘を受け、その作成方法に興味をもっていただいたことから、フェーズ1に引き続き、実際に日本の犯罪白書の作成をしている研究官からの講義を実施することとしたものである。

本セミナーでは、石原研究官より、犯罪白書の作成のプロセスにつき、①他の部署等が収集したオープンデータなどを中心にデータを収集し、②データと強調したいことに沿って最適な図の種類を選択し、③統一した方法で図を作成することについて、犯罪白書の日本語版（令和2年版で443頁）だけでなく、その4分の1程度の厚さの犯罪白書の英語版²（2020年度版で128頁）やその要約版³（12頁）を参照いただきながら、具体的にご説明いただいた。また、データや情報からの刑事政策的な示唆の読み取りや、研究におけるPDCA（Plan-Do-Check-Act）の重要性などについても言及されるとともに、ウズベキスタン側に対して、自分で手を動かしてフローチャートを作成し、実際に数字を入れてみることで、数字が入らない場合にはデータの入手手段を検討する必要があることなどの提案もいただいた。全体として、大変示唆に富む内容であったと思う。

ウズベキスタン側からは、日本の犯罪白書の作成について、どのような体制やツールで行っているかなど様々な質問がされ、活発な意見交換がされた。



² 犯罪白書の英語版は、法務総合研究所研究部のウェブサイトより参照可能である。
https://hakusyo1.moj.go.jp/en/nendo_nfm.html

³ 要約版（Summary of the White Paper on Crime）はこちらから参照可能：
https://www.moj.go.jp/ENGLISH/m_housouken03_00006.html



【石原研究官の講義の様子】

2 ウズベキスタン側からの発表

2022年1月26日、ウズベキスタン側から、ウズベキスタンの犯罪統計レポートについて、説明があった。ウズベキスタンの罪名ごとの各地域別（タシケント、サマルカンドなど）の犯罪件数に関する統計についての説明がされた後で、日本の犯罪白書を参考にして、ウズベキスタン側で、それらの統計をグラフ化したものが示された。日本の犯罪白書とは異なり、比較対象が分かりにくいものなどもあったが、ウズベキスタンにおいて、これまで日本側が共有してきた知見を利用して、統計データの可視化（グラフ化）をしていこうという姿勢が見受けられ、支援の効果を感じることができた。

3 所感

法務総合研究所研究部が作成している日本の犯罪白書は、グラフが多用されているとともに、読みやすさに配慮されたものであるが、このような分かりやすい白書を作成するためには、当然のことながら、①白書により何を示したいかを適切に議論した上で、②データを収集し、③そのデータを可視化（グラフ）する必要がある。日本の犯罪白書は、法務総合研究所研究部及び関係各所の長年にわたる経験やノウハウの蓄積によって、これらがいずれも充実したものとなっているが、ウズベキスタン側が、直ちにこのようなレベルに到達するのは、特にこれまでのデータの蓄積という観点から、難しい面があると思われる。

ウズベキスタンの犯罪統計レポートの今後については、必要なデータを適切に収集

することが肝心である。石原研究官が、本セミナーにおいて、示唆されていたところであるが、アドホックリサーチなどを実施することにより、特定のテーマを決め、それをリサーチし、デザインを考えるという経験を積み、既に持っている、あるいは使いやすいリソースを確認することも有用であろう。特にウズベキスタン側と日本側の往来が可能になった場合には、両者が顔を合わせながら、これらのことを試みることも有用な一案であり、このような共同作業を通じて、さらなる課題が見えてくるように思われる。

第4 おわりに

日本の犯罪白書は、刑事司法分野における犯罪や犯罪者の処遇に関する統計データを毎年掲載しているが、1960年に創刊されており、長年の歴史を持ち、ノウハウや長期的なデータが蓄積されている。また、法務省のほか、最高裁判所事務総局、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係各機関の協力を得て、作成されているものである。

このような蓄積や関係各機関との協力関係が前提となるため、その点にウズベキスタンとの大きな違いを感じるものの、上述のとおり、ウズベキスタン側においても、データの可視化の方法などは、徐々に日本を参考にしながら試行錯誤をしていることを嬉しく思う。

今後も、国際協力部としては、日本との違いも踏まえながらも、ウズベキスタンの犯罪統計レポート等をより良いものにしていけるよう、引き続き、充実した議論や意見交換をしながら、支援していければと思う。

ウズベキスタン第2回本邦研修（オンライン）

一 契約及び電子契約の諸問題、書証と事実認定について 一

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

黒木宏太

第1 はじめに

本研修は、JICAの第2回本邦研修であり、ウズベキスタンにおいて、私人の権利保護及び経済の自由化を促進するため、民法及び民事訴訟法が、私的自治の基本原理に基づき適正に運用されるように司法能力を強化することを目的とするものである。新型コロナウイルスの影響により、前回の第1回¹と同様に、招へいに代えて、オンラインでの実施となった。

ウズベキスタン政府は、「政府開発戦略2017-2021」における第2の柱として法の支配の強化及び司法制度改革を掲げ、同戦略の下、司法の独立・市民の権利保護・法制度の改善・司法サービスの向上等の幅広い改革を実施している。ウズベキスタン側からは、デジタル時代の契約について関心がある旨の希望があったことから、2022年1月に、西村あさひ法律事務所の福岡真之介弁護士を講師として、「デジタル時代の契約」をテーマとして、データ取引に関する契約やデジタル文書・電子契約等についてのオンラインセミナーを開催した。

本研修では、上記の福岡先生によるオンラインセミナーを踏まえて、契約及び電子契約の諸問題、書証と事実認定-契約を中心に-という2つのテーマを取り上げることとした。

本研修には、日本側から、講師として、御池総合法律事務所の二本松利忠弁護士（元大阪地裁所長）及び摂南大学の大川謙蔵准教授にご参加いただくとともに、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの井出ゆり氏及び塚原正典国際協力専門員、JICAウズベキスタン事務所の土岐典広氏、当部の内藤晋太郎部長、岩井具之教官、北野月湖専門官及び当職が参加した。また、タシケント国立法科大学のアハドジョン・ハキモフ氏に日本語・ウズベク語間の通訳をしていただいた。

本稿では、本研修の内容について、概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本研修の概要

詳細は、別添タイムスケジュールのとおりである。

1 日時

2022年3月10日（木）

3月11日（金）

¹ ウズベキスタンの第1回本邦研修の概要については、拙稿「ウズベキスタン第1回本邦研修（オンライン）-契約法、法の解釈について-」ICDNEWS第88号（2021年9月号）180頁以下を参照されたい。

※ いずれも日本時間13:00~19:20頃

2 形式

Z o o mを使用したオンライン形式

3 概要

1日目(3月10日):契約及び電子契約の諸問題

2日目(3月11日):書証と事実認定-契約を中心に-

第3 ウズベキスタン側参加者

司法省、最高裁、タシケント国立法科大学等から、合計約25名の方にご参加いただいた。詳細は、別添参加者リスト(ウズベク語)のとおりである。

第4 ウズベキスタンの電子契約について

1 タシケント国立法科大学民法講座長のヌリッコ・イモモフ教授から、ウズベキスタンの電子契約について、ご講義いただいた。

2 ウズベキスタンにおける電子契約の法的規制としては、民法典のほか、電子商取引に関する法律、電子文章の交換に関する法律、電子署名に関する法律、電子商取引の実行に関する規則、国家調達に関する法律がある旨の説明があった。

電子契約の締結方法としては、電子商取引の実行に関する規則29条によれば、①電子署名による確認を提供する電子文書による方法、②文面に電子商取引の参加者の同意を示すテキストが存在する電子通知による方法、③申込みで示された条件の実行のため行為を行うことによって承諾を行うことによる方法がある。

ウズベキスタンの契約の様式は、書面、口頭のいずれもある。また、締結の仕方についても、対面で締結される契約/非対面の契約がある。電子契約は非対面に分類されると思われる。これに関しては、ビデオ記録による契約の場合に、これを口頭の契約とするか、書面によるものとするかという発展的な問題がある。

3 電子商取引の実行に関する規則第37条によれば、電子契約には、次の必須条件が含まれる必要がある。

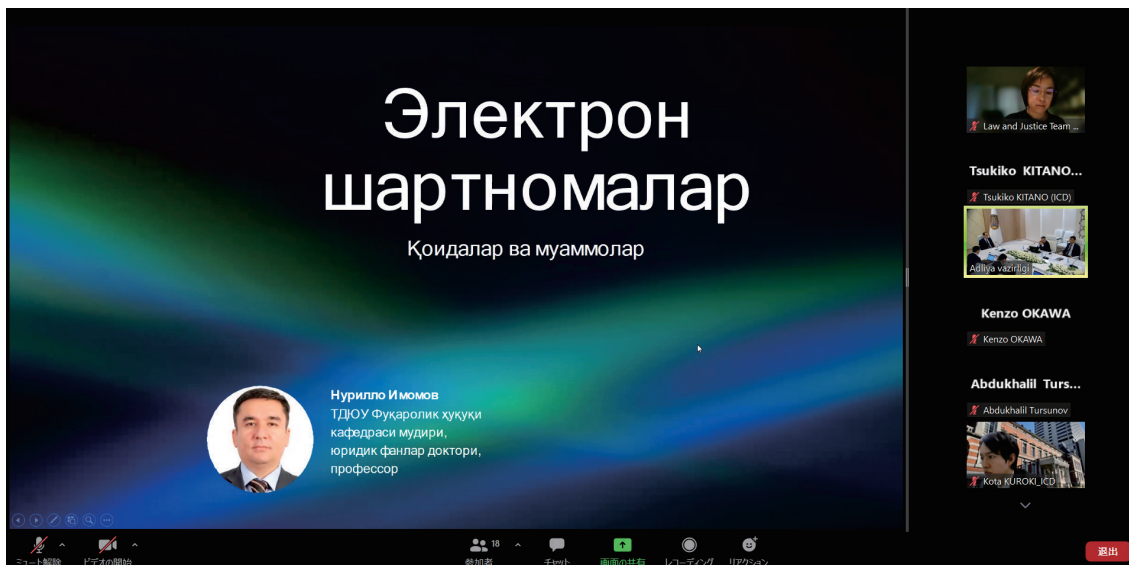
すなわち、契約の対象、当事者の責任、商品と資金の返還に関する条件と手続、当事者の権利義務、債務履行の手続及び期間、契約が締結された言語に関する情報、保証期間(特定の商品に対してそれが定められている場合)、契約の変更や追加を行う可能性及び手続、契約の停止に関する条件、配達の方法と条件(配達サービスが利用可能な場合)、法律行為を拒否する条件、紛争解決方法、電子文書と電子通知に参照(*Webリンクなど)することにより契約に含まれる条件及び関連するリンクを使用する手順(存在する場合)、当事者の場所(住所)、メールアドレス、電子アドレスや銀行など、契約の当事者の合意による他の条件や対象が含まれる必要がある。

4 法令または当事者の合意に別段の定めがない限り、信書、電報、速記録、テレタイプ、ファックスその他当事者の意思表示の主題と内容を定める書面の交換は、書面に

よる法律行為と同等の効果を有する（民法典第107条）。書面による契約は、両当事者が署名した1通の文書の作成によるほか、郵便、電報、テレタイプ、電話、電子的通信手段または契約の相手方が文書を発送したことを確認しうるその他の通信手段を用いて文書を交換することにより、これを締結することができる（民法典第366条）。

- 5 ウズベキスタンにおける電子契約の利用実務としては、1) 公的資金を適切に配分し汚職を防ぐために、国家調達、特に国有財産を売るときに電子契約がよく使われる、2) 同時に、法人間での電子契約の数も増加している、3) 法令上、電子契約を締結することができる主体に関する要件などは存在しないが、市民間でこのような契約の締結は増加していない。これは、電子契約は「電子署名に関する法律」に従って電子署名を利用して認証されなければならないという要件があることなどが理由だと推測される、との説明があった。
- 6 「電子商取引に関する法律」は、全部で30条ほどあり、情報システムを用いて締結された全ての商取引に適用される。国家機関や個人であっても、商取引であれば適用される。

電子契約に関する裁判は、民事裁判所ではあまり見られないようであるが、行政裁判所や経済裁判所ではしばしば見られるようである。



【ヌリッロ・イモモフ先生の講義の様子】

第5 契約及び電子契約の諸問題（契約の締結、錯誤による法律行為等）

- 1 摂南大学法学部の大川謙蔵准教授とJICAの塚原正典国際協力専門員より、電子契約を中心とした契約の成立、消費者保護の問題及びなりすましの問題について、講義をしていただいた。

以下、ウズベキスタン側からの印象的な回答を中心に記載する。

- 2 ウズベキスタン民法典第3条（民事法令）第2項には、「他の法令に定める民事法

令の規範は、本法と一致しなければならない。」と規定されている。これにつき、当初は、民事関係を規制する様々な法律は、民法に反しないようにという考え方にに基づき、規定されたが、現在の民法改正では、法令のみならず、政令や決定などの下位規範についても民法に違反しないようにする旨を明らかにしようとしているとのことである。

また、裁判官の方からは、同規定の解釈につき、二つの法律が矛盾するときは、民法を適用すると読むことも可能であるという意見もあった。このように読んだ場合には、一般法と特別法の優先関係については、日本とは逆になると思われる。

- 3 申込みと承諾の到達について、下記の事例をもとに、意見交換をした。日本では、意思表示（申込み・承諾）は「到達」によって効力を生じ、電子的な方法でなされた意思表示の到達時期については、相手方が通知に係る情報を記録した電磁的記録にアクセス可能となった時点で、到達したものと解されている²。

AがB会社のウェブサイトで時計Xを購入しようと考え、そのBのウェブサイトで「購入する」という画面をクリックした。その後、BがAへと承諾の連絡をした。承諾通知はサーバーには届いたものの、Aのパソコンの不調によりAはBからの連絡がわからず、Aは契約が成立しなかったと思い、金銭をすべて使ってしまった。BからAへとXが届けられた場合、Aは代金を支払う必要があるか？

ウズベキスタン側からは、このような事例においては、ウズベキスタンの現状では、受領したときというのが重要であり、サーバーに届いているだけでは到達ということはできないという意見があった。すなわち、パソコンでメールを確認できていないので受領していない（承諾内容を見ていない限り受領していない）と考えるのが一般的である旨の説明があった。

ウズベキスタンの習慣としては、例えば、スマートフォンで出前の料理などを注文したとしても、レストランから確認の電話がかかってくるということである。すなわち、慣習として、契約当事者は積極的にアクションしないといけないということであり、（この事例でレストランから確認の電話がないような場合には、）申込者である客は意思表示が相手方に届いているかどうかを積極的に確認する必要がある。このような慣習を踏まえて、本事例のようにサーバーに届いているが、メールを確認できていないといったケースにおいては、意思表示は到達されていないと考えているのであろうと思われる。

- 4 電子契約における意思表示の瑕疵（錯誤の事例）について、下記の事例をもとに、意見交換をした。

事案は、消費者間（C to C）の電子的手段を用いた契約であり、買主に重大な

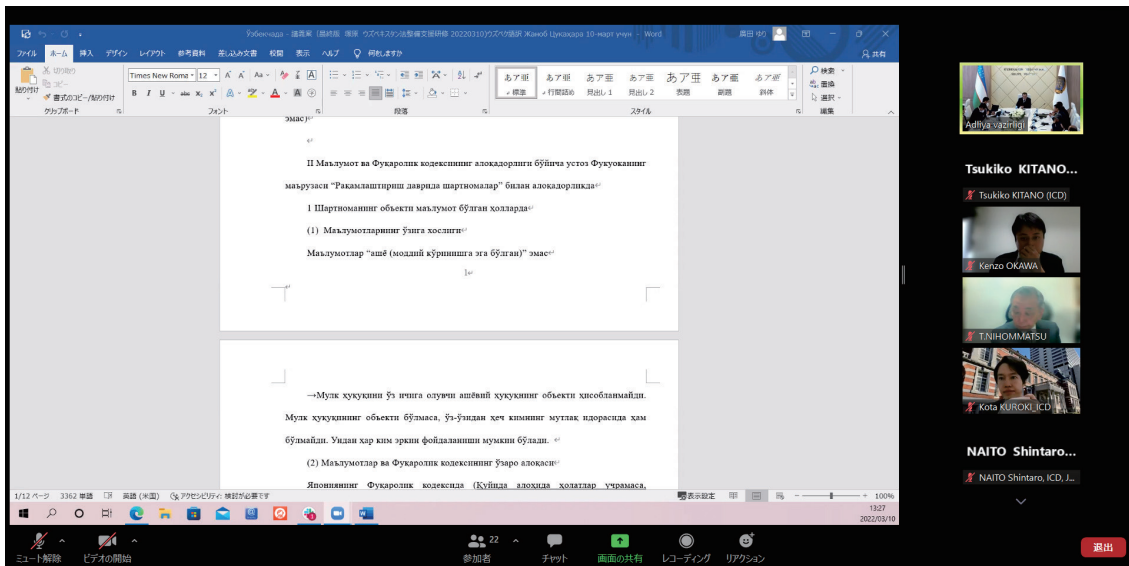
² 経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（2020）9頁。

過失がある事例である。日本では、重過失のある買主は、意思表示の取消しができない。

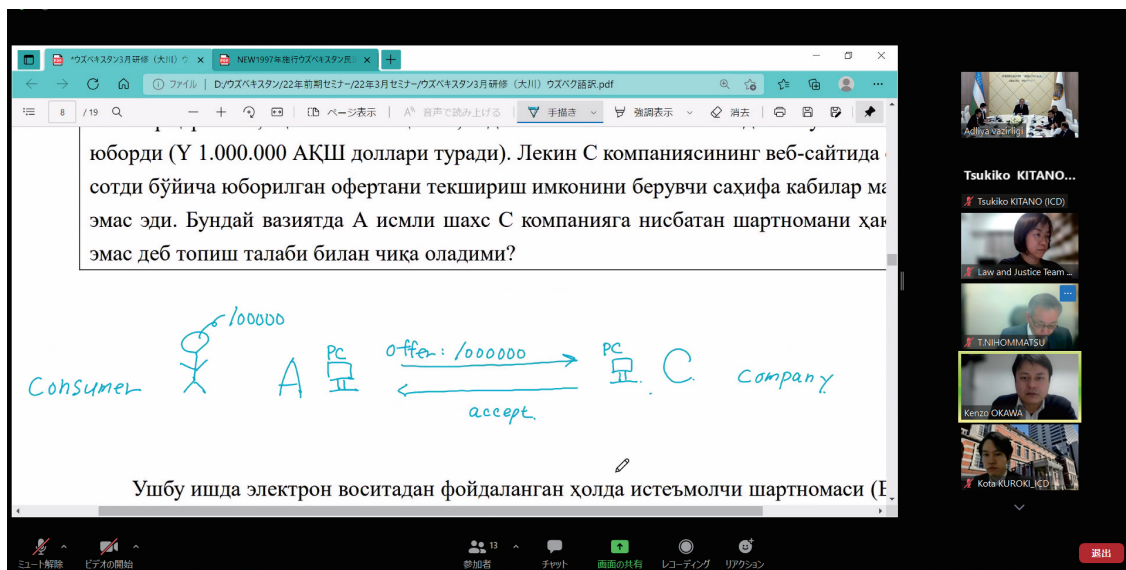
Aが、PCを用いてEメールで、友人Bから時計X（100,000USD）を購入しようとした。しかし、Aはテレビを見ながらメールを打っており、PC画面をしっかりと見ておらず、過失で時計Yを購入するとメールで打ってしまった（Yは1,000,000USD）。この場合、AB間でYに関する契約は成立しているといえるか？

ウズベキスタン民法典第122条（錯誤により行われた法律行為の無効）第1項には、「重大な意味を有する錯誤により行われた法律行為については、錯誤により法律行為を行った当事者の訴えに基づいて、裁判所がこれを無効とすることができる。」との規定がある。

ウズベキスタン側からは、錯誤での契約取消しは、実務上ほとんどなく、また、錯誤の証明は難しいものであるという回答があった。その上で、仮に重過失にあたるかどうかを検討しても、ウズベキスタンで重過失にあたるような場合とは、行政機関による確認を要するのにこれを怠った場合などが想定されており、この事案で重過失ということは難しいのではないかという回答であった。



【塚原正典国際協力専門員の講義の様子】



【大川謙蔵准教授の講義の様子】

第6 ウズベキスタンの総会決定について

- 1 ラズロフ・アクラモビッチ最高裁判官より、ウズベキスタンの最高裁の総会決定について、ご説明いただいた。総会決定とは、ウズベキスタンの最高裁総会で採択されるもので、紛争解決の際に参照されているものである。
- 2 民事訴訟における法人と個人との間の紛争を適切に解決するために39の総会決定が採択された。この39の総会決定は、離婚や土地関係など民事訴訟に関する全ての分野につき、採択されている。

その一つが、2006年12月22日に（2018年に修正および補足）「裁判実務上、法律行為を規制する法規範の適切な適用に関する諸問題」という総会決定である。

その内容（抜粋。全部で23項目あるが6項まで。）は次のとおりである。

- (1) 法律行為の締結や無効に関する紛争の解決は民法典および特別法に基づいて行われる。すなわち、民法典の法律行為、契約の締結、変更および解除に関する規則に従う。
- (2) 当該総会決定において、法律行為の有効性に関する主張を検討する際に、裁判所は、本当に契約は両当事者の合意に基づいて締結されたかどうか、契約上の条件が完全にまたは部分的に満たされたかどうか、公正証書の作成を妨げた理由を確認しなければならないと定められている。
- (3) 民法典第112条に関する説明。法律行為の全部または一部が履行されたことに関する書面の証拠が存在する場合、又は当事者の一方が契約が締結されたことを認めた場合、裁判所はすべての法律行為ではなく、公正証書または登記を必要とする法律行為のみを有効と認めることができることに注意しなければならない。
- (4) 民法典に特別の規定がない限り、法律行為の無効に関する請求の出訴期限は3年である。

(5) 法律行為に関連する紛争を解決する場合、契約の無効と契約の解除とを区別する必要がある。

契約の無効と契約の解除の違い：

a) 法律行為を無効とする根拠は、法律行為の違法性である。解除の場合は、法律行為の合法性をめぐる争いはない。その場合、契約の解除の理由となる状況の発生が重要である。

b) 契約の解除は、その契約が有効である期間中の当事者の相互の権利と義務に影響を与えず、当事者の将来の権利と義務にのみ関連するものである。

(6) 契約の解除に関する請求の出訴期限はない。このような訴えを裁判所に提起することは契約の有効期間全体にわたって許可される。

3 総会決定は、最高裁総会で採択される。総会の参加者は、WGメンバーと学者等の専門家である。ウズベキスタンでは、実務上の問題点を集約し、司法省や大学教授などを集めて、その解決案を作成している。すなわち、総会決定は、重要なポイントを補足するものであり、実務上の問題に関して作成される。民法、刑法だけでなく、全ての法典について、このような総会決定が作成されている。総会決定の採択後は、レクシスや最高裁ウェブサイトでも公開される。

総会決定を作成し採択するまでには、1～5年程度の時間がかかる。そのプロセスとしては、まず、裁判実務上の問題や裁判官が直面している課題を明らかにし、次に、専門家も加えて、草案を作成する。その後、総会の3分の2が賛成して採択され、最高裁が署名して、公開される。裁判実務上の問題や裁判官が直面している課題は、現場の裁判官や上層部の裁判官からのヒアリングを通じて、どの分野に問題があるかを明らかにする。総会には、最高裁の全員の裁判官が参加し、裁判官の人数は70～80名である。最高裁の裁判官の約8割は、下級審の裁判官を経た後に任官したものであるようであるが、学者や検察官出身の最高裁の裁判官もいる。

総会決定は、現行法令の解釈、法適用の準則と考えられる。裁判官は、条文の解釈について疑義があるとき、総会決定に基づいて紛争解決することが多い。また、総会決定が先行して、法改正に繋がることもある。

総会決定は勧告的なものであり、現場の裁判官の法解釈を制限するものではない。裁判官の独立から、総会決定が出されても、行政機関はそれに従うが、裁判官は従う義務があるわけでない。もっとも、総会決定が適用できる場面では、第1審と控訴審の裁判官は、概ねそれに沿う解決をしているとのことである。

裁判官は、事案に応じて、総会決定を適用しないことができるので、実務上は、裁判官が、総会決定が適用できない事案であるとして、自分の解釈で問題解決した例はよくある。日本でいうところの判例の射程に近い議論だと思われる。

第7 書証と事実認定－契約を中心に－

1 御池総合法律事務所の弁護士の本松利忠先生（元大阪地裁所長）より、書証と事

実認定－契約を中心に－について、講義していただいた。

二本松先生の講義に先だって、当職から、今回のテーマを取り上げた理由について、以下の通り、説明した。

電子契約の有効性については、日本では、契約の方式が緩いので、電子契約も有効と解されている。すなわち、日本の法律は、原則、契約の方式・書式を定めていないため、口頭での契約も有効となる。もっとも、口頭での契約が有効であっても、訴訟においては、書証がなく、人証のみとなることも多いことから、契約の締結に関する事実認定の問題を取り上げた。さらに、電子データの書証としての取扱いも、訴訟手続においては重要なテーマである。

さらに、データを対象とする契約については、その契約内容が重要となる。不動産・動産については、有体物であるところ、所有権が認められ、排他的支配が及ぶので、所有者が独占的に利用できる。結果として、帰属が重要と考えられる。これに対して、データについては、無体物であるところ、所有権が認められないため、排他的支配権がなく、アクセスできる誰もが原則自由に利用可能となる。結果として、利用条件が重要（契約が重要）と考えられる。加えて、データを対象とする場合については、法体系としても、民法や特別法の適用よりも、契約で適切な定めをおくことが重要といえる。

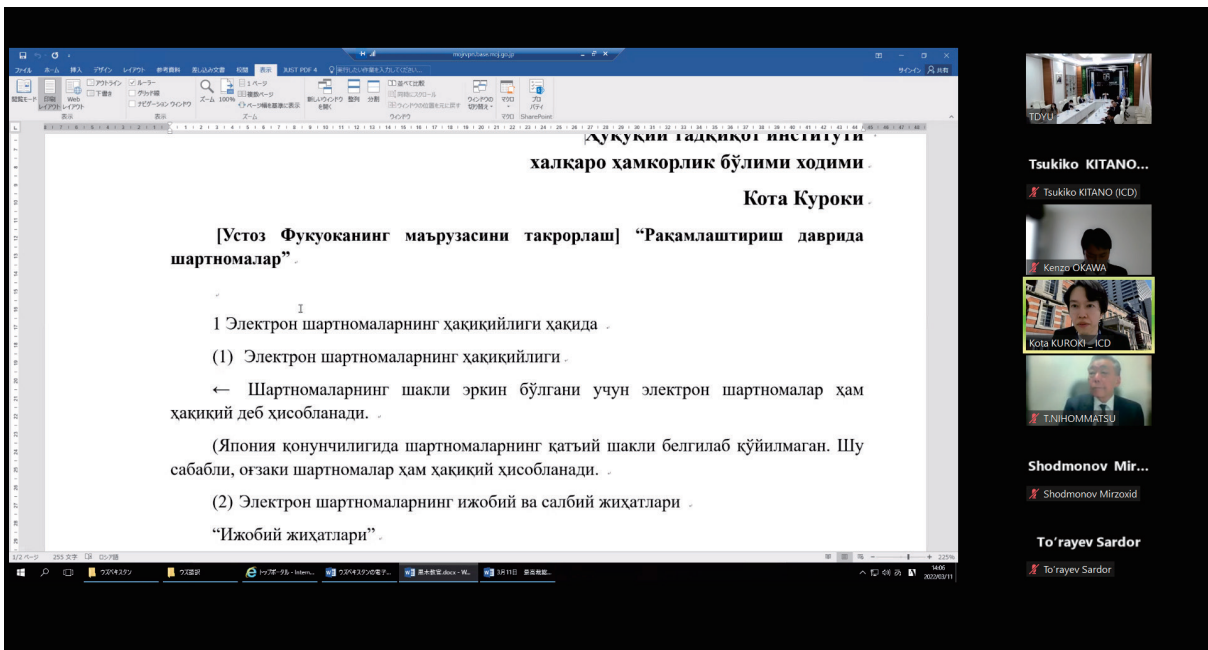
これらを踏まえて、裁判において、契約の締結（成立）がどのように認定されるかを確認するとともに、その際、書証の位置づけ、特に契約書がある場合とない場合について、考えていくこととした。

以下では、二本松先生の講義の中で、ウズベキスタン側からの印象的な回答を中心に記載する。

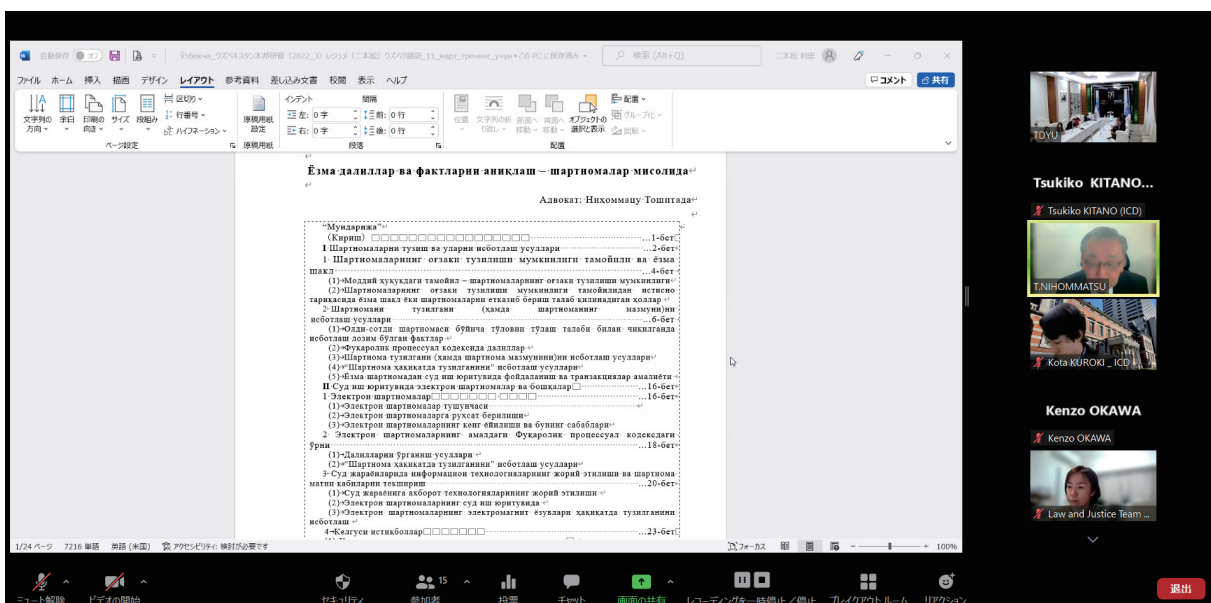
- 2 ウズベキスタン民事訴訟法では、裁判官は職権証拠調べをできると解釈されている。しかし、実務上は、裁判官は当事者の主張に基づいて、証拠調べをしている。職権を使うことはほとんどなく、当事者が主張した範囲を超えないようにしているとの説明があった。

ウズベキスタンでは、最低賃金の10倍を超える額についての契約がされた場合には、その契約が締結されたかどうかについて、証人がする供述による証明は認められないという特徴がある。ウズベキスタン民法典第108条（私署証書による法律行為）第1項では、「次に掲げる法律行為は、公証を必要とするものを除き、私署証書により行わなければならない。（1）法人間の法律行為及び市民を相手方とする法人の法律行為、（2）市民間の法律行為のうち、法定最低賃金の額の10倍を超えるもの、及び法律行為の金額にかかわらず私署証書方式によることを法律に定めるもの」と規定されている。この民法典第108条の法律行為については、証人尋問による証明は認められないとのことである。他方で、例えば手紙など、契約書ではない書証（ただし、陳述書は除く。）を用いて、契約締結をうかがわせる事情を立証することは可能である。

- 3 契約書の署名については、署名した者が、自分の署名である旨を陳述した際には、自白が成立する。署名が誰かの偽造であるとして争われた場合には、署名鑑定をすることになる。鑑定人は、裁判鑑定についての資格を有する者である。
- 4 ウズベキスタンにおける裁判のIT化については、2013年頃から開始し、訴状は全て電子提出が可能であり、できる限り、ペーパーレスを志向しているとのことである。2017年には、E-Courtプログラムが始まり、IT化の導入が本格化しており、特に、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、各地の裁判所にIT設備が充実してきており、オンライン会議なども可能になったとのことである。



【当職の講義の様子】



【二本松利忠先生の講義の様子】

第8 おわりに

本研修は、第1回と同様、招へいに代えて、オンラインで実施することとなった。

そのため、本研修では、合計2日とするとともに、各講義については、充実したレジюмеで講義の一貫性を保つとともに、できる限り多くのやり取りを入れていただくこととした。講義の休憩時間に、ウズベキスタンの大学関係者から、二本松先生のレジюмеにつき、「大変綺麗に説明されており、このレジюмеを参考に、学生に教えると分かりやすい。もし良ければ、講座でウズベキスタンの証拠調べのハンドブックなどを作成する際に、使用させていただきたい。」との申し出もあった。

講師の二本松先生と大川准教授による双方向の講義は、お二人の技量もあり、とても充実したものとなり、ウズベキスタン側の参加者は、終始積極的に意見を述べてくださった。最後のアンケートでは、参加者の皆様より、本研修がとても役に立ったことなどの感謝が多数述べられた。本研修の準備に携わった教官の一人として、参加者の姿勢や感謝のお言葉を、とても嬉しく感じた。

最後に、本研修で講師として御活躍いただいた、二本松先生、大川准教授及び塚原国際協力専門員からいただいたコメントを紹介し、本稿の結びとしたい。

★ 二本松先生のコメント

私が担当した「書証と事実認定－契約を中心に－」の講義の趣旨とねらいは本稿第7の1記載のとおりである。講義は、2部構成とし、第I部では、日本において、契約をめぐる紛争が生じた場合、どのように契約の成立（契約を締結したこと）及びその内容が立証されるか、その場合、契約書はどのように扱われるのかについて解説した上、第II部において、電子契約の成立及び契約内容についての立証はどうなるかを説明し、これらの問題について、ウズベキスタンの法制度や訴訟上の取扱いなどと比較し、議論することとした。

以下、ウズベキスタン側との質疑応答などを通じて特に感じたことを4点あげる。

第一に、ウズベキスタンと日本の契約成立及びその内容の立証方法の違いについてである。

日本では、契約は当事者の意思の合致により成立し（諾成主義）、書面の作成は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。そして、契約書を作成しての契約であっても、契約成立（締結）及び契約内容の立証について証拠方法の制限はなく、当該契約書を証拠として提出せず、契約を締結した旨を供述する人証（本人・証人）や契約締結に至った経緯等の間接事実による推認等の方法による立証も可能である。ただし、実際には、契約書の証明機能（実質的証拠力が強いこと）から契約書を証拠として提出して行う立証がほとんどである。契約書を証拠として提出する場合には当該契約書が真正に成立したものであること（形式的証拠力を有すること）の立証が必要であるところ、「署名又は押印」がある場合は当該契約書の真正な成立が推定されるが、契約書等の文書に押印する実務慣行を前提に「二段の推定」による立証が認められている。

これに対し、ウズベキスタンにおいても、契約については諾成主義が基本とされるが、日本に比べて、実体法上、書面（私署証書又は公正証書）によることが必要とされる法律行為（契約は二当事者間又は多数当事者間法律行為と定義される。）が多い。例えば、法人間の法律行為、一定の金額を超える契約、手付、委任行為・委任状等である（なお、不動産売買契約書や担保権設定契約書等については、公証役場で認証を受ける必要がある。）。そして、訴訟上の特色として、証拠方法の制限があり、書面によることを要する契約に関しては、当該契約書のほか、当事者の信書などの書証による立証は可能であるが、原則として、人証による立証はできず、証人等の供述書（陳述書）も許されない（本稿第7の2）など、証拠の中で書証が優先的地位を占めていることが挙げられる。その背景には、証人・本人の供述（人証）の証拠価値を低く評価する考え方があると推測されるが、問題は、契約内容について、契約書に記載されていないことを人証で立証することができないことにとどまらず、錯誤・詐欺等の意思表示の瑕疵があったり、善意者として保護される場合等についても、そのような証拠制限が及ぶかである。日本では、これらの立証は人証に負うところが大きい。ウズベキスタンでは、「善意の判断については善意に関する書証を提出する必要がある。」（第1回本邦研修の際に受けた説明）とか、「錯誤での契約取消しは、実務上ほとんどなく、また、錯誤の証明は難しい。」（本稿第5の4）という説明から、これらの場合についても書証優先主義がとられているのではないかという疑いがある。これらの場合にも証拠制限が及ぶというのであれば、実体的真実の実現が阻害されるのではないかと考えられるし、民法等で認められる瑕疵ある意思表示をした者の救済や善意者保護について、実体法の解釈にとどまらず、事実認定の在り方や証拠制限の問題についても検討を要すると考えられる。

第二に、私署証書における署名の取扱いの違いである。

日本では、契約書等に作成名義人の「署名又は押印」があるときは真正な成立が推定される。その署名の真偽が争われた場合、筆跡鑑定は、公的な資格を有する鑑定人制度がないこともあって、一般にあまり信用性が高いとは評価されておらず、裁判実務上、筆跡鑑定が利用されることは非常に少ない。この場合は、むしろ、文書に押印する実務慣行を前提に、文書の真正な成立について「二段の推定」による立証が主流となっている（このようなことが日本において筆跡鑑定制度が発達してこなかった一因といえる。）。ただ、押捺されている印影は本人（作成名義人）の印章であることは争いがなくても、誰が押したか、本人の承諾があったか等について争われることがあり、その場合は人証の取調べをすることになる。

これに対し、ウズベキスタンでは、私署証書への署名が必要とされ、その署名の真偽が争われた場合、鑑定人による筆跡鑑定をすれば結論が出る（その場合、対立鑑定も制度上保障されている。）。このようなことから、印章の冒用の実例が少なくない日本に比べて、署名の偽造が争われること自体が少ないのではないかと推測される。

第三に、ウズベキスタンの実体法上の書面主義・訴訟における書証優先主義と訴訟の審理期間との関係についてである。

日本のように証拠方法に制限のないところでは、短い期間に充実した審理を行うためには、要件事実に即した争点整理とその結果に基づく焦点を絞った証拠調べが必要である。日本では、そのような審理が可能となるような民事訴訟法の改正がなされ、また、争点整理の充実等に向けた実務上の工夫が重ねられてきた。その結果、訴訟の長期化の要因であった人証調べの時間が大幅に短縮され、審理促進につながっているが、日本では、依然として、人証は重要な証拠調べと位置づけられている。

ウズベキスタンでは、審理期間が法定され、しかも、その期間は相当短い。このようなことがどうして可能となるのか。様々な要因が考えられるが、第一で述べた実体法上の書面主義とそれを前提にした訴訟における書証優先主義（証拠方法の制限）及び第二で述べた署名の取扱いが大いに与っているのではないかと推測できる（ただし、これはウズベキスタンにおける民事訴訟の審理の実情を十分に把握しての考察ではなく、誤解に基づいたものであるかも知れない）。

第四に、ウズベキスタンにおいて、電子契約等の電子書面が記録された電磁的記録の取扱いが今後どうなるかである。

日本では、電子契約等の電子書面が記録された電磁的記録の真正な成立の立証方法として、電子署名法による電子署名以外に、法的リスク（成りすましや無権限の可能性等）に応じて、本人であることや権限の有無を確認した記録（情報）、当該取引に至った経緯・取引の状況等の事実を立証するなどの多様な立証方法が考えられている。これらは電磁的記録の真正な成立を立証する事実であると同時に、主要事実である契約締結の事実を推認させる間接事実であり、契約書等の処分文書の真正な成立を立証する場合と事実認定の構造としては同じである。

ウズベキスタンでは、新民法典において「電子的またはその他の技術的手段を使用して行われた法律行為は、当該法律行為の内容を変更することなく表現することができる場合、書面によるものと見なされる。」として、電子契約等を広く容認する方向で改正が考えられているようである。この場合、「意思を表示した者を確実に特定するための可能な限りの方法が使われたのであれば、署名の要件が満たされたものとする」とされ、電子契約等を書面になぞらえて考えているように見受けられる。この署名の要件が満たされる「意思を表示した者を確実に特定するための可能な限りの方法」の具体的中身は何か、また、書証優先主義が濃厚な審理構造のもとでどのように立証されるのかは、今後の課題であり、今回の質疑応答の中で取り上げることはできなかったが、是非知りたいものである。

昨年、第1回本邦研修に続き、本年度の研修に関与する機会を与えられたが、本研修は実に多くの人の熱意と献身的な努力に支えられていることを改めて強く感じた。私としては、日本の制度の紹介に多くの時間を費やしてしまい、質疑応答の時間を十分とれなかったことや、大川准教授、塚原先生及び黒木教官の講義との連携を図るためにもっと工夫できたのではないかという反省もあるが、何とか任を全うできたのはこれらの方々の講義や準備段階における意見交換のおかげであり、この場を借りて御礼を申し上げる。また、相

当な分量のレジユメを短期間で翻訳していただいた上、私の拙い説明の通訳をこなしてくださったアハドジョン・ハキモフ氏、種々のご指導・ご支援を賜ったICD及びJICAの担当者の方々、そして本研修に参加されたウズベキスタンの皆様に深甚の感謝を申し上げます。

★ 大川准教授のコメント

2022年1月の福岡真之介弁護士による、「デジタル時代の契約」というテーマでの講義は、デジタル契約、電子取引、暗号資産、電子署名、それらの問題と各規範との関係など、デジタル問題に関して広範かつ詳細な報告がなされた。特に暗号資産は全世界で様々な問題を提起しており、ウズベキスタン側へも大きな問題意識を喚起する内容であった。今回の講義では、本研修の趣旨である私人の権利保護および経済の自由化促進の視点と私的自治原理の基本原則に基づく司法能力強化という目的を基礎とし、かつ、ウズベキスタンの司法状況等も不明なところもあるところから、福岡弁護士の講義を受けつつ、基本原則や解釈の視点を重視し、暗号資産の問題ではなく、まずは電子的技術を用いた契約の成立場面、それに関する消費者問題などを扱うこととした。また、講義では以下のことを意識してその組み立てを行った。

第一に、2021年6月研修と同様に、ウズベキスタンの法制度や社会状況を理解するために、講義内で議論等を行う時間を設けた。これは、法整備支援の意義にも絡むと思われるが、相互理解を進めることで、相手国にとってより必要な情報や技術などが伝えられ、かつ支援方法や将来の制度発展につながると考えたからである。

第二に、単に立法を促すような情報を提供するのではなく、基本原則に立ち返り、現行法、特に民法典との関係を意識して、たとえ明文規定がなくとも解釈でいかに対応することになるのかを、両国の視点から考えるようにした。これは、第一の視点とも関連するが、もともとウズベキスタンは社会主義国家であり、原則として裁判所には法解釈権限が備わっていない。そこから考えられる影響として、現行法下でも、法律がない場合にはすべて立法で対応する、または新たに生じる問題について解釈による対応をすることが不得手であるという状況が考えられた（もちろんこれらは昨年来の議論を通じて大きな誤解であったことが理解できた。）。ただ、解釈の視点や法制度の理解などについて日本とは異なる部分も多いことも判明した。それゆえ、今回はデジタル問題などの新たな社会問題について司法上でどのように対応するのか、これまでの方法で不十分なところはどこであったかを両国でより意識ができるようになることを心掛けて講義を作るようにした。

第三に、これも昨年に引き続いてではあるが、情報の提供の場面で、日本のものだけでなく、ドイツ法、PECL、DEFR、OECD勧告など、講義自体では深く取り上げはしなかったものの、可能な限りではあるが、多角的な情報をレジユメに記載するようにした。これは、単なる情報提供という意味以上に、ウズベキスタンにおける民法典の位置づけを両国で理解する必要があると考えたからである。ウズベキスタン民法典について、日本でいう私法の一般法として理解することができるのかどうか困難な部分があり、折に

触れてその視点に触れたいという意図があった。これに関し、塚原国際協力専門員の講義でも取り上げられたとおり、ウズベキスタン現行民法3条2項に関する民法典と特別法との関係の理解は、どうも日本で理解する特別法と一般法との関係とは異なるものと考えられる。もしそうであるならば、第二の問題点とも関連し、民法典の解釈が今後のウズベキスタン私法の解釈や立法の分野でより大きな意義を持つものになると思われる。ただし、この点は、今後の課題として、さらに議論を深める必要があると思われる。

また、今回は日本の電子消費者契約法との関係で、消費者問題を取り上げることも行った。消費者の点も全世界的な問題として大きな議論対象となることから、いずれ改めて議論を行う必要があるのではと思われた。

今回も、未熟ながらも講義機会をいただき、大変学ぶところが大きかった。ウズベキスタン側の講義に加え、塚原国際協力専門員、黒木教官および二本松先生によるご講義やご指摘から、個人的にも大変示唆を得ることができ、非常に有意義であった。私が不慣れなところもあり、上記の目的意識もうまく活かすことができず、進行等を初め様々な混乱をもたらしたかと思われる。しかし、ICDおよびJICAの皆様による様々なサポート、丁寧な通訳を担当いただいたタシケント国立法科大学アハドジョン・ハキモフ氏、さらに名古屋大学やベトナム長期滞在の経験を活かした講義を行われた塚原国際協力専門員、ICDにおいて多くの国家で支援を行われ多角的視野を有する黒木教官のご講義、そして、最先端の制度や問題点を的確に指摘される二本松先生のご講義があったからこそ、今回も大きな成果が得られたのではないかと考えている。この場をお借りして、皆さまに感謝を申し上げたいと思う。

★ 塚原国際協力専門員のコメント

今回の研修で、私が担当した講座の目的は、従来の民事法が想定する契約形態とは異なった新たな契約形態である「電子契約」から生じる実体法、手続法上の問題に関する大川准教授と二本松先生の講義の前提として、民法の原則とその例外をおさらいするというものである。このような、民事法の基本と先端的分野をつなぐ講義を行った背景には、今年1月に実施したオンラインセミナー「デジタル時代の契約（講師は福岡真之介弁護士）」の内容がある。それは無体物であるデータを取り扱うもの、換言すれば有体物に対する権利を前提としている民法の物権の対象でないものを扱うものであったため、研修参加者がそれら最先端の内容と民事法の基本原理・原則とその例外を再度確認しておくことが有益と考えたからである。

講義の内容としては、一般法と特別法の関係、物権法の分野における有体物性、債権法の分野における強行規定と任意規定、典型契約と非典型契約について、事例を交えて紹介しながら解説を行った。私の説明は日本法の通説に従ったものであり、研修参加者が理解をしていただくことには特に問題はなかったように感じられた。

もっとも、講義の過程で、日本法の観点とは異なると思われる条文が、以下のようにウズベキスタンの民法に存在していることが判明した。

1 一般法が特別法に優先すると規定していると解しうる条文

既に黒木教官が本稿の本文で指摘されているが「他の法令に定める民事法令の規範は、本法と一致しなければならない」（民法第3条2項）という規定がある。これについてのウズベキスタン側の説明は本稿の本文にあるとおりである。私がかつて法整備専門家として赴任していたベトナムの民法にも特別法が一般法としての民法の規定に優先しない余地があると読める条文（同国の民法第3条、第4条）があり、それには一定の理由があると理解しているが、ウズベキスタンにおいてもそれと同旨の、又は類似した理由が聞かれたのは興味深いものであった。

2 所有権の対象

ウズベキスタン民法典第169条は、所有権の対象を規定している条文であるが、それによると知的財産権も所有権の対象となっている。私見では、知的財産権は所有権に似た性質を持つとはいえ、所有権とは異なるというのが日本の通説的見解である。ウズベキスタンも知的財産権に関する国際条約（ベルヌ条約、パリ条約、マドリッド協定議定書など）に加盟しているが、少なくとも民法上の規定の仕方においては、所有権と知的財産権の峻別が明記されていないと思われる。

今回の講義を終えて、日本法の観点とは異なると思われる条文の存在を含めて、日本側にとってウズベキスタンの民事法の理解の仕方が明らかとは言えない部分があると感じている。そのため、今後も機会をとらえて、同国の民事法を研究していきたいと考えている。

Schedule for the Training Course (Zoom) for Uzbekistan

1h20min*2times,2h20min*1time,20min Break, 1h Lunch

Date	9:00 (UZ) 13:00 (JP) (1h20min)	10:20 14:20 (20min)	10:40 14:40 (2h20min - 10min break)	13:00 17:00 (1h)	14:00 18:00 (1h20min)	15:20 19:20
DAY1 (3/10) (Thu.)	<p>【Orientation】 Self Introduction</p> <p>【Orientation】 “デジタル時代の契約の復習と本日の講義について（契約）”</p>	Break	<p>【Presentation】 “ウズベキスタンにおけるデジタル契約の諸問題”</p> <p>【Lecture and Q&A】 “契約及び電子契約の諸問題（契約の締結、錯誤による法律行為等）”</p>	Lunch	<p>【Discussion】 “契約及び電子契約の諸問題（契約の締結、錯誤による法律行為等）”</p>	
	<p>Mr. Masanori TSUKAHARA (JICA) Ms. Yuri IDE (JICA)</p>		<p>Someone from UZ side Prof. Kenzo OKAWA</p>		<p>Prof. Kenzo OKAWA Mr. Masanori TSUKAHARA (JICA)</p>	
DAY2 (3/11) (Fri.)	<p>【Presentation】 “ウズベキスタンの総会決定について”</p> <p>【Orientation】 “デジタル時代の契約の復習と本日の講義の関係（書証と事実認定）”</p>	Break	<p>【Lecture and Q&A】 “書証と事実認定－契約を中心に－”</p>	Lunch	<p>【Discussion】 “書証と事実認定－契約を中心に－”</p>	
	<p>Someone from UZ side Mr. Kota KUROKI (ICD)</p>		<p>Hon. Toshitada NIHOMMATSU</p>		<p>Hon. Toshitada NIHOMMATSU Mr. Kota KUROKI</p>	

**2022-yil 10 va 11-mart kunlari Huquqiy siyosat tadqiqot instituti tomonidan
JICA bilan hamkorlikda tashkil etilayotgan seminar va idoralardan
ishtirok etuvchilar (oflayn)**

RO‘YXATI

	Ishtirokchilar FISH va lavozimi	Imzo
	JICA dan:	
1.	Toki Norihiri – JICAning O‘zbekistondagi vakolatxonasi Loyiha ofisi maslahatchisi	
2.	Tsukahara Masanori – JICA eksperti	
3.	Sharifzoda Sharipov – JICA O‘zbekistondagi vakolatxonasi loyiha koordinatori	
	Huquqiy siyosat tadqiqot institutidan:	
4.	Maxkamov Eldor Bahramovich – Huquqiy siyosat tadqiqot instituti direktori v.b.	
5.	Toshev Otabek Sodiqovich – bo‘lim boshlig‘i	
6.	Safarova Adiba Shuxrat qizi – bosh maslahatchi	
7.	Nurboboyeva Farangiz Burxon qizi – yetakchi maslahatchi	
8.	Izzatulayev Bobur Izzatulayevich – yetakchi maslahatchi	
9.	Nurmatov Ravshan Begmamatovich– yetakchi maslahatchi	
10.	Sulaymonova Yulduz Izzatulla qizi – katta maslahatchi	
11.	Alamonova Shoira Ergash qizi – katta maslahatchi	
	O‘zbekiston Respublikasi Oliy sudidan:	
12.	Rasulov Jahongir Akramovich – O‘zbekiston Respublikasi Oliy sudi sudyasi	
13.	Musayeva Nigora Rajabovna – Toshkent viloyat sudining fuqarolik ishlari bo‘yicha sudyasi	
14.	Qurbonov Nurali Bahodirovich – Toshkent viloyat sudining fuqarolik ishlari bo‘yicha sudyasi	
15.	Zaxidova Nozima Xakimovna – FIB Mirobod tumanlararo sudining sudyasi	
16.	Muminov Sharof Ravshanovich – FIB Yakkasaroy tumanlararo sudining sudyasi	

	O‘zbekiston Respublikasi Sudyalar oliy kengashi huzuridagi Sudyalar oliy maktabidan:	
13.	Babaqulov Aliqul Gapparovich – Fuqarolik huquqi kafedrasida o‘qituvchisi	
14.	Isanov Xolmurod Ro‘ziyevich – Sudyalar oliy maktabi doktoranti, yu.f.n., dotsent	
	Toshkent davlat yuridik universitetidan:	
15.	Imomov Nurillo Fayzulloyevich – Toshkent davlat yuridik universiteti fuqarolik huquqi kafedrasida mudiri, y.f.d., professor	
16.	Xakimov Axadjon – Xalqaro huquq va inson huquqlari kafedrasida katta o‘qituvchisi	
17.	Ibrohimov Azimjon Abdumo‘min o‘g‘li – Fuqarolik huquqi kafedrasida o‘qituvchisi	
18.	Koryog‘diyev Bobur Umidjon o‘g‘li – Fuqarolik huquqi kafedrasida o‘qituvchisi	
19.	Tojiboyev Sarvar Zafarovich – Fuqarolik huquqi kafedrasida o‘qituvchisi,	
20.	Xudaybergenov Behzod Baxtiyorovich – Fuqarolik huquqi kafedrasida o‘qituvchisi (DSc)	
21.	Xatamjonova Gulsanam Yasharjon qizi – TDYU doktoranti	
22.	Toshkanov Nurbek Bahridinovich – TDYU doktoranti	
23.	Islomqulova Shohsanam Vahobjon qizi TDYU doktoranti	
24.	Maxamadxo‘jaeva Munisaxon Ne‘matxo‘jaevna – TDYU doktoranti	
25.	Egamova Dilrabo Talibovna – TDYU doktoranti	
26.	Sharipova Hilola Rustamovna – TDYU doktoranti	
	O‘zbekiston Respublikasi Adliya vazirligi	
27.	Jo‘rayev Farrux Xusanovich – Fuqarolik huquqiy munosabatlarni rivojlantirish boshqarmasi katta maslahatchisi	

第4回スリランカ本邦研修（オンライン） （刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～）

前国際協力部教官（現 J I C A 長期派遣専門家）

及 川 裕 美

1 背景及びオンライン研修の目的

- (1) 第4回本邦研修（以下「本研修」という。）は、2019年度から実施されているスリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）に対する J I C A 国別研修の一環として行われたものである。
- (2) スリランカに対する J I C A 国別研修においては、同国で極めて深刻な刑事訴訟の遅延が生じていることに鑑み、検察官、裁判官、弁護士等の実務家を対象に「刑事訴訟の遅延解消」をテーマに、捜査・公判等、比較的幅広い分野について日本や英米の知見を提供する研修等を実施している。

2021年8月に実施された第3回本邦研修¹においては、刑事訴訟の遅延を解消する施策のうち、訴追裁量、公判前整理手続等を取り上げたところ、研修参加者から、訴追裁量及び公判前整理手続について強い関心が示されたことから、本研修においては、引き続き訴追裁量及び公判前整理手続を含む刑事司法手続の運用を取り上げるとともに、証拠の適正かつ早期の評価も刑事訴訟の遅延解消に資すると思料されることから新たに証拠の評価についても研修の内容として取り上げ、スリランカにおける訴追裁量、公判前整理手続、証拠の評価等の実務の運用等を検討し、実現可能な刑事訴訟の遅延解消策を考察することを目的とした。

2 セミナー日程

2021年12月20日（月）から同月22日（水）の3日間
日程の詳細は別添の日程表を参照されたい。

3 研修参加者

司法省職員、検察官（法務長官官房所属）、弁護士（スリランカ弁護士会所属）、高等裁判所²裁判官等合計26名

4 本研修総括

(1) 本研修のプログラム

本研修では、日英米スリランカの四か国の法曹による講義を実施し、英米スリランカにおける訴追裁量の運用状況について理解を深め、日本における公判前整理手続を

¹ 第3回本邦研修の報告については、ICD NEWS第89号（2021.12）122頁以下に掲載。

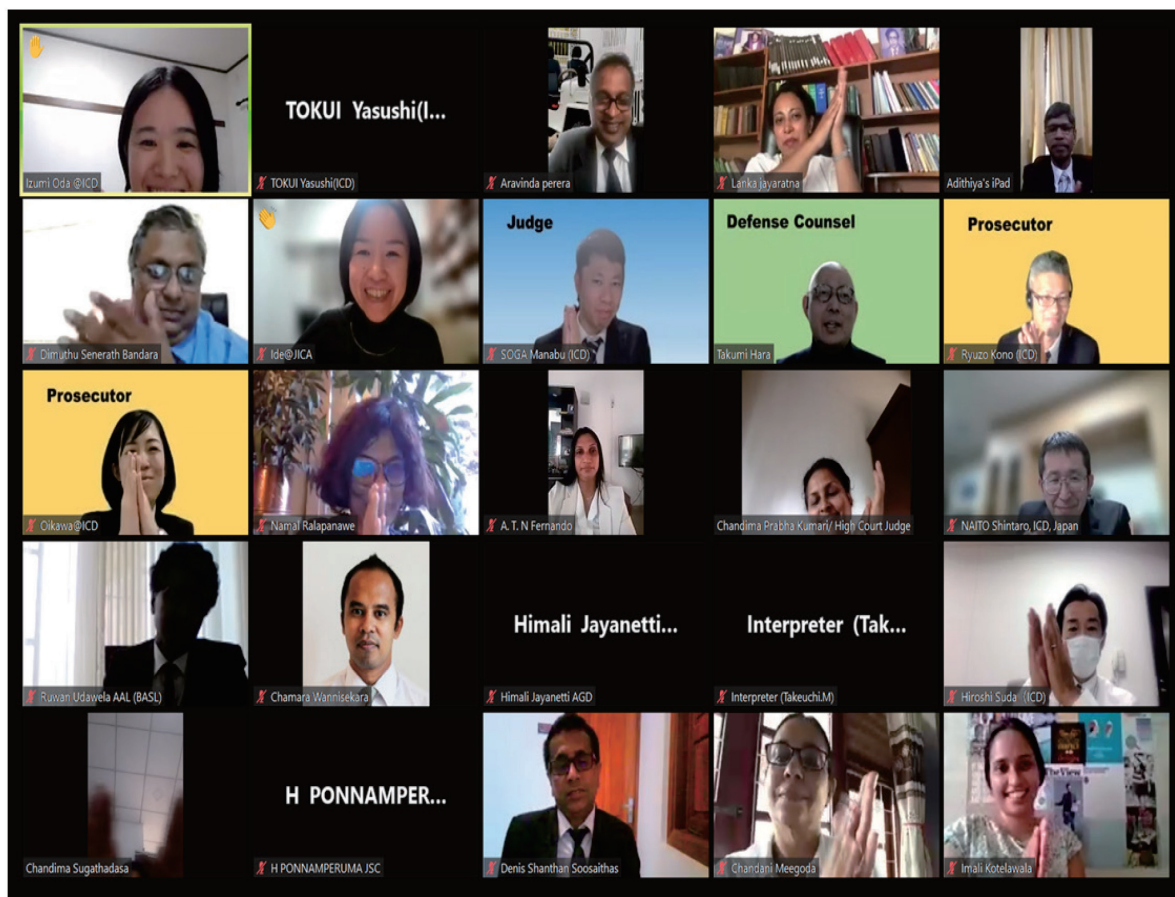
² 高等裁判所（High Court）は重大事件の第一審裁判所であり、原則として控訴審を行う日本の高等裁判所とは異なる。

含む刑事司法手続の運用及び証拠の評価について知見を共有するとともに、スリランカにおける刑事訴訟遅延の原因分析及び対策をテーマとするディスカッション等を実施した。

ア 日本側の講義

法務総合研究所国際協力部教官が、日本の刑事手続における証拠の評価、公判前整理手続の運用及び刑事訴訟迅速化のための方策に関する講義をそれぞれ行った。

公判前整理手続の運用に関する講義では、第2回及び第3回の本邦研修に御協力いただいた原琢己弁護士（元司法研修所刑事弁護教官）に再び御協力いただき、原弁護士及び国際協力部教官が、殺人未遂の架空事例を用いて、法曹三者それぞれがどのような観点から公判前整理手続に関与しているかを説明した。研修参加者からは、「公判前整理手続は被告人の黙秘権を侵害するのではないか」など公判前整理手続に懐疑的な観点からの質問が出されたが、原弁護士等から、公判前整理手続は被告人の黙秘権を侵害しないことや公判前整理手続の利点等について丁寧な説明がなされた。



【公判前整理手続の運用に関する講義終了時の様子】

イ ヤサンサ コダゴダ スリランカ最高裁判所裁判官³（以下「コダゴダ裁判官」という。）による講義

コダゴダ裁判官から、スリランカにおける訴追裁量について講義をしていただき、訴追裁量権を有する検察官の役割、訴追裁量の濫用防止策等についても説明がなされた。

講義の中で、コダゴダ裁判官から、検察官の役割の1つとして警察等捜査機関に対し捜査上のアドバイスをを行うことがある旨の説明があった。この点に関して、研修参加者から、現状ではスリランカにおいて検察官が捜査の初期段階において積極的に警察に補充捜査を指示したり、被疑者・被害者からの聴取等を自ら行ったりすることはないものの、日本と同様に検察官が警察による捜査に早期に関与すれば捜査段階から公判を見据えた証拠収集を行うことが可能になり、訴訟遅延解消に資するのはでないかという意見が出され、コダゴダ裁判官に対し、スリランカの検察と警察との関係について質問がなされたところ、コダゴダ裁判官からは、検察官は警察に適切な助言をすべきであるが、捜査と一定の距離をとるべきなどとの説明があった。

ウ エメリー アドラディオ氏⁴（米国国際開発庁（USAID）司法プロジェクト専門家）による講義

アドラディオ氏にも第3回本邦研修に引き続いて御協力を頂き、米国の訴追裁量及び刑事訴訟迅速化のための方策について、アドラディオ氏が実際に担当した刑事事件の実例等を踏まえて具体的な説明があり、米国においては訴追裁量が刑事手続の促進に資すると考えられていることや、刑事手続を促進するために裁判官の強いリーダーシップが求められていることにも触れていただいた。

エ ジャニス ブレナン氏⁵（英国のバリスタ）による講義

ブレナン氏にも第3回本邦研修に引き続いて御協力を頂き、英国の訴追裁量について講義をしていただいた。

英国においては、訴追機関が警察等の捜査機関と十分なコミュニケーションをとらず証拠の検討不十分のまま起訴をするなどの問題があり、その解決策としては、訴追機関と警察等が十分な意思疎通を図り、チームワークを高める必要があるとの見解を共有していただいた。

オ スリランカによる発表、ディスカッション等

本研修の最終日に、スリランカの刑事訴訟遅延の原因及び対策をテーマとして、スリランカの法曹三者からそれぞれ発表をしていただき、その発表を基に研修参加者全員を対象としたディスカッションを実施した。なお、同ディスカッションの一部には、コダゴダ裁判官及びアドラディオ氏にも参加していただいた。

³ コダゴダ裁判官は検察官としての豊富な経験に加え、スリランカの President's Counsel でもあり、同国において著名な裁判官である。

⁴ アドラディオ氏は米国の元検察官である。

⁵ ブレナン氏は、UNAFEIの第158回国際研修及び第172回国際研修においても、講義を担当された。

重大事件の第一審を担当する高等裁判所裁判官による発表では、裁判官が事件記録の検討以外の種々の事務処理等に執務時間を割かなければならないことが訴訟遅延の一因になっていることなどの説明があった。

また、USAIDはスリランカの効果的かつ効率的な司法制度の実現に向けて支援活動を行っており、同支援活動のパイロットコートとしてスリランカの数か所の裁判所が選定されているところ、同裁判所に所属する裁判官からも発表があり、パイロットコートでは保釈申請を電子化していることなどの説明があった。

検察官による発表では、刑事訴訟遅延の原因として、警察の捜査能力が不十分であること、検察官の人員不足、公判当日の訴訟当事者の欠席による訴訟の延期、検察官の業務に関するガイドラインの不存在等様々な原因が指摘された。その中で、警察には十分な人員がいるにもかかわらず、犯罪の構成要件等を意識した捜査が実施されていないため証拠不十分のまま起訴されてしまい、それが刑事訴訟遅延の一因となっているという具体的な指摘がなされ、その対策としては、捜査官を対象とした捜査に関する研修の実施が提案された。

弁護士による発表では、捜査段階及び公判段階に分けて、刑事訴訟遅延の原因について整理された発表がなされ、遅延の原因の1つである大量の公判係属件数の対策としては、検察官の訴追裁量権を強化することが有益であり、起訴猶予は被疑者に更生の機会を与えるなどの利点があるとの説明があった。

発表に続くディスカッションにおいても、検察が警察の捜査に関与する程度等、検察と警察の関係について議論が活発に行われ、積極的に関与すべきとの意見や両者は距離を保つべき等様々な意見が交わされた。

また、これまでの本邦研修において、日本側は、法曹三者が協力して刑事訴訟手続を円滑かつ迅速に進行することが刑事訴訟の遅延解消に資することを繰り返し研修参加者に伝えてきたが、本研修のディスカッションの場でも、日本側から改めてその点について言及した。

(2) 研修参加者の感想

本研修終了後に回収したアンケートにおいては、本研修が「perfect」であったなど好意的なコメントが多数寄せられ、本研修は、研修参加者にとって有益であったと思料される。

5 おわりに

本研修においては、スリランカの捜査機関の捜査能力の問題及び警察と検察の関係性についてスリランカ側の関心が高かったものの、警察も対象者とする研修を行うことについては支援対象機関が加わることになるため更なる検討を要する。もっとも、本研修のように、経験豊富な各国の法曹関係者等の協力を得て、スリランカの法曹三者に同一の機会で様々な観点から情報を提供することは、スリランカにとって非常に有益な場であると思われる。また、この1年で3回の本邦研修を実施し、回数を重ねるごとにスリランカの関係

者との信頼関係が深まってきていることを実感しており、この信頼関係を支えに、今後の活動についてもスリランカ側の要望を丁寧に確認し、充実した支援活動を続けていきたい。

最後に、本セミナーに御協力いただいたスリランカ側、英米側及び日本側の関係者の皆様に心より御礼申し上げたい。

第4回スリランカ本邦研修（オンライン）日程表

	3:30 (イギリス)	4:30	5:15	5:30	6:15	7:15	8:15-9:30	9:30-10:00
	9:00 (スリランカ)	10:00	10:45	11:00	11:45	12:45 (昼食)	13:45-15:00	15:00-15:30
	12:30 (日本)	13:30	14:15	14:30	15:15	16:15	17:15-18:30	18:30-19:00
	22:30 (アメリカ東部)	23:30	0:15	0:30	1:15	2:15	3:15-4:30	4:30-5:00
	導入	プレゼンテーション 「証拠の評価」	休憩	プレゼンテーション 「証拠の評価」(続)	プレゼンテーション 「日本の刑事司法手続の運用 ～日本の公判前整理手続～」	休憩	プレゼンテーション 「日本の刑事司法手続の運用 ～日本の公判前整理手続～」(続)	
12/20 月	スリランカ側参加者、 JICA、ICD	ICD	休憩	ICD	ICD、 原 琢己弁護士	休憩	ICD、 原 琢己弁護士	
		プレゼンテーション 「スリランカにおける訴追裁量」	休憩	プレゼンテーション 「アメリカにおける訴追裁量」	プレゼンテーション 「イギリスにおける訴追裁量」	休憩	プレゼンテーション 「イギリスにおける訴追裁量」	
12/21 火	最高裁判所判事・大統領顧問 ヤサンサ コダゴダ裁判官	休憩	休憩	米国国際発庁 司法プロジェクト専門家 エメリー アドラデアイオ氏	休憩	休憩	英国パリスタ ジャニス プレナン氏	
		プレゼンテーション 「日本・アメリカ各国における刑事司法手続迅速化の施策」	休憩	パネルディスカッション 「スリランカにおける刑事司法手続遅延の原因分析 及び 実現可能な解決策」	パネルディスカッション 「スリランカにおける刑事 司法手続遅延の原因分析 及び 実現可能な解決策」	休憩	パネルディスカッション 「スリランカにおける刑事 司法手続遅延の原因分析 及び 実現可能な解決策」	研修の振り返り
12/22 水	ICD、 エメリー アドラデアイオ氏	休憩	休憩	●パネリスト (スリランカ) ・ 高等裁判所裁判官 ・ 高等裁判所 (パイロットコート) 裁判官 ・ 検察官 ・ 弁護士 ●コメンテーター ・ ヤサンサ コダゴダ裁判官 ●モデレーター ・ JICA	●パネリスト (スリランカ) ・ 高等裁判所裁判官 ・ 高等裁判所 (パイロットコート) 裁判官 ・ 検察官 ・ 弁護士 ●コメンテーター ・ ヤサンサ コダゴダ裁判官 ●モデレーター ・ JICA	休憩	スリランカ側参加 者、JICA、I CD	

UNDPとのビジネスと人権に関するオンラインセミナーの開催

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

黒木 宏太

第1 はじめに

国際協力部は、2022年2月22日（火）、UNDP（国連開発計画）のスペシャリストの方々をお招きし、ビジネスと人権に関するオンラインセミナーを開催した。

UNDPは開発分野における国連の中核的な機関であり、世界170か国以上の国に事務所を有し、貧困削減、ガバナンス、気候変動、ジェンダー平等など幅広い分野で活動している。我が国の法整備支援とも関わりが深く、過去の法整備支援連絡会にも、UNDPの専門家の方にゲストスピーカーとしてご参加いただいたこともある。

我が国においては、2020年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」が策定され、行動計画の中の取組の一つとして、「途上国における法制度整備支援」の活動も掲げられているところである。国際協力部においても、有志の教官を中心に、これまで「ビジネスと人権」に関する勉強会を行ってきたが、この度は同勉強会の拡大版として、UNDP法の支配・セキュリティ・人権専門官の稲垣健太（前法務省大臣官房国際課付）の協力を得て、講師として、UNDPのビジネスと人権グローバルアドバイザーのリビオ・サランドレア氏（Mr. Livio SARANDREA）とUNDPのビジネスと人権スペシャリストのショーン・リース氏（Mr. Sean LEES）をお招きし、本オンラインセミナーの開催が実現した。

当部からは、内藤晋太郎部長、須田大副部長、原島隆寛国際専門官（当時）及び当職のほか多くの教官が参加するとともに、UNDPの各国事務所の方々や国内の法制度整備支援関係者（JICA、ICCLC、JETRO、法務省大臣官房国際課、法務総合研究所、UNAFEI）等50名以上の多数の方々にオンラインにてご参加いただいた。

第2 「ビジネスと人権」と法制度整備支援¹

1 「ビジネスと人権」とは

2011年、国連人権理事会において、「ビジネスと人権に関する指導原則」（UN Guiding Principles on Business and Human Rights）が全会一致で採択された。企業活動のグローバル化が進む中、投資家等の求めもあり、企業活動における人権の尊重が重要視されてきたことを背景として採択されたものであり、「ビジネスと人権」に関する指導原則は、この分野における国際的なスタンダードとなっている。同指導原則は以下の3本の柱から構成される。

¹ これからの法整備支援に「ビジネスと人権」の観点はどう取り込むべきかについては、山田美和「『ビジネスと人権』に関する国連指導原則」再考－法整備支援に「ビジネスと人権」の観点はどう取り込むか－」ICDNEWS90号（2022年3月号）32頁以下参照。<https://www.moj.go.jp/content/001368533.pdf>

- (1) 人権を保護する国家の責務
- (2) 人権を尊重する企業の責任
- (3) 救済へのアクセス

「ビジネスと人権」に関する指導原則は、ソフトローであるから、実際の政策は各国に委ねられる。各国が、国家の責務として、企業が人権を尊重することを促進する実際の政策を執行すべきと規定されている。

2 人権デューデリジェンスとは²

上記のとおり、投資家等の求めもあり、企業も人権尊重への対応が必要となり、企業自らが、人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要がある。

人権デューデリジェンスとは、企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うことをいう。実務上は、①人権リスクの特定（リスクの特定、リスクの分類、リスクの評価、当該企業の関与等）→②対処（実行計画の策定、実行とモニタリング等）→③コミュニケーション（取組の情報発信等）というプロセスを辿ることが多いと思われる。ここでの人権リスクとは、当該企業の事業活動の範囲内のみならず、サプライチェーン上の人々の人権が侵害されるリスクも含む。

3 国際的な動向

国際的な動向としては、特に欧州を中心に、人権デューデリジェンスの法制化の動きがある。

EUでは、欧州委員会が、2022年2月、一定の要件を充たす企業に対して企業活動における人権や環境への悪影響を予防・是正する義務を課す企業持続可能性デューデリジェンス指令案を発表した³。同指令案は今後、EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会で審議され、採択された場合は加盟国による2年間の国内法制化の期間を経て適用が開始される。

欧州各国による法制化の例としては、(1)英国の「現代奴隷法」、(2)フランスの「注意義務法」、(3)オランダの「児童労働デューデリジェンス法」、(4)ドイツの「サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンスに関する法」、(5)ノルウェーの「事業の透明性と基本的人権およびディーセントワークへの取組みに関する法」、などがある⁴。例えば、ドイツの「サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンスに関する法」⁵は、2021年6月、ドイツ連邦参議院（上院）で承認され成立し、2023年1月に施行される。同法により、ドイツ国内に拠点を置く一定規模以上の企業は「注意義務（デューデリジェンス）」として、人権や環境に関連するリスク管理体制の確立と責任者の明確化、および定期的なリスク分析の実施が求められるとともに、

² 「ビジネスと人権に関する行動計画」の概要を参照。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104258.pdf>

³ 欧州委、人権・環境デューデリジェンスの義務化指令案を発表（EU）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/02/270ab8bbbd9b69d1.html>

⁴ 欧州で進む人権デューデリジェンスの法制化と企業の取り組み

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/b369e53aa804d97f.html>

⁵ デューデリジェンス法が成立、2023年1月に施行（ドイツ）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/06/e19fe7d028599c7e.html>

具体的なリスクが確認された場合には是正措置を講じる義務が課される。対象となる企業は、段階的に拡張され、当初は従業員3000人以上の企業、2024年1月以降は従業員1000人以上の企業が対象となる。

4 日本国内の動向と法制度整備支援

我が国においては、2020年10月、関係府省庁連絡会議において、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」が策定された⁶。本行動計画⁷においては、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む各種施策が記載されているほか、企業に対し、企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと、すなわち人権デューデリジェンスの導入促進への期待が表明されている。

その具体的な実施項目（第2章 行動計画（5）その他の取組）の中では、次のとおり、法制度整備支援の活動も掲げられている。

（今後行っていく具体的な措置）

途上国における法制度整備支援

・ODAを活用し、関係府省庁とも協力しつつ、法の支配の下における人権の保障と自由な経済活動の基礎となる法令の起草・改正、法運用組織の機能強化と実務改善、法曹人材育成、司法アクセスの向上等に関する支援を実施する（JICAによる専門家派遣、研修、セミナー等）。【外務省、法務省】

そのため、法制度整備支援を通じて、企業活動により影響を受ける人々の人権の保護等にどのように貢献することができるかを検討する必要がある。そのような背景から、当部では、有志の職員を中心に、これまで、「ビジネスと人権」に関する勉強会を行っており、その一環として本オンラインセミナーの開催に至った。

第3 本オンラインセミナーの概要

詳細は、別添1のアジェンダ及び別添2のフライヤーのとおりである。

1 日時

2022年2月22日（火）午前10時～11時30分（日本時間）

2 形式

Zoomを使用したオンライン形式

3 言語

英語、日本語（日英同時通訳）

⁶ 外務省ホームページ「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）の策定について」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008862.html

⁷ 「ビジネスと人権に関する行動計画」（日本語）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

4 参加者

UNDP、JICA、ICCLC、JETRO、法務省大臣官房国際課、法務総合研究所、UNAFEI、当部等から合計50名以上

5 概要

(1) 「ビジネスと人権」に関するUNDPの取組についての説明

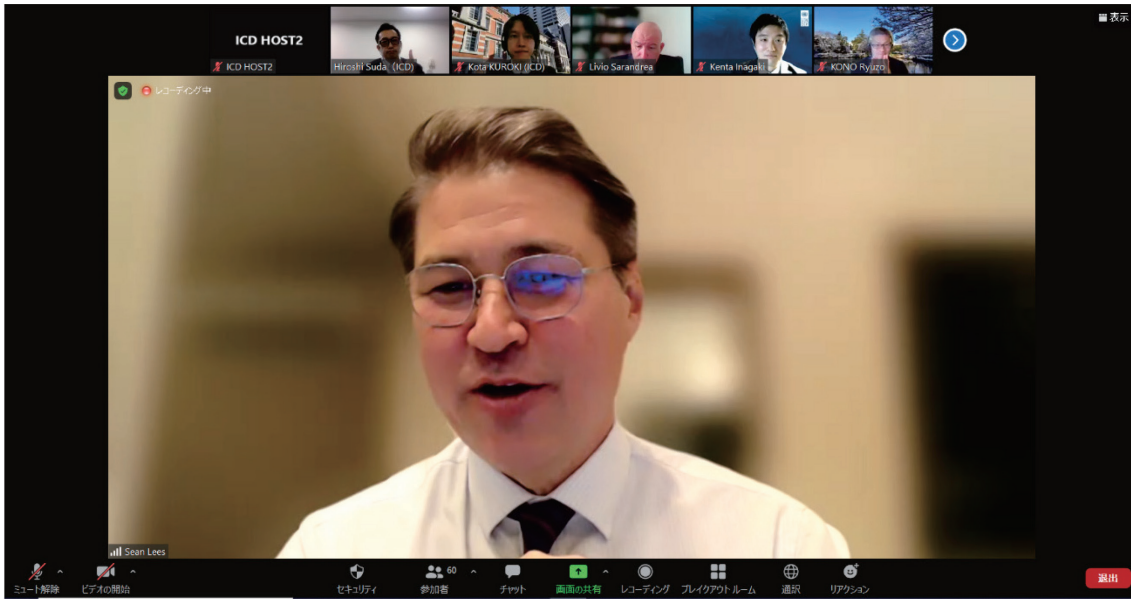
UNDPビジネスと人権グローバルアドバイザーのリビオ・サランドレア氏（Mr. Livio SARANDREA）より、UNDPでは、これまでアジア地域を中心に「ビジネスと人権」に関するプログラムを展開していることや各国のNAP（行動計画）の作成のサポートをしていること等の説明があった。



【リビオ・サランドレア氏のプレゼンの様子】

(2) 人権デューデリジェンスについてのプレゼンテーション

UNDPビジネスと人権スペシャリストのシヨン・リース氏（Mr. Sean LEES）より、人権デューデリジェンスの概要について、前記ビジネスと人権に関する指導原則の3本の柱などに触れながら、説明があった。なお、同プレゼンテーションでも紹介された、UNDPの「人権デューデリジェンス・トレーニングファシリテーションガイド（Human Rights Due Diligence Training Facilitation Guide）」については、<https://www.undp.org/publications/human-rights-due-diligence-training-facilitation-guide> からダウンロード可能である。



【シヨーン・リース氏のプレゼンの様子】

(3) 当部による法制度整備支援についてのプレゼン

当職より、当部による法制度整備支援について、アジア地域における法制度整備支援の対象国などに触れながら、説明した。



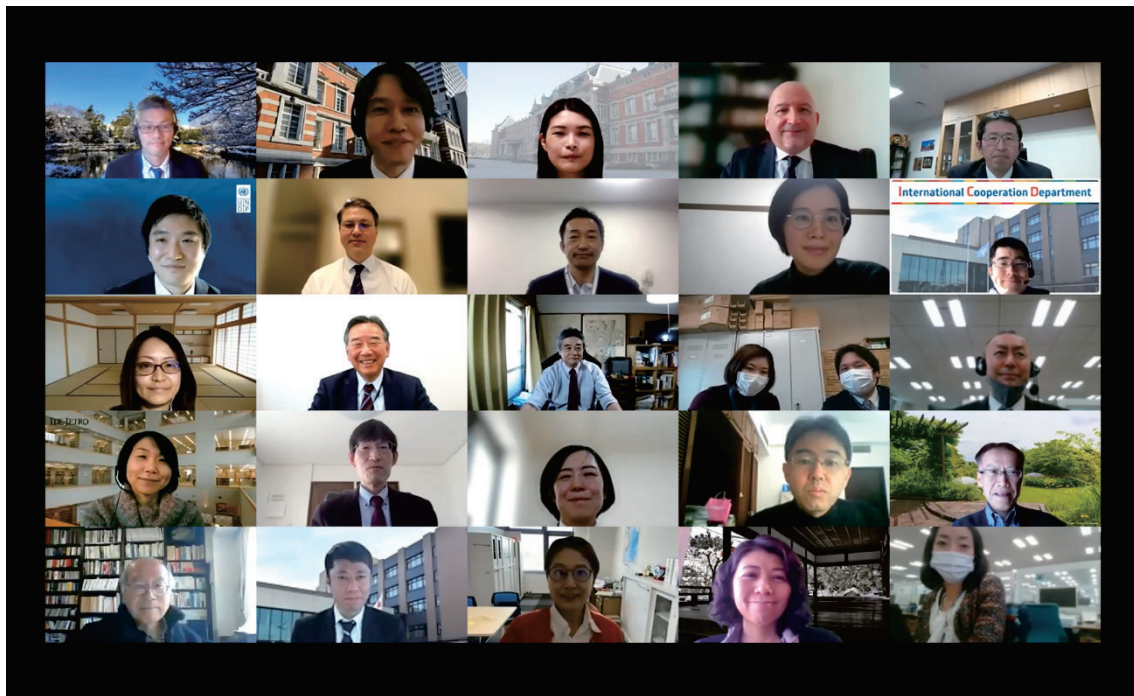
【当職のプレゼンの様子】

第4 おわりに

企業活動における人権の尊重が注目される中で、「ビジネスと人権」は重要な取組と位置付けられており、持続可能な開発目標（SDGs）の達成への貢献の観点からも、「ビジネスと人権」の取組は重要なものと認識されている。

サプライチェーン上の人権リスクは多岐にわたるが、例えば、強制労働、児童労働、紛争鉱物、民族抑圧などがあり、グローバルな視野で検討することが求められるものと考えられる

全くの私見であるが、「ビジネスと人権」に関する指導原則の第3の柱である救済へのアクセスは、法制度整備支援とも馴染みやすいものと思われるところ、今後は、法制度整備支援を通じて、「ビジネスと人権」の分野において、企業活動において人権侵害が生じた場合のために、司法的救済及び非司法的救済へのアクセスの向上を図っていくことなどが考えられると思われる。UNDPは、これまでアジア地域を中心に「ビジネスと人権」に関するプログラムを展開されており、我が国の法整備支援の対象国とも重なる国が多くあるところ、今後は、「ビジネスと人権」の観点も踏まえながら、UNDP等の関係機関と連携をしつつ、効率的で効果的な法制度整備支援を推進していく必要があると思われる。



【本オンラインセミナーの様子】

(別添1)

UNDP-ICDビジネスと人権セミナー アジェンダ

- 日時：令和4年2月22日(火) 午前10時～11時30分
- 形式：オンライン (Zoom Meeting)
- 言語：英語、日本語 (日英同時通訳)
- タイムスケジュール：

(日本時間)

- 10:00-10:20 **オープニングリマークス (ICD) (5分)**
法務省法務総合研究所国際協力部副部長 須田大
ビジネスと人権に関するUNDPの取組についての説明 (UNDP) (15分)
UNDP ビジネスと人権グローバルアドバイザー
リビオ・サランドレア氏 (Mr.Livio SARANDREA)
- 10:20-10:45 **プレゼンテーション「人権デューデリジェンスについて」(25分)**
UNDP ビジネスと人権スペシャリスト
ショーン・リース氏 (Mr. Sean LEES)
- 10:45-10:55 **プレゼンテーション「国際協力部による法整備支援について」(10分)**
法務省法務総合研究所国際協力部教官 黒木宏太
- 10:55-11:25 **質疑応答、意見交換 (30分)**
- 11:25-11:30 **クロージングリマークス (ICD) (5分)**
法務省法務総合研究所国際協力部長 内藤晋太郎

(別添2)



令和4年

2月22日(火)
10:00~11:30

Business and Human Rights Online Seminar ビジネスと人権セミナー

- 10:00 ▶ 開会挨拶、UNDP の取組についての説明
- 10:20 ▶ プレゼン「人権デューデリジェンスについて」
ショーン・リース氏 (Mr. Sean LEES)
- 10:45 ▶ プレゼン「国際協力部による法整備支援について」
- 10:55 ▶ Q&A、意見交換
- 11:25 ▶ 閉会挨拶

*** 日英の同時通訳を利用できます ***

【講義・講演】

2022年2月から同年4月までの間に、当部の教官等が行った講義・講演は下記のとおりです。

記

1 JICAにおける講義

日 時：2022年2月8日（火）

場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加

対 象：司法修習生（74期）

テーマ：法務省による法制度整備支援

教 官：国際協力部教官 伊藤みずき

2 名古屋大学法政国際教育協力研究センターにおける講義

日 時：2022年3月2日（水）

場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加

対 象：名古屋大学法学部生

テーマ：法務省によるウズベキスタンに対する法整備支援について

教 官：国際協力部教官 黒木宏太

3 大阪地方検察庁における講義

日 時：2022年3月29日（火）

場 所：大阪地方検察庁

対 象：司法修習生（75期）

テーマ：法務省による法制度整備支援

教 官：国際協力部教官 矢尾板隼

【研修等実施履歴】

2022年2月から同年4月までの間に、当部等が実施した研修等は下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

記

1 オンラインセミナー

(1) ネパール

- ア 日 時 2022年1月31日（月）
テーマ ネパール民法改正（ネパール側発表）
担 当 国際協力部教官 曾我学、矢尾板隼、尾田いずみ
国際協力部調査員 石崎明人
国際専門官 千間聡子、徳井靖士
- イ 日 時 2022年2月14日（月）
テーマ ネパール民法改正（不法行為法）
担 当 国際協力部教官 曾我学、矢尾板隼、尾田いずみ
国際協力部調査員 石崎明人
国際専門官 千間聡子、徳井靖士
- ウ 日 時 2022年2月21日（月）
テーマ ネパール民法改正（公務員の不法行為と国の責任）
担 当 国際協力部教官 曾我学、矢尾板隼、尾田いずみ
国際協力部調査員 石崎明人
国際専門官 千間聡子、徳井靖士
- エ 日 時 2022年2月28日（月）
テーマ ネパール民法改正（家族法）
担 当 国際協力部教官 曾我学、矢尾板隼、尾田いずみ
国際協力部調査員 石崎明人
国際専門官 千間聡子、徳井靖士
- オ 日 時 2022年3月7日（月）
テーマ ネパール民法改正（財産法等）
担 当 国際協力部教官 曾我学、矢尾板隼、尾田いずみ
国際協力部調査員 石崎明人
国際専門官 千間聡子、徳井靖士

(2) モンゴル

- ア 日 時 2022年2月15日(火)
テーマ 商法(日本における商業使用人等)
担 当 国際協力部教官 河野龍三、伊藤みずき
国際専門官 原島隆寛、北野月湖
- イ 日 時 2022年2月24日(木)
テーマ 日本・モンゴルにおける検察官の役割の比較
担 当 国際協力部教官 河野龍三、伊藤みずき
国際専門官 原島隆寛、北野月湖

(3) ベトナム

- 日 時 2022年3月8日(火)
テーマ 証拠の提出等の民訴法の規定に関するセミナー
担 当 国際協力部教官 黒木宏太、尾田いずみ
国際専門官 清水勇一

(4) ラオス

- 日 時 2022年3月9日(水)
テーマ 未遂犯、量刑
担 当 国際協力部教官 黒木宏太、矢尾板隼、尾田いずみ
国際専門官 原島隆寛、徳井靖士

(5) ウズベキスタン

- 日 時 2022年3月10日(木)、同月11日(金)
テーマ 契約及び電子契約の諸問題、書証と事実認定－契約を中心に－
担 当 国際協力部教官 黒木宏太
国際専門官 北野月湖

2 シンポジウム

- UNDPとのビジネスと人権セミナー
日 時 2022年2月22日(火)
形 式 Web会議システムを利用してオンライン実施
担 当 国際協力部教官 黒木宏太
国際専門官 原島隆寛

3 その他

- 慶應義塾大学留学生インターンシップ

日 時 2022年3月2日（水）から同月11日（金）
場 所 国際法務総合センター
形 式 対面実施及びオンライン実施の併用
担 当 国際協力部教官 矢尾板隼
国際専門官 原島隆寛、徳井靖士

JICA現地事務所スタッフの眼

日本の法整備支援について

JICAベトナム事務所
チャン・グエット・アイン

みなさん初めまして。JICAベトナム事務所のアインと申します。私がJICAベトナム事務所に入所したのは、2003年で、約20年近くになりました。当事務所で法整備プロジェクトに携わって来たのは、2009年から現在までとなっております。今回の「JICA現地事務所スタッフの眼」では、日本の法整備支援に関して自分が感じてきたことについて書きたいと思います。

「法整備支援」という言葉を初めて聞いたのは、名古屋大学に留学したときでした。私は1992年にハノイ法科大学に入学した後、1994年に国費外国人留学生として日本に留学しました。1995年から2001年までの6年間名古屋大学の法学部・法学研究科で学部生から修士課程まで勉強していました。1999年から、名古屋大学院法学研究科で英語による法学教育コースが設置され、国費外国人留学生や「人材育成奨学計画」(JDS)、JICA長期研修員プログラムを通じ、毎年、多数のベトナム司法省の幹部・職員が修士課程・博士課程に留学してきました。当時の大学の先生方やベトナム司法省の皆さんから日本の法整備支援について聞かせていただきました。

その後、JICAベトナム事務所で法整備プロジェクトに携わっていた時から、日本の法整備支援について、現場のことを身近に実感することができました。

まずは、JICA法整備支援プロジェクトの実施に当たって、現地で長期専門家派遣の重要性について深く感じていました。それは、ベトナムで長期間に滞在して、現地のことをよく理解し、現状の問題が把握でき、日々のカウンターパートと共に考えながら、問題解決に取り組むというアプローチでプロジェクトの実施に当たって大きな効率・効果をもたらすことができることです。ベトナム法整備案件においては、実施カウンターパート機関が多く、それぞれのカウンターパート機関からの活動のニーズも膨大なので、プロジェクト活動調整段階から活動実施段階まで長期専門家たちがどんなに苦労したのかよく理解しました。毎日プロジェクトの仕事が忙しいにもかかわらず、長期専門家は、ベトナム語で法規範文書を理解することに努めてきました。ベトナム語による法整備文書の理解は、技術移転の促進と関係者間の信頼関係の鍵です。

また、プロジェクトの実施に当たって、ICDや日本国内のアドバイザーグループからの協力は欠かせないものです。ICDは、長期専門家・短期専門家派遣や本邦研修の企画・実施への協力を実施する重要なパートナー機関です。他方で、支援内容に応じ、アドバイザーグループの先生方は現地セミナーに短期専門家として参加したり、本邦研修の講師として参加したりするほか、TV会議を通じてベトナムのワーキンググループとの意見交換を行います。2015年ベトナム民法改正への支援活動の枠において、ベトナム司

法省のワーキンググループと長期専門家及びアドバイザーグループは定期的にTV会議を通じた意見交換を行いました。当時は、日本のJICA本部とJICAベトナム事務所を専用回線をつなぎ、オンラインでワークショップを行い、民法改正の草案に関する全体構成から条文の内容までアドバイザーグループの日本学者にコメント・助言していただき、また、ベトナム専門家からの質問を回答していただきました。通常、TV会議は日本の午後6時半ごろから始めて、会議が終わると夜の9時や10時過ぎになりました。アドバイザーグループの先生たちがベトナム民法改正の事業に熱心に尽力貢献したことについて大変感動しました。

30年間に渡る対ベトナム日本法整備支援によりベトナム基本法の整備や法執行機関の能力向上に多大な成果が得られています。法・司法分野の人材育成に貢献したことについてベトナムのカウンターパート機関から高く評価されてきました。法・司法スタッフが帰国された後も、短期研修や長期研修を通じ日本で身につけた知識や経験を活用して、ベトナムの法・司法分野において活躍されています。JICAはこれまでも法整備支援を通じて、法・司法分野における人材の育成を支援してきましたが、昨年からは新たな長期研修である「法・司法分野の中核人材」という留学プログラムが実施され、本プログラムを通じ、日本の法整備支援案件と緊密に連携し、本邦大学院の修士課程を通じて、法・司法制度の改善に向けた能力が更に強化されるということです。本長期研修の下、ハノイ法科大学日本法教育センターにて優秀な成績を修めた者を名古屋大学で受入れ、日本法及び日本社会を日本語で理解できる法律専門家人材の能力強化を図ることによって、同人材が、現在実施されている「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」の日本人長期専門家とカウンターパートの懸け橋となって同プロジェクトの実施促進及び同プロジェクトの目標である「法・司法改革の促進と国家の国際競争の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的執行が国際基準に照らして向上する」ということの達成に貢献してもらうこと、また、プロジェクト終了後も、その成果の普及・定着に貢献する人材として活躍することを目指すものです。

ベトナムにおける法・司法分野の自律的かつ持続可能な開発には、法律を理解し、適切に執行できる中核人材の育成が不可欠です。日本の法整備支援を通じ、法・司法分野における人材の育成を支援しつつ、将来有望な若い世代とネットワークをもつこととなり、これもまた、法整備支援の分野における大きな財産となることと信じています。

最後に、日本政府、ICDをはじめ日本国内の協力機関、アドバイザーグループの先生方、日本の専門家の皆様、ベトナムに対する法整備支援に協力して下さったすべての方に、心からお礼申し上げます。本当にありがとうございました。法整備支援を通じて、両国関係がさらに発展していくことを祈念しています。

専門官の眼

法務総合研究所総務企画部国際事務部門

主任国際専門官 中山 卓

○はじめに

この度、ICD NEWSの記事を執筆させていただくことになりました、国際事務部門で企画担当をしております中山と申します。令和3年4月から現在の業務に携わるようになり、まだまだ慣れないことも多いですが、同部門所属の事務官の方々を始め、国際協力部の職員の方々から、私の勤務経験等の状況を踏まえた上でのアドバイス等、我が国の法制度整備支援の精神を体現するかの如く“寄り添い型”の支援を受け、何とか今日まで業務をこなすことができました。今回は着任してから今までの業務経験を基に企画担当業務の実際について説明していきたいと思えます。

国際事務部門での勤務を命ぜられる前、私は水戸少年鑑別所において法務教官として勤務していました。そこでの勤務は1年目であったため、内部異動は少し覚悟していたものの、官署を異にする転勤はおそらくないだろうと考えていた私にとって、定期異動の意向打診の日に呼ばれた時は期待と不安が入り交じった心境でした。

「先生には令和3年4月付けで法務総合研究所総務企画部国際事務部門の転勤を命じます。」

当時の施設長から上記のように言い渡され、想定していなかった異動先に私は戸惑いを隠せませんでした。また、「法務総合研究所」と聞くと、『犯罪白書』を発行している部署として、以前から私が認識していたのは研究部であり、恥ずかしながら国際協力部という部署があることを知りませんでした。そのため、言渡しの際は浦安総合センターでの勤務かと思いましたが、その後、異動の詳細を伝えられて初めて昭島の国際法務総合センターでの勤務であることが判明しました。

○照会業務

企画担当が行っている日常業務の大部分を占めるのは、「照会業務」と言われる、主に法務省内の他の局部課等からの問い合わせ窓口となる渉外業務になります。具体的には国際協力部と関係が深い大臣官房国際課（以下「国際課」という。）からの問い合わせや大臣官房秘書課（以下「秘書課」という。）からの重要施策に関する意見出し等の依頼といった様々な案件が舞い込んできます。企画担当は、これらの依頼に対して、照会元がいつまでに、どのような回答を求めているかを把握し、適切な担当者に対し、参考情報とともに回答作成及び決裁を依頼することが主な業務です。

照会業務に際しては、まず昭島庁舎に配置されている各部署（国際連合研修協力部、国際協力部及び総務企画部国際事務部門）がどのような業務を担当しているのかを把握するとともに、照会事項の概要を理解するための基礎知識を身につけることが必要となりま

す。国際協力部が行っている主な業務内容を一言で表すと開発途上国に対する法制度整備支援活動ということになると思いますが、法制度整備支援の具体的な活動内容だけでなく、現在の支援対象国はどの国々であるのか、それらの国々に対して現在、どのようなプロジェクトがそれぞれ実施されているのか、一般の方向けのイベントの開催時期や内容について、概要を理解しておく必要があります。

先に述べたように、転入当初の私は、国際協力部がどのような組織であるのか把握していなかったため、他の国際専門官に尋ねたり、国際協力部の活動内容や各支援対象国の支援の概要が記載されたパンフレットを参考にしたりして知識を得ていきました。しかし、適切な照会業務を遂行するためには一般的な知識ではならず、以前に同様の照会があった際の回答経緯を調べたり、照会元の問合せの趣旨が不明確である場合には、照会元に問い合わせ確認したりすることにより、回答者がより適切な回答を作成するため、情報を整理した上で提供する必要があります。

○広報活動

企画担当業務において、照会業務の次に多くを占める業務は、広報活動業務だと思います。具体的な業務内容を挙げると、法務省ホームページ内にある国際協力部ページ、法務省が発行するパンフレット、研究部の発行する犯罪白書などの様々な広報媒体について、国際協力部に関する記載があり、各発行元の部署から定期的に内容更新、新規投稿等の作業依頼があります。

私が現在主に担当しているものの一つは、法務省だより「あかれんが」の連載記事に関する照会業務です。これは、法務省が年4回発行している公報媒体の一つであり、子どもからお年寄りまでの幅広い読者を対象とした記事で構成されています。したがって、専門用語は使用しない等の執筆要領に沿って作成されています。

現在、国際協力部では、各支援対象国において法整備支援活動を行っている長期派遣専門家から現地での法整備支援活動の実情についてご執筆いただく定期連載記事の「法整備支援の現場から」及び国際協力部が主催したイベントや国際研修等の諸活動に関する特集記事の二つの記事を毎号投稿しています。企画担当では、秘書課広報室からの連載記事作成依頼や原稿提出の締切日、記事の執筆要項等について国際協力部及び長期専門家に伝達するほか、執筆された記事のネガチェック等の校正作業をします。

各執筆者から提出された記事原稿を読んでも、自分のような各支援対象国の法制度等に馴染みのない者が読んでも、長期専門家の方々が現地でどのような支援活動を行っているのかが理解できるとともに、各支援対象国の法制度や実情を把握し、さらに最近では新型コロナウイルスの感染拡大等の不測の事態に悩まされながらも関係機関と調整しながら支援活動を行っている様子をうかがい知ることができます。

次に私が主に担当する広報関係の業務として挙げられるのは、法務省ホームページ内にある国際協力部ページの更新作業です。

ホームページの作成・更新作業というと、個人的なイメージとしては、キーボードによ

るコマンド入力を基本とした、プログラミング言語に関する知識が必要な作業を想定していました。実際に更新作業をしてみると、法務省ホームページ作成ツールは、自分のイメージよりもG U I（Graphical User Interface）が向上しており、特に困るような事態はありませんでした。

国際協力部ページは、各国の活動状況やオンラインセミナーの実施報告といった内容のほか、I C D N E W S 電子版のバックナンバーや共同研究等の概要といった、実に多岐に渡る活動が紹介されており、一般の方だけでなく、法律実務家の方にも参考になるような内容が掲載されており、幅広い人々を対象としていると思いました。

そのほか、企画担当が携わる広報イベントとしては、法の日フェスタがあります。法の日フェスタとは、10月1日の「法の日」にちなんで法務省が独自で行っている、広く一般の方を対象とした広報イベントです。同イベントには、毎年、法務省職員の家族はもちろん、法曹関係者や国家公務員を志望する学生など、様々な年齢層の人が訪れています。法の日フェスタにおいて、これまで国際協力部では、国際課と共同して法制度整備支援のパネル展示を行ったり、法制度整備支援に関するクイズを行ったりするなど、様々なイベントをしていたとのことですが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、これまでの対面形式による実施ではなく、法務省ホームページ内に特設サイトを設営した形式でのオンライン開催となりました。

オンライン形式のイベント開催に当たっては、従来実施していたような対面形式のイベントに求められる性質のものとは異なる広報コンテンツの作成が必要となるため、それに関する知識や技術が必要となります。特に私が苦勞させられたのが広報動画編集に関するものです。

動画編集については、いわゆるY o u T u b e rのような日常的に動画配信を行っている方たちを除き、多くの人には馴染みがないと思われ、私もその一人でした。動画編集に取り組んだ当初は、動画編集ツールの操作方法を理解するために試行錯誤するような状況でしたが、ある程度操作に慣れてくると、動画素材そのものの編集だけでなく、アニメーションや効果音、B G Mといった側面についても意識するようになり、C MやY o u T u b e等の動画を参考にして、視聴者が見飽きないような動画を編集するための技術や工夫について考えるようになり、取り組みれば取り組むほど、奥が深いものだと思うようになりました。

さらに、編集した広報動画については、秘書課を通じて最終的に法務省T w i t t e r等から配信されることとなりますが、従来の紙媒体の広報パンフレットのように、作成・配布して終了するものとは異なり、配信後は動画再生数や閲覧数という形でそのコンテンツを受け取った側の反応を知ることができるようになります。そのような指標により、客観的な形で視聴者に対する影響度が示されることになるため、どのような内容が多くの人に再生されやすいのかが分かるという肯定的な側面がある一方、否定的な面では、いわゆる炎上と言われるような、コンテンツに対する批判的な意見やバッシングが公に露呈する形で寄せられることにもつながります。これらを踏まえ、コンテンツを今後どのように改

善すべきであるか等の課題を見いだすことにもつながるかと思えます。実際に従来とは異なる広報活動に携わる上で、対面形式からオンライン形式へと実施形態の変化が見られると同時に、広報活動の効果検証や分析方法についても、大きな変化が訪れつつあると感じます。

広報活動に携わる上で、法務省内で参考になる取組等を発信している組織の一つに「ほうむ SHOW」編集局が挙げられます。同局は、令和3年4月、法務省という組織やその施策について、広くに知ってもらうため、これまでの広報とは違った新しい目線や切り口で情報発信することを目的として法務大臣の下に作られた情報発信チームです。

同局員は、法務省の各部局から自発的に応募した者で構成されており、法務省施策や各種魅力を様々な広報媒体を通じて、ソフトな目線で、「わかりやすく」、「楽しく」伝えることに加え、職員自身が、所属の垣根を超えて互いを理解し、シームレスにつながっていくことを目指して情報発信していきたいとのコンセプトで運営されています。

同局は、定期的に広報戦略プロジェクトチーム（以下、広報戦略PTと言う。）と称して法務省の各局部課の広報担当者との意見交換の場を設けています。

私自身も広報戦略PTに何度か参加し、広報動画の編集方法やSNSを利用した情報発信の在り方について学ぶ機会があり、従来の方法とは異なる様々な情報発信ツールを利用する機会が増えることとなりました。

従来の広報活動の分析方法としては、分析対象となる方々に対し、こちらが把握したい内容に関する質問事項を設定した質問紙を配布し、その回答結果を集計するといった手法が一般的であると考えていましたが、現在ではホームページの閲覧数やSNSによる反応といったデータから分析する手法など、分析の材料についても多様化しているように思いました。

○テレワーク

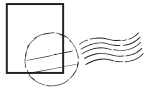
以上企画担当業務について説明してきましたが、担当業務とは別に、国際事務部門における勤務で初めて経験したものの一つとして、日常的なテレワーク勤務があります。

私自身のこれまでの主な勤務庁である矯正施設では、被収容者に対面に対応することが主な業務となるため、彼らの健全育成を促すための教材作成や職員向け研修の資料作成といった一部の業務に限ってテレワークを実施する形式を取らざるを得ず、基本的には登庁して勤務を行っていました。現在国際事務部門への異動となり、週に2、3日はテレワーク勤務を行っている、朝の通勤の煩わしさから解放され、効率的に業務が遂行できる反面、日常的な業務における担当間の細かな情報共有や照会の決裁を仰ぐ際の口頭による補足説明といった、電子メールや電話等のやりとりや文書に落とし込めない性質のものについて不便が生じるなどのマイナス面も見えてくるようになり、いずれの勤務形態にもメリットとデメリットが存在することが分かりました。

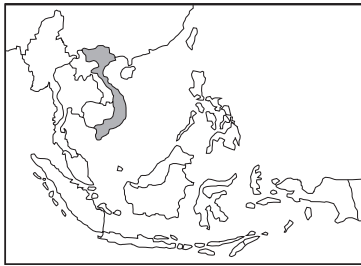
○終わりに

以上、私が現在担当している業務等について記載してきましたが、それ以外にも企画担当の業務は情報セキュリティに関する業務や行政文書管理に関する業務なども含まれ、業務内容は多岐に渡ります。

企画担当業務をする上で、語学に堪能であるに越したことはありませんが、着任前に懸念していたほどには支障ないように思いました。それよりも外務省やJICA等の関係機関の活動概要や今まで記載してきたような情報発信媒体に関する知識、関連するアプリケーション操作の習得など、様々な領域の事柄に関する情報や技能について、アンテナを高くして収集する習慣を持つように心掛けることがパフォーマンスの向上には有効だと思います。とは言いつつ、自分自身も業務を遂行する上で質を改善する余地は至る所にあるので、今後も国際協力部の活動を広く発信できるよう、各業務に意欲的に取り組んでいきたいと思えます。



各国プロジェクトオフィスから



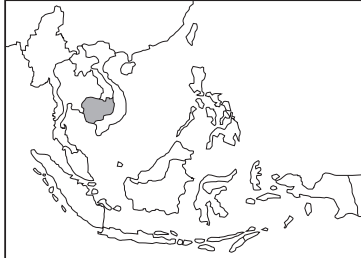
3月3日付でベトナム長期派遣専門家として着任し、4月1日より新チーフアドバイザーになりました、河野龍三と申します。直近は2年弱、法務省ICD教官としてベトナムを担当しておりました。

私自身、初の海外赴任で慣れないことが多いのですが、同僚の専門家やプロジェクトスタッフに助けられて何とかやっております。

なお、私は、検事任官前は民間会社で働いており、ICDに来る前は個人情報保護委員会という組織に出向していました。歴代のベトナムチーフには錚々たる先輩方がいらっしゃり、私の経験不足は明らかですが、自分なりのアプローチで任務に取り組んでまいり所存です。

関係者の皆様におかれましては、どうか温かいご支援をお願い申し上げます。

(ベトナム長期派遣専門家 河野龍三)



福岡文恵チーフの後任として3月に着任いたしました、検察官出身の伊藤みずきと申します。関係者の皆様には、ICD在任中から大変お世話になっております。引き続き、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

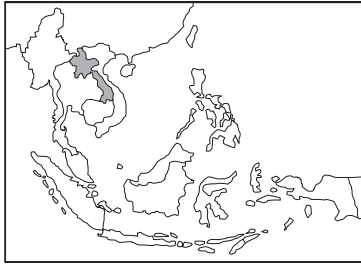
カンボジアでは、新型コロナウイルスの感染者数が大幅に減少し、4月14日～16日のクメール正月では、3年ぶりに各地でのイベントが再開され、コロナ前のような賑わいを見せていたようです。

4月26日には、フンセン首相のアナウンスにより、屋外でのマスク着用義務の撤廃が発表され、規制が緩められてきています。5月7日には、2021年2月以来、初めて国内の感染者数がゼロとなったとの政府の発表がありました。

私自身は、赴任前に一度もカンボジアを訪れることができず、現地とのやりとりは全てオンラインで実施していたため、赴任後に初めてカンボジアの皆さんに直接お会いして、カンボジアの空気を感じながら、対面でコミュニケーションを取ることができることのありがたみを実感しています。

先日、シアヌークビルに出張に行く機会がありました。ご存知の方もいらっしゃると思いますが、中国系企業による観光開発が進み、環境汚染や治安の悪化が指摘される「悪名高い」海沿いのリゾート地です。シアヌークビルは、商店、レストラン、ホテルなど、中国そのもの、という感じで、中国の地方都市に出張に来たのかと錯覚しそうになりました。プロジェクトオフィスのあるプノンベンでも、飲食店から法律事務所まで、至るところで中国語の看板が目に入ります。カンボジアにおける中国の存在感の大きさを肌で実感しています。

(カンボジア長期派遣専門家 伊藤みずき)



最近のラオスにおける出来事（ヘドガーン）。4月13日から17日はピーマイラオ（ラオス正月）で、2565年を迎えた。首都は政府の指示どおり静かだった反面、ルアンプラバンでは水かけをして大騒ぎする旅行者が多かったそうである。コロナ感染者数の急増が心配されたが、むしろ最近では減少している。ワクチンを2回以上接種した人は全人口の7割近くに達し、3回目、4回目接種も進行中なので、その成果か。とはいえ、油断はできない。身近な方の死もあった。4月25日にソムサック・タイブンラック最高裁民事部長が亡くなった。この点について今月号掲載の拙稿「ソムサックさんについて」

参照。経済も大きな岐路を迎えている。ここ数か月、ガソリン価格の高騰が激しかったが5月8日頃からガソリンが不足し、多くのガソリンスタンドが閉鎖され、市民が殺到。デモが実行されるという噂もあり（真偽不明）、5月半ば現在も大きな騒ぎとなっている。ラオスの通貨キープは対ドルで暴落を続け、インフレは12%程度に達した。唯一の良いニュースは5月9日以降、入国規制が緩和されたことである。日本人は隔離無しでコロナ前と同様に入国できる。法整備支援関係のラオス出張者は2020年3月が最後だったと記憶しているが、この2年でビエンチャンの町もだいぶ変わった。高層マンションができ、首都最大のショッピングモールも建設中。ナンブ広場（噴水）はスケートポート場になってしまった。もうあそこで2次会はできません。2年半ぶりにラオスに来る方は、びっくりするでしょう。

（ラオス長期派遣専門家 鈴木一子）



3月10日付けで長期専門家としてジャカルタに赴任した、検察官出身の及川裕美と申します。インドネシアでは、5月8日までイスラム教の断食明け大祭（レバラン）で、プロジェクトのカウンターパートである法務人權省法規総局及び最高裁判所は10連休でした。4月14日以降、インドネシア国内全体の新規感染者数は1,000人を切っていて感染状況が落ち着き、政府が3年ぶりに帰省を許可したため、多くの方が帰省され、空港等は活気を取り戻しました。高速道路や空港の混雑状況に加えて、船や港の混雑状況もニュースで繰り返し取り上げられていて、島嶼国であるインドネシアならではの思い

ました。レバラン休暇後も新型コロナウイルスの新規感染者数は500人を切っていますが、インドネシア政府は、レバラン休暇後も活動制限を継続し、本稿執筆時点（5月中旬）も、ジャカルタ、バリ島等のオフィス出勤率は暮らしを支えるエッセンシャル（必需）分野を除き75パーセントに制限されています。制限がある中でも、全力でプロジェクト活動に取り組んでまいりますので、引き続きご支援・ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

（インドネシア長期派遣専門家 及川裕美）

ソムサックさんについて

ラオス長期派遣専門家

鈴木 一子

2022年4月25日（月）に最高裁民事部長ソムサック・タイブンラックさんが亡くなった。あまりに突然のことで、言葉を失った。51歳だった。

4月19日（火）午前8時30分から午後4時まで一緒に民事判決書マニュアル改訂について議論した。4月26日（火）午後1時30分から火曜の議論の続きをする予定だった。しかし、この日の午後1時は、ソムサックさんのお葬式の時間となった。暑くて長閑でラオスっぽいお葬式だった。

ソムサックさんは2006年民事判決書マニュアル作成当時も中心メンバーであり、現行プロジェクトでは民事関連法SWGのスーパーバイザーであり、常にラオスの民事判決の改善の中心におられた。セミナーでは毎回、議長を務めて頂き、2022年1月に行われた民事判決書マニュアル改善セミナーでは争点の在り方等について議論した。当該セミナーを経て3月、民事判決における争点の導入をSWGとして最高裁に提案した。最高裁から承認されたとき、誰よりも「お祝いしよう！」と喜んでおられた。

民事関連法SWGでは意見が分かれてなかなか結論に至らないことが多いのだが、ソムサックさんは毎回、少数派の意見にも配慮した上、合理的な説明をして皆が納得する形で見事に意見をまとめていった。また、「重鎮が先に発言すると、若手が意見を出せなくなる」と言って、若手から意見を聞くのを優先していた。こんなに凄いリーダーシップを発揮する方は、どの国であっても、めったに見かけるものではない。私が最も尊敬するラオスの法律家であり、SWGの方向性や進捗について悩んだときは、いつも相談に乗って頂いた。彼の執務室を訪ねたとき、九州大学に留学していた20年近く前の写真が飾ってあり、「仲間と一緒に自転車で山に行って、そこの食堂が美味しかったんだよなあ」と懐かしそうに話してくれた。日本は何回も行っているが九州に戻ったことは無くて「九州にまた行きたいんだ」と言っていた。私はそのとき「今後、九州で研修ができないかしら…」と密かに思っていた。

ソムサックさんはラオスにおける民事の要であり、約20年にわたって日本の法整備支援における中心的存在だった。日本にはソムサックさんを慕い、尊敬する方がたくさんいる。議論した場面だけでなく、夕食会でSWGメンバーの小咄に笑い転げたこと、みんなで踊ったこと、楽しかったことが思い出される。ソムサックさん不在によりラオスの民事実務はどうなってしまうのだろうかという心配が大きい。いつかソムサックさんと再会したとき胸を張れるようにみんなで民事判決を改善していきましょう。

－編集後記－

I C D NEWS第91号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。
改めまして、本号に掲載された記事を御紹介したいと思います。

「巻頭言」では、青山善充氏から、「動き出した仲裁法・ADR法の改正とその背景——司法制度改革から20年——」と題して、仲裁法・ADR法の現状及び今後について、御寄稿いただきました。

「外国法制・実務」では、ベトナム、東ティモールにおける法制度・実務等を御紹介する内容となっております。

ベトナムについては、前JICA長期派遣専門家の横幕氏、枝川氏、本年3月まで当部教官でいらっしゃいました黒木氏から、東ティモールについては、当部川野教官からそれぞれ御紹介いただきました。

「活動報告」では、2021年11月から2022年3月の間に実施いたしました当部の活動やセミナー等を当部教官から御紹介しております。

「JICA現地事務所スタッフの眼」では、JICAベトナム事務所のアイン氏から、ベトナムからみた日本の法整備支援について御紹介いただきました。

「専門官の眼」では、中山主任国際専門官から、国際事務部門企画担当が行う照会業務や広報活動について御紹介いただきました。

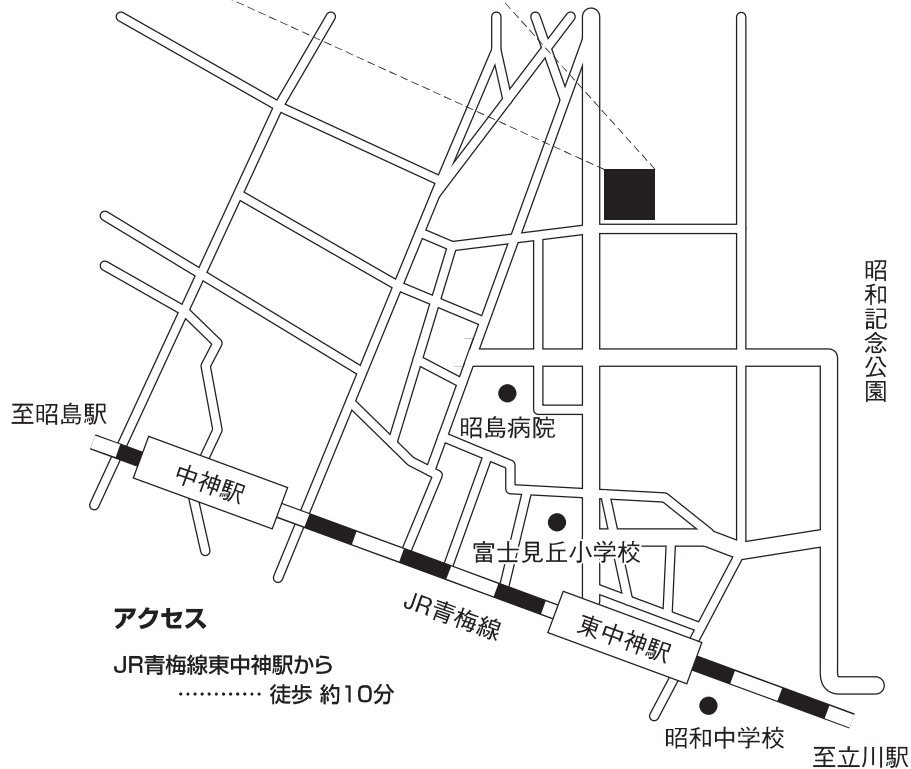
最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

事務官 徳井 靖士



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話：(042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X：(042)500-5195

ウェブサイト：http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス：icdmoj@i.moj.go.jp

編 集：法務省法務総合研究所

発 行：2022年6月

